

令和6年 第1回定例会

大和村議会議録

第1回定例会 令和6年3月5日（火）開会
令和6年3月21日（木）閉会

大和村議会

令和6年第1回大和村議会定例会会期日程

3月5日（火）開会～3月21日（木）閉会 会期17日間

日 次	月 日	曜日	会議別	日 程
第1日	3月 5日	火	本会議	（開 会） 補正予算8件 新年度予算8件（予算審査特別委員会設置） 条例関係7件 計画変更2件 指定管理者指定1件
第2日	3月 6日	水	委員会	予算審査特別委員会（現地調査）
第3日	3月 7日	木	休 会	
第4日	3月 8日	金	休 会	
第5日	3月 9日	土	休 会	
第6日	3月10日	日	休 会	
第7日	3月11日	月	休 会	
第8日	3月12日	火	休 会	大和中学校卒業式
第9日	3月13日	水	本会議	一般質問（5名） （午前）市田 実孝 議員・勝山 浩平 議員 （午後）中井 文忠 議員・藏 正 議員 前田 清和 議員
第10日	3月14日	木	委員会	予算審査特別委員会（一般会計）
第11日	3月15日	金	委員会	決算審査特別委員会（一般会計・各特別会計・各公営企業会計）
第12日	3月16日	土	休 会	
第13日	3月17日	日	休 会	
第14日	3月18日	月	休 会	
第15日	3月19日	火	休 会	
第16日	3月20日	水	休 会	
第17日	3月21日	木	本会議	（最終本会議） 条例関係4件 同意1件 予算審査委員長報告・新年度予算採決 議員派遣，議会運営委員会継続調査申出 （閉 会）

第 1 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 6 年 3 月 5 日（火）

大 和 村 議 会

令和6年第1回大和村議会定例会会議録

令和6年3月5日（火）

午後1時30分 開 会

1 議事日程

開会の宣告

- | | | |
|--------|------------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 承認第 1 号 | 令和5年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 令和5年度大和村一般会計補正予算（第7号）について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 13 | 議案第 8 号 | 令和6年度大和村一般会計予算について |
| 日程第 14 | 議案第 9 号 | 令和6年度大和村国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 15 | 議案第 10 号 | 令和6年度大和村大和診療所特別会計予算について |
| 日程第 16 | 議案第 11 号 | 令和6年度大和村介護保険特別会計予算について |
| 日程第 17 | 議案第 12 号 | 令和6年度大和村大和の園特別会計予算について |
| 日程第 18 | 議案第 13 号 | 令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 19 | 議案第 14 号 | 令和6年度大和村簡易水道事業会計予算について |
| 日程第 20 | 議案第 15 号 | 令和6年度大和村集落排水事業会計予算について |

(施政方針及び提案理由説明)

(大綱質疑)

- 日程第 2 1 令和 6 年度予算審査特別委員会の設置について
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 大和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 大和村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 大和村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 大和村辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 大和村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 大和村観光公園施設の指定管理者の指定について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(7名)

1 番	市 田 実 孝 君	6 番	勝 山 浩 平 君
2 番	前 田 清 和 君	7 番	中 井 文 忠 君
3 番	重 信 安 男 君	9 番	奥 田 忠 廣 君
5 番	藏 正 君		

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森 永 学 君 主 査 後 藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	前 田 逸 人 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	大 瀬 幸 一 君
建 設 課 長	早 川 勝 志 君	産業振興課長 兼農委事務局長	福 本 新 平 君
教委指導主事	里 中 卓 麻 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	松 崎 泰 郎 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午後 1時30分

○議長（奥田忠廣君）

ただいまから、令和6年第1回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、藏 正君、6番、勝山浩平君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの17日間にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月21日までの17日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和5年第4回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配布しておりますので、口頭報告は省略いたします。

ではこれで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。行政報告の前に、年明けの元日の日に能登半島の地震災害によりまして多くの方がお亡くなりになり、心から御冥福をお祈りいたしますとともに、被災に遭われた方にお見舞いと一日も早い復興を願うところでございます。災害がいつ起きるか分からないということで、我々災害を指示する責務としてしっかり村民に情報をしっかり伝達できるように、体制づくりをしっかりとやっていきたいというふうに思うところでございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。昨年12月定例会以降の行政報告でございますけれども、12月20日の日には、私ども今年度のタンカンPR販売における大和市役所を表敬訪問し、市役所への協力要請とFM大和におけるラジオでのタンカンのPRもさせていただきました。おかげさまで1月末までの販売受付ということで、多くの方にタンカンの知名度もアップされたのではないかとこのように思ったところでございます。

12月25日でございますけれども、大和村で初めての国際交流事業ということで、大和中学校の2年生10名、3年生3名の13名を台湾のほうに国際交流ということで行かすことができました。25日から、子供たちは29日まで台湾の建成中学校との交流を含めて体験をさせていただきました。これからはしっかりと我々も明日の大和村を担う子供たちへのいろんな取組を、今後とも進めていきたいというふうに思っているところでございます。

年が明けまして1月に入り、1月の17日でございますけれども、世界自然遺産の全国である5地域における連絡会議が京都のほうで開催をされました。屋久島、白神山地、知床、小笠原と奄美から沖縄ということでございまして、各地域の取組を情報共有しながら、それぞれの取組を参考にして、自然遺産に対する保全活動などの取組なども参考にしながら、今後、私たちも進めていきたいというふうに思ったところでございます。

1月の24日でございますけれども、現在、LCCが就航してピーチアビエーションが成田、そして関空から就航しておりますけれども、現在は一部運休ということになっておりまして、成田線も週3日とか、関空が今運休になっているとかということがございまして、急遽本島内5市町村によりまして要望活動を行わせていただきました。その効果が分かりませんが、先般は社長さんが奄美のほうにいられて、とりあえず運航をしっかりとやっていきたいということで運休期間が少なく済んだようなことも聞いておりますので、今後とも私たちは航空会社に対する5市町村の取組をしっかりと要請活動をしていきたいというふうに思っているところでございます。

1月の28日でございますけれども、20回目を数えますまほろばウォーキング大会が開催をされました。初めて今年度、1,000名を超える方に参加をいただき、これからもこの国立公園の中でのウォーキングをしっかりと広めながら、自然の良さを伝えていきたいというふうに思っているところでございます。

2月に入りまして、2月5日から行政報告ということで各集落を2月20日まで回らせていただきました。各集落からいろんな形で行政に対する御意見を賜っておりますので、我々もしっかり事

務嘱託員を通じて御意見を賜ったことの回答ができるものをお伝えしていきたいというふうに思っているところでございます。

2月の8日でございますけれども、昨日、能登半島の地震災害におけるJマットの活動報告会を、村民の皆様を対象に開催をさせていただきました。それに伴う出発式も職員を同席の上で出発式を行ったところでもございます。昨日の報告会によりまして、災害の悲惨さを我々も感じたところでもございまして、私たちがああいう災害を受けた場合にはどうなるかということも、改めて感じたところでもございますので、100%対応ができなくても、少なからずその避難の在り方とか、避難所の在り方、そういうことを我々もしっかりできることを体制づくりに努めていきたいというふうに感じたところでもございます。

2月の15日でございますけれども、大和市のタンカンPRに併せまして、JAL本社に私も初めて赤坂社長に表敬訪問させていただきました。これは今、昨年から大和村でJALが事業主体になっておりますワーキングホリデーということで、大和村における農業体験を含めた取組がJALのほうで積極的に行っておりまして、大和村のほうでタンカン農家さんを主にしながら、収穫体験や農業体験なども、こうして取組を進めている関係で、これからもJALさんとの連携を取っていききたいということで、本社を表敬訪問させていただきました。また、このJALの関係では、奄美沖縄の世界自然遺産登録によりまして、民間の共同企業体という組織が編成されており、その中で代表者が日本航空の鹿児島支店長のほうがこの代表者になっていることもございまして、我々が今後進めるいろんな世界自然遺産の取組において、JALを協力をいただこうということも内諾をいただきましたので、これからJALさんを中心に、いろんな形で奄美に対する世界自然遺産の協力をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

17日には大和市のほうで古民具骨董市に合わせて今年のタンカン販売PRをさせていただきました。我々が持つて行くタンカンが、昨年以上に持つて行こうということで確保する予定でございましたけれども、なかなか福元地区のタンカンが酸がまだまだ切れないということで、量がそれほど持つて行くことができなかったんですけれども、昨年よりはちょっと多く持つて行きましたが、もう午前中でもう待っていたように、市民の方にお買い求めいただいたところでもございます。大分大和村の福元タンカンは、もう知名度も通っているなということを思いましたので、これからはしっかりPRをしていきたいというふうに思います。

また次の日には、ディスカバー奄美大島大和村タンカン商談会という、これは初めての取組でございますけれども、JA奄美さんと、今回は大和村が2団体で共同で日本橋の三越にございますレストランにおけるシェフが、奄美に訪問いただいて、奄美の食材が主に、またタンカンを主にしたディナーを作っていただきまして、この大和村の出身者を含め、またバイヤーの皆さんにも、約全体で30名ほど日本橋にお越しをいただいて、料理を味わっていただきました。その中で、奄美にいられたシェフの皆さんが、まほろば館での大和村のスモモの、ドライフルーツを見られて、大分気に入られてですね、今年度スモモを中心に、我々もちょっと販売展開ができればということも情報

をいただきましたので、しっかりPRに努めていきたいというふうに思ったところでもございます。タンカンの知名度も味も、皆さんから大好評をいただきまして、しかしながら、あそこが求めている量を提供できるかということが、今後の課題ではないかというふうに思ったところでもございます。その点については、JA奄美さんとしっかり連携を図りながら進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

2月の29日でございますけれども、台北経済文化代表所に出向きまして、我々が昨年おじゃまして、今回の国際交流事業に多大な御理解と御協力をいただいたことによって、総領事のほうに台湾での報告等含めてお礼を申し上げたところでもございます。台北のほうの有名な進学校でもございます建成中学校という500名の学校との交流ができたことは、大和の小さな学校からの子供たちも大きな成果を得たのではないかというふうに思っておりますので、我々もそのタイミングを見ながらですね、交流事業をまたこれからも進めていきたいというふうに思っております。できれば、今年度はリモートでのまた台湾の中学校との交友、交流も進められていくのではないかというふうに思っておりますので、その点については教育委員会を中心に進めていきたいというふうに思うところでございます。

以上、私のほうから取り急ぎ行政報告ということで報告をさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 承認第1号 令和5年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、承認第1号、令和5年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第6号）は、歳入及び歳出において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

4,047万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,745万3,000円にいたしました。

7ページをお開きください。歳入から御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援分と推奨事業分の合計で3,607万2,000円を増額計上いたしました。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、財源不足を補うため440万円を増額計上いたしました。

次に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目21物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業低所得世帯支援分は、村内非課税世帯への給付事業における費用として2,589万2,000円を計上いたしました。

同じく目22物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業推奨事業分は、第6弾地域商品券配布に伴う経費の合計で1,467万円を計上いたしました。

款13予備費におきまして9万円を減額し、歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

-----○-----

日程第6 議案第1号 令和5年度大和村一般会計補正予算（第7号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議案第1号、令和5年度大和村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第7号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第7号）については、アミノクロウサギ飼育展示施設整備事業及び今里小学校体育館改修事業など、歳入歳出それぞれ3億3,824万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第7号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億3,824万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,569万3,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものから御説明いたします。

10ページをお開きください。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、普通交付税の追加交付により1,481万6,000円を計上いたしました。

同じく10ページでございます。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、令和5年度に発生した災害のうち4件が過年災での取り扱い決定を受けたことに伴い、工事費等を令和6年度当初予算に計上替えしたことにより、河川等災害復旧費負担金を5,769万5,000円を減額計上いたしました。

同じく10ページでございます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、社会保障税番号制度システム整備補助金と合わせ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金推奨事業分の合計で1,359万8,000円を計上いたしました。

11ページをお開きください。款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、奄美群島成長戦略交付金としてクロウサギ施設整備事業及び今里小学校体育館改修の県補助金と合わせ、川内原発条例制定に伴う県条例制定請求署名審査事務交付金の合計で2億2,389万9,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、繰入額を6,600万円減額し、歳入調整を行いました。

同じく目4ふるさと応援基金繰入金は、応援基金繰入予定の事業に対し起債額の決定に伴い起債事業として対応が可能となったため、2,400万円を減額計上いたしました。

同じく12ページでございます。款20諸収入、項3雑入、目2雑入は、市町村振興宝くじ交付金の

交付決定に伴う122万2,000円と合わせ、融資日の決定により次年度開始となるふるさと融資返済金の1,200万円の減額の差引き合計で1,077万8,000円を減額計上いたしました。

13ページをお開きください。款21村債、項1村債、目1の総務費債から目8の災害復旧費債まで各項目における起債額の決定における目1総務費債で1億2,030万円、目2土木費債で2,100万円、目3消防費債で2,700万円、目8災害復旧費債で7,500万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

14ページをお開きください。各項目の節1報酬、節3職員手当等、節4共済費の補正につきましては、会計年度任用職員の年度内退職及び職員並びに会計年度任用職員の人事院勧告に伴う支給後の残高を減額しておりますので、説明は省略させていただきますが、後ほど24ページにあります款10災害復旧費にある報酬、職員手当等は、事業事務費の変更に伴う増額計上となりますので、後ほど該当ページの際、御説明いたします。

14ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費につきましては、減債基金への積立金といたしまして9,985万9,000円を計上いたしました。

同じく目7企画費、節18負担金補助及び交付金の876万円の減額は、直行バス村民定期券助成の実績としての増額と、次の15ページへも続きますが、温泉施設整備資金貸付日の決定により、次年度開始となった連帯保証料補助金の減額と、同じく温泉施設オープンが新年度になるため温泉施設利用助成金の減額を差引き、合計で876万円を減額計上いたしました。

15ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目15アミノクロウサギ飼育展示施設整備事業費は、施設整備に関する需用費から備品購入費までの合計で3億500万円を計上いたしました。

同じく15ページにあります目23物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業住民税均等割分は、住民税の均等割のみ課税されている世帯に対する給付事業費として、合計で475万円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、戸籍付票システム及び戸籍システム改修における電算処理委託料として734万8,000円を計上いたしました。

18ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目15障害者自立支援給付事業費は、障害者自立支援給付費の実績と合わせ、その実績に伴う国・県への返還金の合計で665万9,000円を計上いたしました。

同じく18ページから19ページへと続きますが、款3民生費、項4福祉事務所費、目1福祉事務所費は、令和5年度から運用を開始しました福祉事務所関連費用の実績に伴い、合計で1,764万4,000円を減額計上いたしました。

19ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、簡易水道事業特別会計繰出金の減額と、集落排水事業特別会計事業繰出金の差引き合計といたしまして1,970万円

を減額計上いたしました。

20ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目12環境保全対策事業は、海岸漂着ごみ対応の追加分費用といたしまして150万円を計上いたしました。

飛びまして23ページをお開きください。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費は、今里小学校体育館改修における設計管理委託料と工事請負費の合計で6,800万円を計上いたしました。

24ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費は、歳出冒頭でも説明いたしました事業事務費の充当分の増額と、過年債へ移行する工事請負費の合計で8,456万9,000円を減額計上いたしました。

同じく24ページでございます。款11公債費、項1公債費、目1元金は、次年度から開始されることとなったふるさと融資分の償還金減額と合わせ、繰上償還金の金額確定による合計で1,238万4,000円を減額計上いたしました。

同じく24ページでございます。款13予備費におきまして、51万5,000円を増額し、歳入歳出の調整を行いました。

最後に、前のほうに戻しまして、5ページをお願いいたします。お開きください。第2表の繰越明許費でございますが、令和5年度から令和6年度に繰り越して行う事業は、アマミノクロウサギ研究飼育施設整備事業や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業のほか、湯湾釜選果場改修事業、道路橋梁費における社会資本整備総合交付金事業や公共土木施設災害復旧費ある河川等災害復旧費など、合わせて15事業の合計11億9,493万1,000円を繰り越して行うこととしております。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（市田実孝君）

先ほどの環境保全対策事業で150万ほど増額なさっていますが、これは月に何回ほど作業をなさって、何名ぐらいでなさっていらっしゃるんですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

この内容につきましては、海岸に漂着しているごみの回収でございます。主に回収が始まるのは11月から2月、3月ぐらいまでなんですけど、その月によってばらつきがあります。各集落によって老人クラブの方が行うところもあります。そして、それができない場合は各種団体ですね、団体がするところもありますので、多いところは年間で4回、5回というところもあります。そういったところは老人クラブを中心に、その会ごとに10名ほどでやっております。また、ある集落は年に3回やって、そのたびに30人ぐらいを参加させて行っております。また別の集落では年1回行うんですけど、50人ぐらいですね、参加して行うところもありますので、その地区地区によってですね、ちょっとばらつきがあるということになっております。

○1番（市田実孝君）

この間ですね、季節風ですか、春一番ですか、そういった時期にですね、津名久の海岸を見たりすると、浮き球、漁礁ですね、そういったものが結構目立っているんですよ。それでこういった作業をする専門員とか、配置するようなことで、今後考えていったほうがいいと私は思うんですけども、見回りですね、海岸ですね、戸円のそれとか、やっぱりそういった方も配置して、今後環境の保全をね、美化を含めて進められたらいいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

確かに議員のおっしゃるように、海岸の環境美化というのは非常に大事なことであります。これからまた春、温かくなってきて、また海岸を訪れる方も多くなってくると思います。基本的に、2月でその事業は終わるんですけど、また3月以降はですね、3月はまた自主的に私たちのほうで回収のほうはしていきます。今後、海岸を環境パトロールみたいな形でですね、そういったものがですね、できるのかどうかというのは、また十分ちょっと課内の中でも協議をしていきたいと思っております。

○1番（市田実孝君）

そういったふうにして、環境保全をですね、図っていったらというふうに私は海岸を見てですね、季節風の後とか、いろいろ玉が目立つもんですから、多分あれ中国製じゃないかと思うんですけどね、そういったので進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（重信安男君）

先ほどの市田議員に付け加えまして、その回収したごみを、それを回収というか、捨ててないで置きっぱなしにずっと海岸にですね、透明の袋で、あれはちょっと見苦しいですもんね。私は収集、職員に聞いたら忙しくてできないと、そういうふうに言われて、これはもうちょっと、職員でもいいからやるなり、各種団体をお願いするなり、早くどかしたほうが良いと思います。そうせんとまたね、カラスとかにやられて、また汚れてまた飛んで行ったら大変ですので、ちょっとあれは見苦しいかなと思いますので、それをちょっと検討していただけたらと思います。

○住民税務課長（池田浩二君）

やはり回収したごみはずっと置いておくのも、やはり景観にとって余りよくありませんので、また我々のほうで早急に対応していきたいと思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（中井文忠君）

（聴取不能）・・・船の漁業者の方なんかの船の出入りとかがね、大変だと思います。そして、ちょっとこれはある程度深く掘り下げるのか、それとも上辺だけを取っていくのかということとで

すね。それとこの名音漁港再整備事業ということは、何をどういうことで再整備事業をしようと思っているのか。この2点をお聞きしたいと思います。

○産業振興課長（福本新平君）

まず、名音漁港の土砂の堆積除去につきましては、10月にですね、集落の漁業者等に説明を行いまして、今度の4月から6月にかけて潮の一番引く時期に合わせて、土砂を大きく取ろうと考えております。それに伴いまして、集落とも話し合いまして、常に流れてくるものですから、台船等の活用も検討しながら進めていこうかなというふうに考えているところであります。

名音漁港の再整備事業につきましては、今現在、こちらの名音の漁業者、地域の漁業者等とも話し合いまして、浮棧橋の設置を考えて、ブルーツーリズム推進も図りながら進めていく計画であります。まず今、設計の段階になっておりますので、次年度また詳しく御説明ができればというふうに思っております。以上です。

○7番（中井文忠君）

今、浮棧橋を造るということで課長から話がありますけれども、この浮棧橋、造ってですよ、ツーリズムということでやろうということだろうと思うんだけど、この漁業者の、この棧橋を造ったら漁業者のやっぱり業者が名音なんか1業者しかいないんですよ、1業者。そしてこの棧橋を造ったら、この業者の方なんかは船を横付けをして、もう私物化にならないかということが、私は心配なんです。いつも前も何かで私物化にならないかと。やっぱり福岡の博多港などみたいに、船がしょっちゅう出入りをして、壱岐に行ったり長崎に行ったりして、そういうじゅんぐりじゅんぐりするところならばいいけど、1業者のためにということになりはせんかと、それが住民が本当にこれは漁業者のためというならば、話も分かっておるけれども、村民の目線としていかなものかと、漁業者に対してはいいと思います。だけでも村民の目線、1業者、はっきり言って1業者になるんですよ、名音なんかとしても。それがもう自分の私物化にして、横に船を止められたりすれば、ほかの人がしても動けと言われんですよ、そんなことが、あると思います、必ずそのあれが、私物化になるというのは、もう私の目から見て私物化になる。それを私がなぜ今この場で言うかということ、以前にもう約20年ぐらい前になります。はっきり言いますけれども、この名音の今、漁港にあるコンクリの冷蔵庫があるところですよ。あのところにですね、以前にこの方々が網戸を入れて、そこで商売をしようという考えで網戸を入れておりました。私は役場に用事があって来たとき、その話を聞いたものですから、何で、このときは〇〇さんが課長でした。そのときに、〇〇兄、何であっちに網戸とかサッシを入れる必要があるのと聞いたんですよ、私は。それがもう自分なんかで勝手に網戸を入れ、そこで商売をしようとした。私はこの人なんか嫌われておりますよ、はっきり言って、兄弟にも。私物化にしようとしているのが目に見えておるものですから、そのようなことを言うんですけれども、村民の目線でしたらどうかなと、もし名音に造るのであれば、ここの大和浜にも造らんないかん。あちこちに造っていくような状態になりやせんかなという思いでおりますが、そのことはどのように考えておりますか。

○産業振興課長（福本新平君）

浮桟橋等につきまして、水産業、漁業振興を図る目的で入れます。ブルーツーリズム推進も図ります。名産の漁業者については、また若い漁業者のほうも増えてきておりますので、まず就労改善等も図りながら活用していただきたい。これについては、やっぱり個人のためだけにではなくて、やはり私どもとしましては、また集落と話し合いを行いながら、全体で活用してもらおうと。その中でブルーツーリズムを積極的に推進していただきたいという思いで整備を検討しておりますので、個人のためという考えでは、私たちはありません。それについても整備するにあたり、私たちも指導だったり、見ていたり、活用方法とか、いろんな形で協議しながら、また進めていこうかなというふうに思っております。

○7番（中井文忠君）

そういう思いでやっているということは分かります。けれども、私が言わんとすることも、あなた方は20年前のことだから、もう分からないと思いますよね。本当、私はこのことで兄弟に嫌われ、ああ、あれはふみ兄は好かんからと、やっぱり言われていることも分かっているんですよ。だから別に、私も遠慮はしない。この大勢の場で言うことは、みんなに知ってほしいから、あえて。だから、課長ね、お宅なんかが言うこともちゃんと分かるけれども、個人のためじゃないという。そのかわりですね、やっぱりできるなら、村民の視線を大事にしながらですよ、やっていかないといけないという思いでおりますので、やっぱり村民から議員の方々は何してんだよと、前のバスの問題もありますよ。2,000万の問題もあって、それを私たちは反対をしたわけですよ、議員の皆さんは。それ、今思えばですね、このバスは必要あったと思います、私は。だから、それが、それが、それを反対したにも関わらず、今のこの問題を私は賛成することができないですね、私の考え、ほかはどうか分からない。そういうことでありますので、やっぱり私はこの場を借りてですね、声を大にして言うておりますけれども、やっぱりするんであれば、村民の視線を気にしてですよ、やっぱり口を張って村民に言えるようなことをしてほしい。そして決まりは決まりでちゃんとさせてほしい。それが私の気持ちですので、伝えておきます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（前田清和君）

1点だけ確認の意味で質問させていただきます。14ページが目7企画費の節12委託料集落まると体験事業委託金250万ですが、これは令和5年度、当初予算でこの令和6年度も250万の集落まるとに対しての委託金という形なんです、企画課長、これは当初予算で、250万じゃなくて、これは追加で250万と理解してよろしいでしょうか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

当初の委託事業経費800万にプラス増額での250万ということでございます。以上です。

○2番（前田清和君）

800万で、追加でこの250万、1,050万で理解してよろしいでしょうか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

はい、そのような予算になっています。

○2番（前田清和君）

800万、250万増額の原因を御説明お願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今回の250万円の増額の内容といたしましては、1月31日に新聞紙上においてキャンペーン告知を行いましたウィラブ大和村キャンペーンでございます。こちらの事業の目的といたしましては、LCCの減便でありますとか、閑散期における旅行需要の落ち込み、こういったものを対応し、旅行需要喚起対策を目的として実施をしております。このキャンペーン告知を当初800万円の当初の委託事業経費の中から、220万円の事業経費でスタートをしたところでございます。1月31日に新聞紙上で告知を行いまして、2月2日には当初想定していた予定していた事業経費220万円の上限に達しまして、一旦受付を停止をさせていただいたというところでございます。その後、先にネット塾委託費用のほうから委託費のほうから250万円、こちらのまると協議会の委託金のほうに予算流用をいたしまして、ウィラブ大和村キャンペーンの追加での受付をスタートさせていただきました。結果、2月7日にはもう予算上限に近づいたというところで、2月7日にストップをしているところでございます。このように、非常に大和村への観光需要に対して大きな反響があったというところで、我々としていたしましても、予算を何とか増額をして、観光関係事業者のそういった支援につなげていきたいという思いから、予算増額をしたところでございます。以上です。

○2番（前田清和君）

実際、私はその集落まると体験事業、村内で30事業者ぐらいあって、いろんな活動をされているというんですけど、実際、正直言って実感はないんですね。企画課長が今、そんなにしている大和村のPRということで250万補正を組んでやっている割には、村民にはほとんどその還元というんですか、村民に対しての、その形として何の事業をしているのかなって、観光客観光客と言うんですけど、私が住んでいる大和村でさえ、看板一つさえまだ立たないんですよ。集落の看板というのをですね、もう4年、5年経つんですけど。いや、実際集落に住んでいる方々が、そういう喜んでいるというので予算を組んで、そうして使うのであればいいんですけど、もう企画の課長の話だと、とにかく村外からの観光客に対して、お金はどんどん使おうと。村民に対しては、村民が喜びっていないんですよ、と僕は正直思っています。であれば、もっと村民に喜べるようなお金の使い方、予算の組み方というのにも必要じゃないかなと。令和6年度ももしかしたらこれ、800万では多分足りないでしょう。1,000万超していくでしょう。僕はそういうふうに感じているんですけど、それであれば、やっぱり村民にも喜べるような還元のお金の使い方、観光客を呼ぶんだったら観光客を呼んでもらってもかまいませんけど、もっとそういう予算の組み方、令和6年度もまたスタートしますが、ぜひですね、そこら辺も検討していただいてですね、観光客さえ来てもらえれ

ばいいちゅうもんじゃないと僕は思っています。やっぱり村民第一です。大和村民が喜べてこそ、初めて観光客も受入れられるし、観光業も僕はどんどんどんどん良くなっていくと思うんですよ。そこら辺、ぜひまた検討していただいて、僕はこの250万が1,000万超えたと聞いて、ちょっと、ああ、何でというのが正直な思いでしたので、ぜひ令和6年度、また事業を進める上でも、その補助金の使い方とかもですね、考えていただいて、まず村民に喜ばれるような、そういう事業を考えていただきたいなというふうに思います。

○村長（伊集院 幼君）

ただいまの質問に対して、ちょっと補足させて説明させていただければ、これは、奄振交付金という事業の制度の中で、どういった形で奄美群島に波及効果をもたらすかという事業の目的に沿って、各市町村で事業メニューを考えながら、交付金の効果を上げていくという目的があります。まさに村民の皆さん、大事ですよ。それは村民もみんな巻き込んだ形で我々もやりたいんだけど、事業の制度に合わないから、どういう形であれば観光振興につながるメニューが大和村でできるということで、この大和村集落まるごと体験協議会という組織を作っていただいて、窓口がそこにあるからこそ、その体験観光であったり、ブルーツーリズムであったり、そして宿泊施設であったりという、そこに効果をもたらす事業であれば交付金として認められますよということで、我々も苦肉の策で我々もこの事業をこうして交付金をいただき、やっぱり村内に波及効果をもたらせる。これは宿泊施設だけでなく、村民に、まず人を呼び込むことによって商店であったり、いろんな波及効果があるのではないかとこのように思っておりますので、我々も村民一人一人にやれることは、ほかの事業でやりながら、この奄振交付金というのはネット塾であったりとか、離島であるハンディをどうそこで補うかということも、我々もその体制でやっていく中で、今現在、ネット塾の受講者が少ないために、交付金を返すわけにいかんものですから、その地域の閑散時期における大和村で何ができるかということ、我々も知恵を絞りながら需要の効果を上げていこうということで、今回予算流用させていただいておりますので、毛頭議員のおっしゃるように村民に波及効果はもちろんのことです。それを我々もそれを目指しながら、その国の制度をいかに大和村に持って来れるかということで、私たちはこのメニューづくりもしておりますので、今後また新年度予算でもそういう議論を、また皆さんにさせていただければというふうに思います。

○2番（前田清和君）

答弁いただきましたけど、じゃ、また本会議が終わってからで構いませんので、この令和5年度まるごと協議会の団体が、どのような令和5年度、1年間活動されてきたとか、そういうのがもし分かればですね、また議員の皆様方に文書で結構ですので、その活動が全く見えてないんですよ、申し訳ないですけど。大棚にも八月踊り保存会というのを立ち上げて、一緒にやっているんですけど、去年も、コロナになってから、去年夏も1回だけ観光客が来ました。だから、その協議会の活動が全く、どういう活動をされているのかというのが、議員自体もほとんど理解していませんので、ぜひこの令和5年度の活動された活動内容とかを文書にしてですね、またこの3月定例議会

が終わるまでで結構ですので、御提出いただければというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第2号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、議案第2号、令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）については、歳入において一般会計繰入金の減額及び村債の増額、歳出においては施設管理費の需用費の増額など、歳入歳出それぞれ60万1,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の内容について御説明申し上げます。

す。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,609万4,000円にしようとするものでございます。

10ページの歳入から御説明申し上げます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の3,160万円の減額は、令和5年6月20日の線状降水帯による今里地区水源池災害復旧工事等に伴う起債発行による課目の組替及び歳出の増額に伴い調整を行ったものでございます。

款6村債、項1村債、目1簡易水道事業債の3,220万円の増額は、同じく今里地区水源池災害復旧工事等の起債確定に伴う課目の組替によるものでございます。

次に、12ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。款1事業費、項1水道管理費、目2施設管理費の60万円の増額につきましては、会計年度任用職員報酬及び水源取水のための地下水ポンプ稼働に伴う電気代の増額であります。

最後に、前のほうに戻りまして4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費でございますが、令和5年度から令和6年度に繰り越して行う事業は、国直地区と湯湾釜地区の補助水源設備工事及び令和5年6月20日に発生いたしました線状降水帯による大雨災害での今里地区水源池復旧工事等に伴う測量設計業務委託、導水管布設工事、管理道路復旧工事を繰り越して行うこととしております。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第3号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、議案第3号、令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入において県支出金特別交付金及び一般会計繰入金の増額、歳出においてはシステム改修負担金及び償還金の増額など、歳入歳出それぞれ68万2,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,993万7,000円にしようとするものです。

6ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金につきましては、システム改修に係る特別交付金として24万2,000円を増額計上いたしました。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳出に伴う調整のため42万4,000円を増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目2連合会負担金につきましては、産前産後保険料の改定に係るシステム改修負担金として24万2,000円を増額計上いたしました。

款3国民健康保険事業費納付金、項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者支援金等に係る負担金として17万円を増額計上いたしました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び返還金につきましては、前年度の特定検診保健指導事業実績に係る返還金として27万円を増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第4号 令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第4号、令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）については、診療報酬等の増額や一般管理の減額、医業費及び予備費の増額など、歳入歳出それぞれ321万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ321万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億165万円にしようとするものであります。

それでは、5ページの歳入から御説明申し上げます。款1診療収入、項1外来収入、目2社会保険診療報酬収入70万円の増額、目3後期高齢者保険診療報酬収入150万円の増額、目4その他診療報酬収入30万円の減額、目5一部負担金収入60万円の増額は、いずれも今年度の実績見込みによるもので、合計250万円を増額計上いたしました。

款3繰入金、項1一般会計繰入金19万円の減額は、歳入の増による減額です。

款5諸収入、項1雑入、目1雑入は、新型コロナウイルスワクチン接種費用支援金の50万円の増額、歯科用マイナンバーカードリーダー設置費用補助金40万円の増額によるものです。

次に、6ページの歳出について御説明申し上げます。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費232万円の減額は、会計年度任用職員出勤日数の減に伴う会計年度任用職員報酬250万円の減額等によるものです。

款2医業費、項1医業費、目1医業費、節10需用費の180万円の増額は、診療行為の増により医薬機材費80万円、医薬品100万円の増額によるものです。

款4予備費、項1予備費を373万円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第5号、令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

議案第5号、令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入において事業費繰越による交付金の減額、歳出において役務費の増額など、歳入歳出それぞれ22万2,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,188万3,000円にしようとするものであります。

10ページの歳入から御説明申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1農業集落排水事業県交付金の42万2,000円の増額は、県補助金の確定に伴うものでございます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の1,190万円の増額は、農業集落排水事業起債の確定に伴い調整を行ったものでございます。

款7村債、項1村債、目1農業集落排水事業債の1,210万円の減額は、西部地区から東部地区への事業間流用に伴うものでございます。

次に、12ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費の30万円の増額は、西部地区中継ポンプの汚泥引き抜き料増加によるものでございます。

款4予備費、項1予備費、目1予備費の7万8,000円の減額は、歳出の増加に伴い調整を行ったものでございます。

最後に、前のほうに戻りまして4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費でございますが、令和5年度から令和6年度に繰り越して行う事業は、西部地区の集落排水施設中継ポンプの水位計設置と東部地区の国直地区集落排水管路布設工事を繰り越して行うこととしております。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第6号 令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第6号、令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）については、歳入において介護給付費の減額や基金繰入金の増額、歳出においては一般管理の減額などによりまして、総額においては増減なしの補正予算を計上しております。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ増減なしで、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,945万円にしようとするものです。

6ページの歳入から主なものについて御説明をいたします。

款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス費収入の1,000万円の減額から、款1 サービス収入、項3 特定入所者介護サービス等費収入、目1 特定入所者サービス費収入の280万円の減額までは、実績見込みにより減額計上をいたしました。

款5 繰入金、項1 繰入金、目1 基金繰入金は、財源不足を補うため730万円増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明いたします。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費は、産廃処理手数料など、16万5,000円減額計上いたしました。

款2 サービス事業費、項1 施設介護サービス事業費、目1 施設介護サービス事業費の6万5,000円の増額は、厨房用のコンビオープンリースによるものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第7号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第7号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入において保険料の増額、歳出において保険料納付金の増額など、歳入歳出それぞれ38万9,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,592万9,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料につきましては、現年度分の特別徴収保険料として58万9,000円を増額計上いたしました。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金につきましては、歳出との調整を図ったもので、20万円を減額計上いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、担当者会議オンライン参加により旅費が不要となったため、20万円を減額計上いたしました。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料納付に係る負担金として58万9,000円を増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。15時から再開いたします。

休憩 午後 2時42分

-----○-----

再開 午後 3時00分

日程第13 議案第8号 令和6年度大和村一般会計予算について

日程第14 議案第9号 令和6年度大和村国民健康保険特別会計予算について

日程第15 議案第10号 令和6年度大和村大和診療所特別会計予算について

日程第16 議案第11号 令和6年度大和村介護保険特別会計予算について

日程第17 議案第12号 令和6年度大和村大和の園特別会計予算について

日程第18 議案第13号 令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第19 議案第14号 令和6年度大和村簡易水道事業会計予算について

日程第20 議案第15号 令和6年度大和村集落排水事業会計予算について

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第8号、令和6年度大和村一般会計予算についてから、日程第20、議案第15号、令和6年度大和村集落排水事業会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

令和6年度各会計当初予算の編成にあたって、村長に施政方針及び提案理由並びに内容の説明を求めます。

なお、各特別会計の内容説明については、議案日程の順序は問わず各関係課長において関係する議案の説明を一括して行い、内容については簡潔にお願いいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、施政方針を申し上げます。本日ここに令和6年度の予算並びに諸議案を御審議いただくにあたり、村政に対する所信を明らかにするとともに、主要施策と予算の概要を申し上げます。一般会計並びに各特別会計予算の提案理由とさせていただきますので、議会並びに村民の各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それではまず、本村を取り巻く財政状況について申し上げます。本村の財政運営に大きな影響を与える国の令和6年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針においては、経済財政運営と改革の基本方針2023に基づき、物価高克服、経済再生実現のための総合経済対策及び、それを具体化する予算の迅速かつ着実な執行に全力を尽くしつつ、物価や経済の動向を踏まえ今後も機動的に対応していくことと併せて、人への投資の抜本強化、労働移動の円滑化、労務費も含めた価格転嫁対策の強化等により、構造的賃上げの実現に取り組むとともに、重点分野への官民連携踏襲を実行することにより、潜在成長率の引上げを図る経済財政運営を行うこととしています。このような方針に基づいて編成された令和6年度の国の一般会計予算の規模は、前年度対比2兆90億円減の112兆717億円で、基礎的財政収支対象経費は85兆627億円となっております。鹿児島県においては、本格的な人口減少や少子高齢化の進行、不安定な海外経済情勢等による物価の高騰、デジタル化の進展、カーボンニュートラルの実現など、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、本県の基幹産業である農林水産業、観光関連産業など、鹿児島の稼ぐ力の向上、地域や各種産業を支える人材育成、結婚、妊娠、出産、子育てしやすい環境の整備や、高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成など、鹿児島未来創造ビジョンに掲げた各般の施策に積極的に取り組むとされています。

それでは、令和6年度本村の行財政の基本方針について申し上げます。令和6年度は昨年の奄美群島日本復帰70周年を迎えるなど、鹿児島県本土を主に国内へ奄美大島が大きく宣伝され、このことで本村へ訪れる方がさらに増えることが予想される中、宮古崎トンネルの開通や今年4月開設予定の温泉施設のオープンを契機に、交流人口の増が見込まれ、本村がさらに発展する年になるよう、各種事業に取り組んでまいりたいと思います。

また、策定が遅れておりました第6次大和村総合振興計画に基づき、基本目標として安心して暮らせる健康な村づくり、自然と共生し安全で豊かな生活環境づくり、地域性を活かした多彩な産業づくり、活力と愛郷心ある人材を育む村づくり、協働で担い合う村づくり、健全で開かれた行財政運営が行われる村づくりの六つの基本目標を掲げ、本村の新たな将来像である小さくとも光り輝き続ける村の実現に向け、各施策の実施に取り組んでまいります。

また、総合振興計画において重点プロジェクトとして位置付ける第2期大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略の戦略事業に注力して取り組むことで、本村の喫緊の課題である少子高齢化、人口減少対策、地域経済活性化等の課題解決を図ってまいります。本村も近年の大型事業の実施などもあり、計画的な財政運営がより一層必要とされますが、行政サービスの維持向上に努め、自然と共生し、安心して住みよい村づくりを基本理念に、諸施策を推進してまいりました。しかし、依然として約80.6%を依存財源に頼らなければならない財政状況下であるため、国の地方財政対策に留意

して予算編成を行ったところであります。本村の歳入の約45.9%を占める地方交付税においては、国の動向を注視しながら、今後の財政運営を進めていくことが重要であると考えております。今後は、今年度運用開始となる簡易水道事業及び集落排水事業における公営企業化や自治体システム標準化関連のマイナンバーを利用したデジタル推進が求められる中、限られた職員、財源の中で行政サービスを維持しつつ、村民の福祉の向上を図ることを第一に、職員の大島支庁への派遣継続と併せ、各種研修会の開催を行うなど、人材育成に努め、職員の資質向上を図りながら、全職員が行政サービスの向上を念頭に置き、より効果的な行政を進めるために、一つ、行財政改革の推進、二つ、農林水産業の振興と体験型農業の推進による村の活性化、三つ、高等教育機関との連携による村の活性化対策と定住促進、四つ、民間企業との連携による観光振興の推進、五つ、福祉の充実した村づくりの推進、六つ、道路交通網生活環境の整備促進、七つ、災害対策の充実した村づくりの推進、以上七つの基本方針を定め予算編成を行いました。

次に、予算の概要について申し上げます。一般会計の予算総額は、35億6,066万4,000円となりました。主な内容といたしまして、歳入におきましては地方交付税、国庫支出金、村債、県支出金、繰入金で歳入総額の約89.9%に当たる32億71万3,000円を見込みました。歳出におきましては、防災行政無線設備更新事業として1億560万円、社会資本整備総合交付金事業及び防災安全交付金事業として3億2,037万6,000円を計上いたしました。また、村民の重要な交通手段であります直行バスについては、運行委託の継続と併せて、昨年から新たに移動支援策も進めることができたことにより、安定的な交通手段の確保を図ることと併せ、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）関係費用及び子育て支援対策並びに定住促進対策費を予算計上するほか、村民に身近な生活基盤の整備や扶助費等については、財政上可能な限り取り入れる一方、村民福祉の向上のために福祉事務所の運営充実を図るなど、住民サービスの向上及び経常経費の抑制と財源の効率的な配分に努めました。

次に、基本方針実現のための主要施策について申し上げます。まず1点目は、行財政改革の推進についてであります。令和2年度に実施した庁舎耐震化改修事業やクロウサギ研究施設整備事業等の大型事業の実施により、地方債残高が増加している傾向にある中、本年より会計年度任用職員の勤勉手当の支給が開始されることによる経常経費の増加が見込まれることなどから、今後も計画的な財政運営と事業の実施による新規発行起債の抑制や繰上償還等の実施により地方債現在高の減少に努めるとともに、交付税措置率の高い地方債を活用することなど、引き続き行財政改革を推進し、行政事務全般における見直しと財政構造の弾力性を示す経常収支比率をはじめとする財政指標の改善を図るべく歳入歳出の徹底した見直しを図り、健全財政の確立に努めてまいります。

歳入につきましては、村税の適正課税と収納率の向上に努めるとともに、平成29年度からふるさと納税サイトへ加入を図ってきましたが、今後も新たな返礼品となる特産品の開発を促進するとともに、現在の返礼品の安定供給を図りながら、財源の確保に取組を進めるほか、温泉施設の開設に伴う入湯税の税収増も見込めることから、新たな自主財源の確保にも取り組んでまいります。ま

た、各種事業の実施にあたっては、国・県の動向を注視しながら、補助事業を優先するほか、奄振交付金を主とする有効な交付金の活用に努め、村債についても辺地債や過疎債及び緊急防災減災事業債など、できるだけ交付税措置率の高い有利な起債を導入するなど、引き続き財政負担の抑制に努めてまいります。村税等の未収金対策については、重点課題と捉え、住宅使用料における徴収専門員を配置したことにより、徐々にではありますが、滞納額の改善傾向が見られるため、継続して取組を進め、今後とも総務課、住民税務課で連携を図り、村民に不公平感のないよう徴収体制の強化を図りながら、収納率の向上による自主財源の確保に努めてまいります。

歳出につきましては、経費の節減合理化を図り、消費的経費の抑制に努め、特にこの数年上昇してきている物件費の抑制を図りながら、財政運営の健全性を保つことに努めてまいります。そのほか、国が進める自治体システム20業務の標準化に向けた取組を年次的に進め、電算システム利用における業務の効率化を図ることで行政サービスの向上に努めてまいります。また、令和5年度から制度開始となった職員の定年引上げにつきましては、今後、2年に1歳ずつ年齢が引き上げられることを念頭に、適正な人員管理と業務分担及び人員配置に努めてまいります。

2点目は、農林水産業の振興と体験型農業の推進による村の活性化についてであります。

農業振興につきましては、①園地の農地巡回指導の強化や品目別研修会実施のほか、村単独助成事業の内容を拡充し、農家の生産意欲向上に取り組めます。

②肥料高騰対策については、引き続き支援を行い、農家負担の軽減に努めるほか、高騰対策として土づくりの推進を図るため、村堆肥場において衛生センターの脱水汚泥や活性炭、またウッドチップパーによる木質チップ等を活用し、有機質堆肥の実証に取り組めます。

③スモモについては、果樹の村再生のためには、安定した生産量の確保が必須であり、引き続き関係機関と連携を図り、対策について進めてまいります。また、鹿児島県の食の安心・安全推進基本計画に基づき、スモモの認証取得、K-GAPを引き続き取得し、高価格での取引ができるよう取り組みながら、共販量の確保に努めます。

④タンカンについては、高品質のタンカン産地として実績のある福元地区に整備されました大和村農産園芸共同利用施設を有効活用し、栽培技術の向上を図るとともに、更なる品質向上に取り組めます。

⑤アマミクロウサギによるタンカンの樹皮食害対策やイノシシ等の有害鳥獣による農作物の被害防止については、鳥獣被害対策実践事業を継続して活用し、クロウサギの侵入防止にも対応した防護柵の整備を計画的に進めることで、被害の軽減に取り組めます。

⑥イノシシ肉を活かしたジビエ加工品の開発の検討に合わせ、旧加工施設を食肉処理施設としての活用を進めます。

⑦奄美大島果樹選果場の利用促進及び高品質加工のため選果手数料等の助成を継続し、農家支援に取り組めます。

⑧担い手農家の育成として認定農業者と連携を図り、農家指導や新規就農者の獲得に取り組むと

ともに、耕作放棄地の解消に努めます。

⑨湯湾釜選果場の運営については、引き続き村直営で行い、合同会社ひらとみと連携した雇用の確保に努めるほか、家庭選果の指導を徹底することにより、効果的な選果と品質の向上に取り組みます。また、台風による倒壊の被害を受けた選果場の擁壁につきましては、防災的観点も含め、施設全体の改修と併せて整備検討を進めます。

⑩スモモフェスタについては、村内外に対して大きなPR効果があることから、スモモの可能性を活かしたイベントとして継続した実施に取り組みます。

⑪市場集出荷委託事業については、利用者のさらなる生産意欲の向上を目指し、栽培研修会や表彰を実施するなど、生産性の向上や高齢者の生きがいをづくりに取り組むほか、新たな出荷者の掘り起しに努めます。

⑫大和まほろば館については、特産品の情報発信と販売促進を継続し、施設の安定経営に努めるとともに、直売所の充実を図るため、まほろば大和生活研究グループや合同会社ひらとみ、いしょむん会などと連携し、販売商品の充実に努めます。

⑬特産品の開発については、加工グループだけではなく、企画観光課や関係機関とも連携を図り、地域資源を活用した開発に努めます。

⑭農地の維持管理組合等が行う地域活動や営農活動については、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用し、継続した活動の支援を行います。

⑮合同会社ひらとみの運営については、幅広い経営と雇用創出により、合同会社としての機能充実に取り組み、実証、体験農園の充実と農作業受託業務を積極的に行うほか、地場産農産物の販売促進に取り組みます。そのほか、農家サービスを第一とした販売業務の継続とともに、村民にとって利用しやすい商品の拡充を図ります。

⑯実証農園については、スモモ、タンカン、シイタケ等の収穫体験や野菜の植え付け体験等を行う体験型観光農園の推進に取り組むほか、民間団体との連携による体験農業を実施することと併せて、無農薬栽培によるタンカン果樹オーナー制度の実施を進めます。

⑰農業委員や農地利用最適化推進委員による本村農地の最適化を図り、農地の有効活用に努めるほか、オルソ画像による農地の正確な情報把握に努め、将来の農地の在り方を示した地域計画の策定に取り組みます。

⑱本村の特産品であるスモモ、タンカン等のさらなる販路拡大を図るため、交流自治体である神奈川県大和市の物産展への出展や各郷友会とも連携を図り、販路の拡大に取り組みます。

⑲奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートと連携した地産地消の推進に努め、地域資源を生かした1次産業の活性化に努めます。

林業の振興につきましては、①里山林等保全管理促進事業を活用し、防災等の観点から集落周辺の荒廃した雑木の伐採を推進し、家屋の安全を確保するほか、森林の公益的機能の維持増進を図ります。

②特用林産物であるシキミ苗木や肥料の助成、シイタケ種ゴマ助成などの村単独事業を継続するほか、実証農園においてもシイタケ栽培の拡大に努め、生産量の増加に努めます。

③有害鳥獣対策として、イノシシの駆除を継続するほか、ノヤギ駆除については、単独で行うより捕獲効果の高いグループでの一斉捕獲を推進し、効果的な駆除を実施するとともに、カラス対策につきましては、補助事業により導入したカラス小屋を活用し、適正な管理を行うとともに、捕獲強化に努めます。

水産業の振興につきましては、①離島漁業再生支援交付金を活用し、漁家所得の向上に努めるほか、漁具購入助成、水揚げ出荷助成を継続実施するとともに、燃油高騰対策として従来の燃油助成制度の内容を拡充し、漁家支援に取り組みます。

②サンゴ礁保全対策事業により、村内海域における現状の把握に努めるとともに、漁場環境保全に取り組みます。

③まほろば大和漁業集落と連携したおさかな祭りをを行い、魚食普及に取り組みます。

④水産物加工グループの活動支援を行いながら、加工品の開発や地域資源を活かした魚食の普及と地産地消の推進を図ります。また、水産加工施設の管理運営に関しましては、いしょむん会やまほろば大和漁業集落と連携し、適正管理に努めるとともに、施設の利用促進に取り組みます。

⑤名音漁港の船舶への荷卸しの労力軽減を図るため、小型クレーンの整備や堆積土砂対策などの漁港施設の改善に取り組むほか、漁業者と連携したブルーツーリズムの推進に取り組みます。

⑥名音漁港、今里漁港のトイレについては、両集落における管理委託を継続するとともに、定期的な巡回を実施し、適正な管理に努めます。

⑦体験型観光の観点から大和村集落まるごと体験協議会やまほろば大和漁業集落とも連携し、ブルーツーリズムの推進に取り組みます。

商工業の振興につきましては、①村内商店の経営状況が厳しい中、村独自の元気度アップポイント事業を継続し、村内商店の利用促進を図るほか、あまみ商工会への助成を行い、商工会による経営改善普及指導等を支援します。また、鹿児島産業支援センターや奄美群島広域事務組合が実施している創業支援補助の周知及び新型コロナウイルス感染症の影響により、金融機関からの借入れ金に対する利子補給を継続して行い、事業者支援に努めます。

②起業創業ステップアップ助成金により、新たに創業する事業者、事業の拡大、拡充を行う事業者の支援を実施し、村内商工業等の活性化を図ります。

③村民の消費生活支援と商工事業者の経営支援の両面での効果が見込める村独自の商品券として、5,000円で7,000円分の商品券を購入可能なプレミアム商品券事業の実施に取り組みます。

3点目は、高等教育機関との連携による村の活性化対策と定住促進についてであります。高等教育機関との連携による村の活性化について、東京農工大学と来年4月開所が予定されておりますアマミノクロウサギ飼育研究施設における学術的調査研究等に関する連携協定を締結し、知の集積を図り、その得られた研究成果を将来を担う地域の子供たちに還元する流れを構築するとともに、鹿

児島国際大学と連携し、広く学生のフィールドワークを受け入れることで、関係人口の創出に努めてまいります。また、定住促進対策につきましては、村独自の公営住宅使用料助成や、住宅改修助成制度等を継続するとともに、新たに民間団体との連携による空き家活用を推進することで、移住定住への取組を強化し、村外からの転入促進、村内からの転出抑制を図り、大和村まち・ひと・しごと総合戦略で設定した将来目標人口の実現に向けて、各種支援策を進めてまいりたいと考えております。

①名音地区のゲストハウス及び令和4年度に整備しました旧戸円校の施設をフリーな事務スペースとして利用できるコワーキング施設として、さらに鹿児島国際大学、インフィニティ国際学院、東京農工大学等のフィールドワークの場として有効利用できるよう運用しながら、関係人口の創出、関係人口から定住人口への良好な流れを構築し、定住促進による地域振興、地域活性化を推進します。

②個人が行う住宅改修に対する助成制度を継続実施するとともに、単身者向け、世帯向けの定住促進住宅の整備、行政指導による空き家改修による移住定住促進に資する住居の確保にあわせ、奄美群島内で空き家利活用を中心とした移住定住支援を行っている民間団体と連携し、民間の力を活用した空き家の利活用を新たに展開することで、さらなる定住促進に取り組みます。

③民間賃貸住宅整備助成金の継続実施や、新たな大和村政策住宅の整備検討など、民間資本による賃貸住宅の村内展開に取り組みます。

④出産祝金をはじめ育児助成金、新築住宅助成金、里親助成金、今里親子留学助成金、住宅改修助成金、結婚応援助成金などの交付を引き続き行いながら、新たに新築住宅助成金において、子供の人数に応じて助成金を加算する制度拡充を行うことにより、家族世帯への移住訴求力の向上を図り、引き続き定住促進の推進に取り組みます。

⑤人口減少対策として、令和2年度から制度が開始された転出した村出身者のUターンを促進するため、大和村振興基金奨学金利用者を対象として、大和村へUターンした場合は、その返済に対しての助成を継続するほか、その制度に対しての周知を図ります。

⑥村営住宅家賃助成制度を引き続き実施し、低所得者向け住宅からの転出抑制に努め、入居者に快適な住環境を提供することに努めます。

4点目は、民間企業との連携による観光振興の推進についてであります。観光の振興につきましては、令和2年から地域経済に大きな影響をもたらしていた新型コロナウイルス感染症も、昨年5月に2類感染症から5類感染症となり、観光入込に関しましても、コロナ禍以前の入込状況に戻りつつある中、令和3年7月の世界自然遺産登録による観光面での効果が、これから本格的に発揮されてくることが期待されるところであります。本村におきましても、令和2年10月に立地協定を締結しました株式会社グレイ美術によります奄美初の本格天然温泉リゾート施設、奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートのオープンが今年4月に控えるなど、今後の観光振興による地域経済の活性化が期待されるところであります。このような奄美大島、そして本村を取り巻く良好な社会環境の変

化を最大限に活かすため、関係団体と連携し、より一層の観光受入体制の強化、魅力ある観光地としての誘客力の向上に努めてまいります。

①島内島外と来訪者の属性を問わない集客施設となることが期待されます奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートと、大和村集落まると体験協議会との連携強化を図り、村内全域でその集客効果が発揮されるよう努めます。

②農業体験を基軸としたJALふるさとワーキングホリデーの受け入れによる関係人口の創出に、JAL、大和村集落まると体験協議会、農家と連携して取り組みます。

③アマミノクロウサギ研究飼育施設については、施設展示棟の充実を図るためにも国や鹿児島県及びその他の関係機関と連携を取りながら、施設整備を計画的に推進し、オーバーユースによる環境負荷を低減させるため、分散型観光の強化を図り、自然保護と観光振興の両立に努めるほか、アマミノクロウサギの学術的調査研究等に関する連携協定を東京農工大学と締結し、知の集積を図るとこととあわせて、得られた研究成果を次世代を担う児童生徒へ継承する機会としてアマミノクロウサギシンポジウムの開催に努めます。

④奄美大島観光物産連盟や奄美群島観光物産協会と連携を図り、観光客における受入体制の情報を共有するとともに奄美シマ博覧会出展者へ登録費用助成を継続することで、本村の体験型観光商品を掲載し誘客を図るほか、奄美満喫ツアーを利用した本村への誘致活動を継続して行い、交流人口の増加とそのリピーターの確保に努めてまいります。また、大和村集落まると体験協議会とも連携を図り、地域に埋もれた観光資源である体験プログラムの充実と体験型観光の受入れに対する支援策に取り組みます。

⑤奄美フォレストポリスの管理については、指定管理者との連携を密にし、適切な環境整備及び利用者へのサービス向上を図ります。また、今後の公園整備及び施設改修計画を円滑に行うことを目的に、毎年度年度前の整備内容を記載した管理公園の公園台帳整備に取り組みます。

⑥鹿児島県観光事業の魅力ある観光地づくり事業を今後とも活用するとともに、令和元年度に開通した世界自然遺産奄美トレイルコース大和村エリアの周知を図るほか、トレイルコースと連携した観光ルートの構築など情報発信を強化します。

⑦大和村の魅力を発信するため、観光ガイドブックやドライブマップの活用、ホームページやその他のSNSを活用しながら観光情報掲載の充実に取り組みます。

⑧新たな観光集客施設である奄美温泉大和ハナハナビーチリゾート及び大和村集落まると体験協議会と連携を図り、来訪者がまた遊びに来たいと、何度でも訪れたくなるリピート化を促進し、持続的な観光外貨を獲得することを目的に、村内にとどまる周遊することが一種のアクティビティーであり、本村の持つ独自の魅力を体感、発見してもらうめぐる楽しみを提供するデジタルスタンプラリーシステムの構築に努めます。

⑨本村の観光大使城南海氏や奄美島唄デュオすももへ村の情報を提供し、観光大使として全国へ向けた本村のPRやイベント実施についても取り組みます。

⑩世界自然遺産登録後の自然保護活動として、環境省を中心に鹿児島・沖縄両県をはじめ、群島内各市町村と連携を継続し、コア地域における外来種駆除やロードキル対策、違法な動植物の捕獲、採取対策を実施し、自然保護に対しての管理の充実に取り組みます。また、奄美・沖縄世界自然遺産登録記念日の毎年7月26日前後の日曜日に、集落内の清掃等と呼びかけ村民の自発的な環境保護活動の参加を促進します。

⑪世界自然遺産登録実現効果を最大限に発揮することを目的に、会員数約110万人の会員組織、総合アウトドアメーカーモンベルクラブのへ情報発信を行うモンベルフレンドエリアへ奄美大島5市町村連携で奄美大島として登録し、自然体験志向の高い方々に注力した情報発信に努めます。

⑫自然体験志向の高い来訪者の観光満足度向上を図り、リピーター化を促進するため、奄美群島登録認定エコツアーガイドの育成に努めます。

⑬奄美大島自然保護協議会における取組や奄美野生生物保護センター及び令和4年度に開設した奄美大島世界遺産センターと連携し、自然保護思想の普及啓発を行うほか、村独自でもアマミノクロウサギシンポジウムを開催し、次世代を担う児童生徒を中心に自然環境保全の意識醸成に努めます。

⑭食性破壊等による生態系への被害を防止するため、継続してヤギ被害防除対策事業によりノヤギの駆除を実施するとともに、ノイヌ、ノネコ対策についても関係機関と連携して取り組みます。

⑮今後も計画される観光拠点施設整備等については、年次計画を立て進めます。

⑯奄美FMについては、多くの村民が聴取する情報源として大変有効な手段であるため、広報やまトラジオ便の活用など、大和村としての独自性を活かした身近な生活情報や災害時の防災情報など、村の充実した情報を積極的に提供し、村の広報PRに努めます。

⑰神奈川県大和市のコミュニティFM、FM大和内で本村の地域情報を伝える番組、大和村のおしえてしまっちゅを活用し、関東圏での情報発信に努めます。

⑱伝統文化を活用した体験型観光をメニューとして、今後、体験利用の増加が見込まれる八月踊り等の伝統文化継承を図る必要があります。そのため、成果を披露し、自らの習熟度合いを実感することにより、継承意欲を促進する機会の創出を目的として、関東大和会総会へ名音八月踊り保存会を派遣することに努めます。

⑲広報やまとの更なる充実や防災行政無線等による広報活動、SNS等を活用し、効果的な情報発信に努めます。

⑳村のホームページ運用については、令和6年度においても見やすさ、使いやすさ、探しやすさを追求し、村内の観光情報やイベント情報などを更新するとともに、より魅力ある効果的な情報の発信に努めます。

5点目は、福祉の充実した村づくりの推進についてであります。大和村民が安心して生きがいのある生活を送るため、子育て支援策の更なる充実をはじめ、若年層への健康問題への対策、障害者施策の拡充、高齢者への介護予防サービスの充実など、誰もが安心して暮らせる福祉の充実した村

づくりに努めてまいります。

①自分の選んだ場所で最後まで安心して過ごせることを目的とした集落長屋構想を進め、介護を支える人材確保と介護の質の向上、多世代交流による生きがいつくり及び住環境の整備を図ります。

②魅力ある保育体制及び子育て支援体制の充実に向け、認定こども園の設置について策定委員会等による協議を進めるとともに、子ども家庭センター設置に向けた人材確保に努めます。

③子育て支援を推進するため、準要保護世帯への就学援助費や新入学児童生徒学用品費の入学前支給、子ども医療費無料化、高校生通学バスの全額助成など、独自の支援策を継続するとともに、不妊治療費用助成の拡充を図ります。

④生活困窮や障害など、複合的な生活課題を有する方々を継続的に支援するため、福祉事務所や地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を図り、重層的かつ包括的な相談支援体制の構築に努めます。

⑤介護予防と健康づくりを推進するため、関係機関や住民組織、民間企業とも連携し、地域における予防教室やハナハナビーチリゾートを活用した受け皿づくりの拡大を図ります。また、元気度アップポイント事業を拡充し、スマートホンでのポイント獲得による個人の健康行動促進を支援します。

⑥予防医療の考えの一つとして、入浴という普段の日常生活から健康意識の醸成を図ることを目的とした温泉入浴利用の助成に取り組みます。

⑦障害者施策について、当事者による協議の場を新たに設け、当事者の視点に立った施策推進に努めてまいります。また、令和6年度は本村にて大島地区障害者グラウンドゴルフ大会が実施されることから、受け入れ準備協力に努めます。

⑧社会福祉協議会の運営については、常に連携を図りながら、福祉サービス事業を推進するとともに、人員体制についても継続支援を図ります。

⑨交通弱者への支援対策として、大和村直行バス及び令和5年7月から新たに運行を開始した移動支援車両きびきび号の安全な運行に努めます。

⑩大和の園については、利用者が安全安心で落ち着いた生活ができることと、地域や利用者の御家族から信頼される施設づくりを目指すほか、職員の資質向上のための研修等を重ね、入所者が受けたい介護サービスの提供に努めます。また、利用者の機能訓練の充実と職員のスキルアップのほか、村内における今後の居宅介護と施設介護の在り方について、総合福祉検討委員会において、今後の村内における介護需要の動向を見極めながら、集落長屋構想と併せて、今後の大和の園の運営の在り方についても協議を継続し、その計画案の実現に向けた体制づくりに取り組みます。

⑪国のGIGAスクール構想により、1人1台端末の配備が成されました。今後もICT支援員の配置によるサポートを継続しながら、配備した端末を学習のツール、つまり文房具の一つとして積極的に活用を図った教育を推進します。特に小学校においては、令和6年度より教科書が改訂さ

れ、主体的で協働的な学びが更に求められています。写真や動画などのデジタル教材を提供し、子供たちの学習意欲を高めたり、子供たちの学びの質を高める場を提供できる授業を作り上げるために、デジタル教科書を同梱した教師用指導書の導入を図り、先生方の授業の充実につなげます。

⑫全ての児童生徒が安心して学校生活を送るためにも、特別支援教育の充実は必要不可欠です。学校現場では特別な支援が必要な児童生徒の割合が非常に増えており、本村でも例外ではありません。支援が必要な児童生徒の日常生活や学習のサポートを行う特別支援教育支援員の配置を行いながら、学校の先生方と連携して本村の宝である心豊かな大和っ子を育てるよう取り組みます。

⑬外国語教育の充実に向け、A L Tを全学校に派遣し、外国語活動、外国語科の円滑な実施を図っていくことと併せまして、小学校における外国語活動授業での経験を中学校で活かしていくような、スムーズな接続に取り組みます。

⑭学校教育の補完的役割を目的として、学ぶ機会を増やし、子供たちの可能性を更に伸ばすことと、保護者の負担軽減を目的として、インターネットを活用した学習塾を実施し、中学校全学年を対象にするなど、拡大を図ってまいりました。今後も中学校全学年を対象に継続して行い、更なる充実に努めることと併せ、高等教育課程以降の奨学金や入学準備金の貸付制度のほか、奨学金返還助成と大島本島内専門学校通学助成も継続し、教育の場における保護者の負担軽減に努めます。

⑮学校整備事業としましては、これまで修繕等で対策を行ってきました今里小学校の体育館を、操越事業において屋根全体の防水対策のほか、外壁改修、バリアフリー化、体育館室内照明のL E D化などを改修して長寿命化を図り、教育現場における環境整備を図るとともに、併せまして避難所としての機能充実も図ります。また、これまでも子ども議会などで提案のありました大棚小学校校庭の雨天時の排水対策解消を図るため、校庭整備の改修を行うことで、児童が明るく元気よく運動できる環境づくりにも取り組みます。

⑯大棚、名音、今里の各学校の校庭に整備してあります夜間照明につきましては、夜間の防災避難場所として重要な位置づけでもあることから、老朽化している照明のL E D化を図り、利用しやすい学校環境整備と併せて、避難場所としての整備を図ります。

⑰村内各小学校校庭の運動遊具設置につきましては、年次的に設置を行い、児童の学校における健康増進を図ります。また、村直営でのスクールバス運行についても、利用しやすいように乗車場所を考慮しながら運行してまいりましたが、今後とも児童生徒の通学をより安全安心なものとして取り組みます。

⑱村内における児童生徒を対象に、郷土の自然や文化等に触れる体験活動を支援する大和っ子スクールを継続して実施しながら、併せて子供たちが本村の地域や社会について主体的に考え、村政への関心を高めるために、令和6年度においても子ども議会を継続して開催します。

⑲公民館講座については、講座開催による生涯学習の促進に努めます。また、村民の学ぶ機会を増やすため、各種講座の充実のほか、読書活動の充実にも取り組みます。

⑳本村の郷土芸能や伝統行事の活性化を図るため、村内の文化団体への助成を継続して行い、令

和6年度におきましては、助成金を増額して更なる保存活動の充実に努めます。

②本村の貴重な文化財や文化的資料を整理及び調査研究するために、令和6年度は学芸員を配置することと併せて、施設の整備等についても検討を進めます。

③県指定文化財である群倉の保存につきましては、屋根葺き替え用のリュウキュウチクの安定的な資材の確保を行いながら、計画的な屋根の葺き替えを実施します。

④昨年度は51年ぶりに鹿児島国体が開催され、本村でも炬火リレーやデモンストレーションスポーツとしてランニングバイク大会を実施するなど、鹿児島国体一色に染まった1年でもありました。村内スポーツイベントにつきましても、ここ3カ年、コロナ禍で中止を余儀なくされてきました村民体育大会をはじめ、ジョギング大会、ウォーキング大会を通常開催をして、村民の交流の場を設けるとともに、交流人口の増加にもつながったところでもあります。令和6年度につきましても、多くの村民が参加できるスポーツイベントを開催することで、村民一人ひとりの健康増進につながるよう努めてまいります。特に、年々村内外からの参加者が増加し、一大イベントしても定着しておりますまほろば大和ウォーキング大会につきましては、大和村のPR事業の一環としての大会になるよう、継続して取り組みます。

⑤各種スポーツ大会及び地区スポーツ少年団交歓大会におきまして、優秀な成績をおさめ、県大会、九州大会、全国大会への出場資格を獲得した団体並びに個人につきましては、交通費、宿泊費の全額助成と併せまして、その指導者及び保護者にも一部助成を継続して行い、本村の生涯スポーツ振興及び競技力の向上を図ります。

6点目は、道路交通網生活環境の整備促進についてであります。本村の活性化に最も重要な社会基盤の整備については、生活の基盤である道路交通網や集落内の生活環境の整備等であるため、更なる整備促進に努めてまいります。

道路交通網の整備につきましては、①本村の農業振興の拠点地区である福元地区や、令和3年7月の世界自然遺産登録により増加が見込まれる奄美フォレストポリスへと連結した村道大棚名音線については、今後も道路改良事業を継続して行い、安全なアクセス道路としての機能を高めることにより、農業振興及び観光振興の利用促進を図ります。

②今後も市町村間の観光振興の連携を図るために、奄美フォレストポリスから宇検村へ連結する村道福元湯湾線についても、道路改良事業を継続して行い、特に湯湾岳へのアクセス道路となることから、環境配慮型の改良を行うとともに、機能向上と交通の利便性向上の確保に努めます。

③沿線に本村の主要果樹であるスモモやタンカンの果樹園が多く存在する村道宝田線については、産業振興における重要な路線であり、今後も道路改良事業を継続して行い、大雨や台風災害等により強い法面对策及び排水対策による通行の安全性を確保します。

④村道大和浜大棚線については、観光施設へのアクセス道路となることから、一部道路幅員の狭小により大型車輛の離合が困難な箇所の道路改良事業を継続して行い、通行の円滑化及び安全を図ります。

⑤集落内における生活道路の対策としましては、名音地区内の老朽化した集落内道路の舗装補修及び排水対策の生活道路対策エリア事業を継続し、湯湾釜地区内の集落道におきましても、村道本前線道路改良事業を継続して行い、安全性の確保に努めてまいります。また、生活道路対策エリア国直地区を集落排水事業と同時に施工し、集落内の老朽化した路面補修及び排水対策の改善を図ります。併せまして、大棚集落内道路の村道大棚1号線についても、道路幅員が狭く、緊急車両も通行することから、道路改良事業を継続して行い、歩行者と車輛の安全性向上を図ります。

⑥橋梁につきましては、令和5年度が5年に1回の橋梁長寿命化修繕計画の見直しとなっております。老朽化した村内集落の橋については、新たな補修計画に基づいて年次的に補修を行い、施設の維持管理に努めます。

⑦村道等の除草や簡易的な路面補修等については、これまでどおりに迅速な維持補修と適正管理に努め、安全で快適な通行を図ります。

⑧主要中央道名瀬瀬戸内線の大金久戸円間のバイパス整備の早期着手に向けて、関係機関と連携して取り組みます。

生活環境の整備につきましては、①住環境及び自然環境保全の観点から、生活排水処理対策として集落排水事業における村内一元化を図り、農業集落排水事業を推進して、令和3年度までに中部地区までの接続環境整備が完了しました。今後は東部地区の国直地区の整備を進めながら、早期完成を目指して年次計画に基づき、衛生的で快適な生活環境整備を進めるとともに、住民の皆様の御理解をいただきながら、今年度からは湯湾釜集落への接続助成金の制度を活用していただき、加入率の向上に取り組みます。また、西部地区における施設の分散化への方向性を進めながら、計画的な事業推進に取り組んでまいります。そして、令和6年4月開始の公営企業については、公営企業法一部適用開始による財務諸表の作成により経営状況が明確化されますので、今後の経営健全化が図られるように努めます。

②大和村衛生センターの汚泥につきましては、これまでは最終処分場にて焼却処分を行っていましたが、地球温暖化防止問題の一助になることと併せて、環境循環型の形成を目指し、産業振興課と連携を図りながら汚泥の肥料化の促進に取り組みます。

③簡易水道事業につきましては、自然災害時に素早く対応するため、上水道施設の環境整備を図りながら、日常管理の適正化に努めてまいります。また、令和6年4月開始の公営企業については、集落排水事業同様、公営企業法一部適用開始による財務諸表の作成により、経営状況が明確化されますので、今後の経営健全化が図られるよう努めます。

④大和ダムについては、有効利用を図るため、農業用水活用の可能性や将来の小水力発電の可能性の検討を行いながら、適正な管理運営に努めます。

⑤ごみの分別収集を行い、資源ごみのリサイクル促進を図り減量化に努めるほか、ごみの分別に関する知識の普及に継続して取り組み、適正なごみ出しについてもパンフレット等の配布による周知広報等を行うとともに、分別の意識付けを図りながら、村内の美化に対する意識の強化に努めま

す。

⑥集落内の野良猫対策につきましては、TNR事業を継続して実施するとともに、世界自然遺産登録に併せノネコ対策についても関係機関と連携してネコ対策事業を推進するほか、飼い猫の適正な飼養を図るためのマイクロチップ装着率向上の促進を図るとともに、適正飼養に関する知識の普及に努めます。

⑦大和村地球温暖化防止実行計画に基づき、令和4年度に実施した公共施設における再生エネルギー導入可能性調査の結果を基に、脱炭素や省エネ再生エネルギーについての取組を進めるため、役場庁舎屋上への太陽光パネルの設置検討を行い、温室効果ガスの削減に向けた活動の推進を図ります。また、公共施設における空調機等の使用電力抑制を図るとともに、廃棄物の減量化及び分別の徹底などについても、村民への普及啓発を図り、環境への負荷の低減に努めます。

⑧海岸漂着物回収事業については、定期的な巡視に努め、回収作業を継続して行い、各集落及び村内各種団体等の協力を得ながら、漂着ごみの迅速な対応を図ることで美しい海浜景観の維持向上に努めます。

⑨住宅の確保については、村独自に作成した住宅建設計画を更新し、定住促進住宅1棟を新築するほか、空き家改修における住居の確保を図りながら、民間賃貸住宅整備助成金の実施による民間アパート誘致を促進することで、新たな住居の確保に取り組みます。

⑩公営住宅については、大和村公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅等ストック改善事業として年次的に住宅周りの外壁や屋上防水の修繕等を行うことと併せまして、経年劣化等による入居者からの修繕要望に対しましても適宜対応を図るほか、定期的な巡視を行うなど、住居の環境整備に努めます。

⑪近年、人口減少及び少子高齢化の影響により、集落運営に関する重要な財源である字費の減少が見られることから、継続して集落支援助成を行うことで集落運営の支援に努めます。

⑫光ケーブル高速通信網の整備については、村内全域で整備が完了し、村内における観光地や主要施設への公衆無線LANの整備につきましても、令和3年度に完了しておりますが、今後は適正な維持管理に努めます。

⑬村内の各集落等における催事等の開催時に活用してもらうための携帯型Wi-Fiの利活用について周知を行い、通信環境の有効的な運用に努めます。

⑭通信エリア改善に向けて、関連企業へ要望を行っておりますが、今後も継続して通信エリアの改善に向けて努めるほか、第5世代移動通信システム、いわゆる5Gの提供エリア拡大についても要望を行っていきます。

7点目は、災害対策の充実した村づくりの推進についてであります。令和6年の元旦に発生をいたしました能登半島地震や昨年は大和村においても線状降水帯の発生など、地震、津波、大雨、台風などの様々な災害がいつ起こるか分からない状況にある中で、村民が安心して暮らせるよう災害に強い村づくりに努めるべく取組を進めてまいります。

①令和4年度から3カ年計画で進めている防災行政無線の更新につきましては、3年目の最終年度を迎え、令和6年度末には村内全体の戸別受信機更新をはじめとする施設器具等の整備に取り組みます。併せて、村民が災害に必要な情報を得るための緊急速報メールを含む携帯電話を活用した災害情報ツールの活用についても、引き続き適正な運用に取り組みます。

②地域防災計画に基づき防災体制を強化するため、自主防災組織との連携と組織強化のための人材を育成できるよう、自主防災組織のリーダー育成研修派遣を計画的に行うことで、災害体制の強化に努めます。

③災害時の避難施設である集落公民館等については、避難所としての防災機能の向上が図られましたが、避難所での消防団員待機における処遇改善を図るほか、今後は各学校においても避難所としての機能充実を図る上で、備蓄品等の収納など、教育現場と連携を図り、避難所開設の際には早急な対応が図られるよう避難所運営の充実に努めます。

④災害から村民の生命財産を守り、安全安心に暮らしていけるよう、全国的に発生している豪雨や大地震での自然災害を教訓に、大和村地域防災計画を鹿児島県からの助言を基に、必要に応じて適宜更新し、災害に強い村づくりに取り組みます。

⑤近年、自然災害が多く発生している中、消防本部を主とした連携を強化するほか、村民の財産を守るため火災発生時の消防団員の技術力向上を図るため、消防操法大会の派遣と併せ、消防団車輛資機材の計画的な更新を継続するとともに、団員の消防学校研修の継続と新たに女性消防団員の消防学校研修にも努め、団員の意識の高揚にも取り組みます。

⑥高齢化率43%を超える本村において、独居高齢者等への災害に対する不安を軽減するため、個別避難計画の作成に取り組み、国の規定に基づいた計画を作成することができましたが、他の要支援者への対応についても、自主防災組織及び消防と連携しながら、避難訓練の実施と対応協議を進めながら情報の共有に努めます。

⑦県事業であります砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業や高潮対策事業については、鹿児島県と連携を図りながら事業促進に努め、村民の生命財産を守ります。

以上、村政の基本方針と主要施策の概要を申し上げました。今後、大和村が小さくとも光り輝き続ける村として、更なる発展を目指す上で、これからも初心を忘れることなく、本村の発展のために全力で取り組んでまいりたいと考えております。併せまして、国内の情勢、動向に注視しながら、世界自然遺産登録や宮古崎トンネル開通のほか、奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートのオープンを機に、民間企業との連携強化により、更なる地域資源を生かした本村の活性化に着実につながるよう、受入体制への充実強化に努めてまいりたいと考えております。令和6年度の財政状況におきましても苦慮するところではありますが、第6次大和村総合振興計画に基づき、大和村発展に向け六つの基本目標に添った施策を実現できるよう、効率的な行政運営の下、最少の経費で最大の効果を発揮することに努め、一人ひとりの村民が活力にあふれ、全ての世代が幸せに年齢を重ねることができる幸齢社会を形づくり、幸福感ある村を目指してまいります。そして、奄美群島日本復

帰70年の経過する中、先人が築き上げた功績を守りながら、次の世代へ語り継ぐことと併せて、豊かな自然や伝統文化を継承し、大和村の目指すべき新たな将来像である小さくとも光り輝き続ける村を実現するために、全力で取り組んでまいる所存であります。これからも村政の運営については、全体の奉仕者であることを念頭に、村民の立場に立ち、村民幸福度の向上と施策実現のために、全力を傾聴してまいる所存でございますので、村議会並びに村民の皆様方の更なる御支援御協力を賜りますようお願いを申し上げます。施政方針とさせていただきます。御静聴ありがとうございます。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度大和村一般会計予算について、内容の御説明を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億6,066万4,000円で、前年度当初対比3,506万1,000円の減額予算にしようとするものであります。

予算の概要につきましては、村長の施政方針の中でも申し上げておりますが、詳細につきましては予算審査特別委員会におきまして御質問により御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和6年度特別会計について、内容を御説明申し上げます。

議案第9号、令和6年度大和村国民健康保険特別会計予算について、議案第11号、大和村介護保険特別会計予算について、議案第13号、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上3件の特別会計につきましては、お配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては予算審査特別委員会におきまして御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和6年度特別会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第10号、令和6年度大和村大和診療所特別会計予算につきましては、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和6年度特別会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第12号、令和6年度大和村大和の園特別会計予算については、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和6年度公営企業会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第14号、令和6年度大和村簡易水道事業会計予算について、議案第15号、令和6年度大和村集落排水事業会計予算について、以上2件の公営企業会計につきましては、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

ただいま令和6年度各会計予算の概要説明がありましたが、このあと設置されます予算審査特別委員会において詳細な審査を行う予定にしております。

したがって、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、令和6年度各会計予算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを行うことに決定いたしました。

それでは、2番、前田清和君、総務建設委員長の大綱質疑を許可いたします。

○総務建設委員長（前田清和君）

皆さんこんにちは、ただいま議長の許可をいただきましたので、令和6年第1回議会定例会に当たり、村長から令和6年度施政方針及び予算説明がありましたので、提案に対しましての大綱質疑を行います。

国・県の状況につきましては、省略いたします。

本村においては、今年4月開設予定の温泉施設のオープンを契機に交流人口の増加が期待され、その効果が和村全体へ波及することを願っております。

さて、このたび策定された第6次大和村総合振興計画では、安心して暮らせる健康な村づくり、自然と共生し、安全で豊かな生活環境づくり、地域性を生かした多彩な産業づくり、活力と愛郷心ある人材を育む村づくり、協働で担い合う村づくり、健全で開かれた行財政運営が行われる村づくりの6つの基本目標が掲げられ、本村の新たな将来像である小さくとも光り輝き続ける村の実現に向け、各施策の実施に取り組むとされています。

令和6年度は次の7つの基本方針、行財政改革の推進、農林水産業の振興と体験型農業の推進による村の活性化、高等教育機関との連携による村の活性化対策と定住促進、民間企業との連携による観光振興の推進、福祉の充実した村づくりの推進、道路交通網、生活環境の整備促進、災害対策の充実した村づくりを柱に限られた財源の中、村民の福祉向上を図ることを第一に予算が編成されております。

一般会計予算総額においては、前年度比1.0%3,506万1,000円減の35億6,066万4,000円の予算編成となっております。

令和6年度当初予算の主要施策についてお伺いいたします。

まず、行財政改革について、本村の歳入の80.6%を依存財源に頼らなければならない中、歳入の約45.9%を地方交付税で賄われています。昨年度と比較しますと、依存財源が3.3%減少、地方交付税においては6.4%増加となっておりますが、その要因はどこにあったのか答弁を求めます。

次に、自主財源の確保についてですが、本村においては重点課題と位置づけており、当局におかれましてもふるさと納税サイトへの加入を図り、返礼品となる特産品の開発等なされていますが、令和6年度に向けて何か新しい取り組み等お考えなのか、また併せて村税等の未収金対策についても、抜本的な改善策が必要でないのか答弁を求めます。

次に、農林水産業についてお伺いいたします。人口減少、少子高齢化に伴い、日本社会全体において人材確保の問題をよく耳にします。本村においても、農業・林業・水産業の担い手の育成に取り組まれています、なかなか進まないのが現状にあります。今後当局として、人材育成についてどのような対策が必要であると思われるのか答弁を求めます。

次に、移住・定住促進についてお伺いいたします。これまで定住促進対策については、村独自の公営住宅使用料助成金、また住宅改修助成制度を活用し、転入促進転出抑制を図ってまいりましたが、最近低所得者向け住宅からの転出が見られます。住宅使用料は本村において、大事な自主財源をになうことから空き家にすることなく、入居していただく必要があると思うが、今後の具体的取り組み等答弁を求めます。

次に、観光振興についてお伺いいたします。あまみ大島観光物産連盟や奄美群島観光物産協会と連携を図り、観光客における受入体制の情報を共有するとしているが、どのような情報を共有するのか答弁を求めます。

また、奄美群島観光物産協会のあまみシマ博覧会では、本村の体験型観光の商品が多く出展されていますが、令和6年度は新たな体験型観光の商品があるのか答弁を求めます。

次に、子育て支援・福祉の推進についてお伺いいたします。令和6年度は、子育て支援体制の充実に向け、認定こども園の設置・こども家庭センター設置に向けた協議に取り組むとあるが、設置をすることで子ども達にとってのメリットはどのようなものか、またどのような成果が期待されるのか答弁を求めます。

次に、交通弱者への支援策として、昨年7月から運行しています移動支援車両きびきび号の利用状況についての説明と、新年度に向けた新たな取り組み等考えがあるのか答弁を求めます。

次に、道路環境整備についてお伺いいたします。今年4月にオープン予定の奄美大和ハナハナビーチリゾートや、アマミノクロウサギ研究飼育施設が建設されており、観光振興の上から観光客の増加が期待されるところであります。県道79号線は、村民にとって重要な路線であることはもちろんのこと、村道についても村民・観光客は利用する頻度が増してくることが予測されます。世界自

然遺産に登録された今、道路環境の整備は進めなければなりません。草刈り等で維持・管理をなされていますが、まだまだ管理不足のように感じられます。新年度に向け改善策・検討するべきだと思うが答弁を求めます。

最後に、災害対策について伺います。今年の元旦に発生した能登半島地震や、昨年は大和村でも線状降水帯の発生など、地震・津波・大雨・台風などの様々な災害がいつ起こるか分からない状況にあるなかで、村民が安心して暮らせるよう災害に強い村づくりに努めるべく取り組みを進めるとされております。そのような取り組みを進める中で、独居高齢者等への災害に対する不安を軽減するため個別避難計画を策定されたことに敬意を表したいと思います。この個別避難計画を有効活用するため、該当者や関係者にどのような周知を図っておられるのか答弁を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答え申し上げます。

最初の、地方交付税が昨年度と比較しますと、依存財源が3.3%減少、地方交付税においては6.4%増加となっており、その要因はどこにあるのかということでございますが、まず、依存財源の3.3%減の要因でございますが、令和5年度に財源として計上しておりましたふるさと融資にかかる貸付金事業債3億5,000万円が、令和6年度に計上していないことから、地方債の減額が主な要因でございます。また、地方交付税の6.4%増加につきましては、普通交付税の過大な歳入見込みにならないように計上を行っております。この普通交付税につきましては、毎年、算出項目や算出方法の変更が示され、多少の増減があるなか、今回の増加した主な要因といたしましては、令和5年度から運営が開始された福祉事務所の設置に伴う増額などが主な要因と考えております。

次に、返礼品となる特産品の開発について令和6年度に向けて何か新しい取り組み等お考えなのかにつきましては、ふるさと納税の新しい取り組みとして、JAL日本航空と連携して、旅先でふるさと納税を行い、返礼品として村内の加盟事業者で利用できる電子ギフトe街ギフトを受領し、滞在中の新たな体験を得ることで、地域と旅行者の新たな関係性を創出することを目的とした奄美群島旅先納税の実施に奄美群島12市町村で連携して取り組んでいく予定であります。

次に、村税等の未収金対策についても、抜本的な改善策が必要でないのかということでございますが、まず、村税に関しましては、未収金状況を判断するうえで、差し押さえ等を含む滞納処分の強化に取り組んでいきたいと考えております。水道料金等につきましては、令和6年4月からの公営企業会計の法一部適用に伴い、経営状況を明確に示すことが求められる観点から自主財源の確保のために、滞納者へは停栓通知を行いながら、適正な料金徴収に取り組んでいきたいと考えております。また、住宅使用料につきましては、令和2年度から徴収員を配置したことにより滞納繰越額が年々減額されている中でございます。その中で、現年度分の未納額を減らすことをより重点的にを行い、次年度への滞納繰越額の減に努め、並行して過年度分の徴収におきましても、住民税務課と連携のもと徴収に努め、それに伴い年々滞納額の減少につながっておりますので、これまでどおりの徴収活動を継続していきたいと考えております。

次に、農業・林業・水産業の担い手人材育成についてどのような対策が必要であると思われるのかということですが、担い手の育成については、第1次産業だけでなく全ての業種に共通する問題であります。本村のように高齢化の進行が著しい地域においては特に深刻な問題であります。新たな人材を呼び込むためには農林水産業を魅力あるものにしなければならないと考えており、魅力ある農林水産業とは儲かる農林水産業であると思います。儲かる農林水産業を推進するため、国・県や関係機関と連携を密にして従事者への技術や経営ノウハウの習得に向けた取り組みを図っていきたいと考えております。

次に、住宅を空き家にすることなく、入居していただく今後の具体的取り組みについてですが、現在、村営住宅及び定住促進住宅が195戸数ございます。近年は定住促進住宅への応募に対する申し込みが多く、令和6年2月現在で退去検査を控えている住宅も併せますと、村営住宅で4戸数が空いている状況です。入居募集に関しましては、これまで、防災無線を通じての村内周知と併せ、村ホームページでの募集住宅の間取り掲載や室内画像掲載などを行い、住宅の状況を知っていただくことで募集をしておりますが、今後は、定住促進住宅及び村営住宅募集の際、1住宅に申請が重なる時には空き住宅の情報提供を継続することと併せ、抽選で外れた方々への周知を行うことで、村内居住の促進を図ってまいりたいと思います。

次に、観光客における受入体制の情報を共有するとしているが、どのような情報を共有するのかについてですが、あまみ大島観光物産連盟及び奄美群島観光物産協会では、それぞれ観光満足度に関するアンケート調査が実施されており、そこで得られた観光客からの意見等の調査結果を共有し、奄美大島、そして本村に求められる観光ニーズや改善すべき点を的確に捉え、その意見を基に観光案内板の設置等、適宜受入体制の見直し・強化に取り組むなど、観光満足度を充足し、観光交流人口の増加及び観光外貨の村内歩留まりの向上を図ります。

次に、あまみシマ博覧会における令和6年度は新たな体験型観光の商品があるのかということについてですが、あまみシマ博覧会における本村事業者の出展数は、令和5年度12事業者42プログラムが実施されており、令和6年度は、14事業者45プログラムが実施される予定となっております。

新規登録事業者として、奄美温泉大和ハナハナビーチリゾート、起業創業ステップアップ助成事業対象者による新たな体験プログラムが創出されており、本村で実施している商工・観光関連施策と有機的に結び付き、観光受入体制の充実化に繋がっているものと考えております。

次に、認定こども園の設置・こども家庭センター設置に向けた協議に取り組むとあるが、設置することで子ども達にとってのメリットはどのようなものか、またどのような成果が期待されるのかについてですが、少子化の加速や子供の貧困、虐待、子育て負担の増大化など国全体で多様化する問題に一元的に対応するため、令和5年度にこども家庭庁が発足し、各種政策が打ち出されている中、新たな財源としての子ども子育て支援金制度の創設なども予定されており、全世代型の社会保障制度として子育て支援施策がより重点化されようとしているところでございます。こ

の取り組みの一つとして、現在設置されております子育て世代包括支援センター及び子供家庭総合支援拠点の意義や機能をあわせ持った新たなこども家庭センターの整備も全国的にすすめられていく見込みとなっております。

本村におきましても子育て支援への独自の制度といたしまして出産祝金、育児助成金等をはじめとする経済的支援に加え、子育てサロンの開催、新生児家庭訪問、児童相談所等と連携した要保護児童対応等も随時行いながら施策をすすめているところではございますが、核家族化やIターン者の増加がすすむ中で、周囲の子育て支援が得られにくく困りごとを抱えやすい子育て世帯も増えつつあり、よりきめ細かな子育て支援へのニーズも高まっていることから、こども支援の中核機関としてのこども家庭センター設置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

また、本村における保育所整備状況についてでございますが、2歳児以上対象のへき地保育所につきましては、平成17年度までは今里・名音・大棚・大和の4カ所で運営をしておりましたが、少子化による利用園児の減少により、平成22年度に今里へき地保育所が閉園となり、令和4年度以降は名音と大棚を合同保育とする中で、現在は大棚と大和の2カ所で運営をしております。また、平成29年度に2歳児未満を対象としたまほろば保育園を新たに大金久集落内に設置し、令和2年度以降は湯湾釜分校へ場所を移し運営をしておりますが、出生数については令和元年度10名、令和3年度8名、令和5年度6名と減少傾向にあり、今後も10名以下での推移が見込まれていることや、特にへき地保育所につきましては、施設全体の老朽化もすすんでおり、将来的な保育所整備計画が必要となってきたことから、まほろば保育園、大和へき地保育所、大棚へき地保育所を再編し、新たに認定こども園として整備するための検討を進めてまいりたいと考えております。

これらの施設整備にあわせ、より魅力ある保育および幼児教育環境を整え、子育てサポート体制を強化していくことで、子どもたちや子育て世代への支援施策のさらなる充実を図り、人格形成のうえで一番重要な時期といわれております乳幼児期のこども達への健やかな育成支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、きびきび号の利用状況についての説明と、新年度に向けた新たな取り組み等考えがあるのかについてでございますが、昨年7月3日から運行を開始いたしました移動支援車両きびきび号の利用状況につきましては、月平均67名、延べ人数で536名の村民に御利用いただいております。きびきび号の運行が開始されてから、まだ1年も経過していいない状況でもあり、当面は現状の運行を継続しながら、利用者ニーズの把握に努め、運行の在り方を検討したいと考えております。

次に、道路環境整備について草刈り等、新年度に向け改善策・検討するべきと御質問でございますが、現在県道及び村道の草刈りについては、合同会社ひらとみに委託し実施しております。

草刈りについては、世界自然に登録されたことなどから、希少植物の保護や強い繁殖力により生態系に重大な影響をおよぼす特定外来植物の増殖防止を考慮しながら実施しているほか、観光客等の通行車両の増加に伴い、以前に比べ時間を要しております。

今後は、現在までの実績や希少植物及び外来植物の生息結果等を参考にし、草刈りの実施時期・

草刈り方法等の検討を行いながら維持管理作業を実施する計画としております。

最後に、個別避難計画を有効活用するため、該当者や関係者にどのような周知を図っておられるのかにつきましては、令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされるなか、令和5年度中に福祉関係者及び自主防災組織の代表である事務嘱託員の協力を得ながら作成に取り組みました。内容としましては、ハザードマップにおける危険箇所にお住いの避難行動支援者が対象となり、個人情報も含まれることから該当者及び親族の了解を得て14世帯の計画作成がなされたところでございます。今後は、その個別避難計画を福祉関係者であるケアマネージャーや相談支援担当者並びに自主防災組織、消防分駐所及び消防団員へ共有し、有事の際の避難行動について、現場活動における避難が適正に行われるよう関係団体と連携を図り取り組んでまいりたいと考えております。

また、今回の個別避難計画作成の該当にならない方への要支援者の避難につきましても、防災訓練時における声掛け等を含めた対応の在り方について、自主防災組織を主とする消防関係者と情報共有を図り、その対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、大綱質疑の答弁とさせていただきます。

○総務建設委員長（前田清和君）

ただいま、村長から答弁をいただきましたが、詳細につきましては、この後、設置されます予算審査特別委員会の中で質すことといたし、これで私の大綱質疑を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第21 令和6年度予算審査特別委員会の設置について

○議長（奥田忠廣君）

日程第21、令和6年度予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

議案第8号、令和6年度大和村一般会計予算及び議案第9号から議案第15号までの令和6年度各特別会計及び公営企業会計予算について、以上の8件については、議長を除く6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号から議案第15号までの8件の議案については、議長を除く6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、全員協議会において互選いたしました

ので、結果を報告いたします。

委員長に前田清和君、副委員長に市田実孝君が決定いたしました。

本日の会議時間は、議事日程の都合上、会議規則第9条第1項の規定による午後5時を超える恐れがありますので、同条第2項の規定に基づきあらかじめ時間を延長いたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時37分

-----○-----

再開 午後 4時55分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第22 議案第16号 大和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第22、議案第16号、大和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

地方自治法の改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、所要の改正を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

現在、会計年度任用職員に対しましては、期末手当が支給されているところでございますが、地方自治法の改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となりましたので、その支給について定める内容となっております。内容といたしましては、これまで期末手当が年2.45月分支給されておりましたが、正規職員同様勤勉手当の支給率に関しましては、年2.0月分とし、期末勤勉手当の支給率は正規職員同様の年4.5月分とする内容となっております。

なお、本議案の中では、職員給与に準用する内容の記載と職員が月額で計算されているものに対し、会計年度任用職員は日額のため、その計算方法の読み替えをする内容となっております。

御審議方よりしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

午前中、全員協議会で説明いただきましたけども、新年度の予算で会計年度の勤勉手当の増額分として6,366万という記載がありました。今回、110名が対象ということを伺っておりますが、増額分は合計でいくらかですか。

○総務課長（政村勇二君）

期末手当の見込みで約4,800万、4,900万弱で、この勤勉手当になりますと、約110名の会計年度任用職員の人数で計算しますと、約4,000万の増額予算となるところでございます。

○6番（勝山浩平君）

午前中伺ったんですけど、一番多い事務補助職、会計年度ですね、時給換算すると大体自給でいくぐらいですか。午前中、990円ぐらいじゃないかなという答弁がありましたが、いくらかですか。

○総務課長（政村勇二君）

午前中の全員協議会でも説明したとおり、約990円前後になると思います。この会計年度任用職員は、新しく入って来られる一般行政の方、そしてまた逆に技術職を持っている会計年度任用職員の方、医療職であったりとか、そういった方で月額単価も変わってきますので、平均といたしましての数字でございます。

○6番（勝山浩平君）

今回、総務省が調査をしているんですよね。全国平均が時給1,059円、最近大島支庁、鹿児島県も事務職、補助職募集出していますけど、時給1,000円、本村が3月の8日まで会計年度の二次募集を行っておりますが、一番安い方、職種が用務員で、恐らく970円ぐらいではないかなと計算をしておりますが、最近、民間の名瀬地区でのアルバイトの時給も1,200円とかもあります。午前中の話では、これから会計年度が組合を作って労使交渉を行って、賃上げをすることができるのではないかなという話もありましたけれども、官制ワーキングプアという言葉もあるぐらい、正規職員と非正規職員の賃金の差というのがあります。今回、確かに縮まりますが、今後もそういった格差を少しでも解消するために、労使交渉を通してですね、格差の解消に努めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

この会計年度任用職員の職員組合の中に入ってくるということも、令和6年の2月ですね、現在ある正規職員の職員組合のほうから報告を受けております。そういった中で、これまで行ってきた正規職員の労使交渉の中に踏まえた中で、その中でも今後また会計年度任用職員のそういった労

働交渉とかも図ってくると思いますので、そういった中で、我々当局といたしましても、正規な回答ができるものというふうに思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第23 議案第17号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第23、議案第17号、大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和5年人事院勧告に基づき、本村職員の給与に関する条例に在宅勤務等手当を新設したく、御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

令和5年の人事院勧告により職員の在宅勤務手当を新設するものでございます。内容といたしま

して、ひと月平均10日を超え、3カ月以上の期間在宅勤務をする職員に対し、月額3,000円の在宅勤務手当を支給する内容となっております。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第18号 大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第24、議案第18号、大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

近年の異常気象に伴う災害が増える中、消防団員の処遇改善を見直し、今後想定される災害の細かな行動要件に対応するため改正を行いたく、御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

条例第12条にあります報酬を第3項の中で災害、警戒、訓練、会合、消防団施設点検に対する項

目の改正と併せまして、支給単位の改正と避難所待機も該当する警戒の金額を、これまでの4,500円から1日8,000円と引上げ、その1日の従事時間を7時間45分とし、7時間45分を超えるごとに加算するほか、訓練に関しましても6,000円から1日8,000円に改正する内容となっております。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第25 議案第19号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第25、議案第19号、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

名音地区の定住促進住宅建設に伴い、新たに定住促進住宅の名称及び位置並びに使用料を設定することと、今里団地の買上げによる別表の変更と併せまして、条分の一部を改正しようとするもの

でございます。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

条例第5条第1項第1号入居の資格にある村職員及びその家族は除く条分の削除と併せまして、第2項第1号の条分を本文中へ移行することと併せ、別表に新築されました名音地区における世帯向け定住促進住宅の名称及び位置並びに月額使用料を設定するほか、今里団地10号棟の借上げから買上げに変更する別表の改正内容となっております。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第20号 大和村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第26、議案第20号、大和村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

全庁的な分掌事務の見直しにより条例改正が必要となりましたので、大和村課設置条例の一部を改正を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

現在、企画観光課において公園管理業務を行っており、産業振興課において商工に関する事務を行っております。今年度、全庁的に事務分掌を見直したことにより、公園管理業務を産業振興課から企画観光課への業務へ、商工に関する業務を企画観光課から産業振興課の業務へ改正する内容となっております。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第27 議案第21号 大和村過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（奥田忠廣君）

日程第27、議案第21号、大和村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の流及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村過疎地域持続的発展計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき御提案いたします。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和村過疎地域持続的発展計画の変更について、内容の説明を申し上げます。

大和村過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年9月定例会で策定いたしておりますが、事業の追加、変更などがある場合は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条10項の規定に基づき、その都度議会の議決が必要となります。今回の変更は区分5、交通施設の整備、交通手段の確保の項目にコミュニティバス運行事業、区分8、医療の確保の項目に温泉利用助成金を追加し、区分11、地域文化の振興等に明記しておりますアマミノクロウサギ研究飼育施設整備事業の事業項目をその他から地域文化振興施設に変更しようとするものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第22号 大和村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（奥田忠廣君）

日程第28、議案第22号、大和村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村辺地に係る総合整備計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律第3条第8項の規定に基づき御提案いたします。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和村辺地に係る総合整備計画の変更について、内容の説明を申し上げます。

大和村辺地に係る総合整備計画につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間で策定しておりますが、新たな事業の追加や事業費の増などが生じた場合は、その都度整備計画の変更を行うこととなっているところでございます。今回は、農業集落排水事業の事業量の増に伴い、計画を変更し、また事業費の調整を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第23号 大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第29、議案第23号、大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村ゲストハウスの利用促進を図ることを目的に、利用定員制限を緩和するため、大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正することを御提案いたします。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

大和村ゲストハウスにつきましては、中長期滞在型住宅として、利用者に本村での暮らしを体験していただくことで、移住定住の促進を図ることを目的としております。しかしながら、定員が2名となっており、現状では家族世帯での利用が困難であることから、18歳未満の子供の同伴がある場合については、2名以上での利用が可能となるように、大和村ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第30 議案第24号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第30、議案第24号、大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村要保護児童対策地域協議会委員とアマミノクロウサギ研究飼育施設管理運営協議会の報酬を定めるための改正を行うものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長と企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

本村における要保護児童等の早期発見や適切な保護、支援を図るために、関係機関で情報交換と支援の協議を実施する目的で、大和村要保護児童対策地域協議会が設置されておりますが、今回、要保護児童対策地域協議会設置要綱の改正に伴い、協議会の委員にちがく報酬を定めるため、条例の改正を行おうとするものでございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、内容を御説明申し上げます。

現在、整備を進めておりますアミノクロウサギ研究飼育施設について、来年度よりアミノクロウサギ研究飼育施設管理運営協議会を立ち上げ、飼育研究部門と経営企画部門に委員を委嘱するため提案するものです。

飼育研究部門では、大学教授、獣医師などの有識者を委嘱し、適正な飼育管理を行う体制づくりについて検討を進めるものです。もう一方、経営企画部門につきましては、民間企業などで活躍されている方を委嘱し、施設運営の具体的な方策について検討するものであります。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第31 議案第25号 大和村観光公園施設の指定管理者の指定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第31、議案第25号、大和村観光公園施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村観光公園施設の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

大和村観光公園施設の奄美フォレストポリスの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により御提案いたします。

内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（福本新平君）

大和村観光公園施設の指定管理者の指定について、内容を御説明いたします。

現在の指定期間が令和6年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。指定管理者に指定管理をさせようとする施設の名称は、奄美フォレストポリスであります。指定管理者に指定しようとする団体の住所、名称は、大和村国直85番地の1、特定非営利活動法人タマス、代表理事中村修であります。

指定の期間は大和村観光公園の設置及び管理に関する条例第9条により、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 5時20分

第 1 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 6 年 3 月 1 3 日（水）

大 和 村 議 会

令和6年第1回大和村議会定例会会議録

令和6年3月13日（水）

午後10時15分開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問（5名）

午前（2名）

1番 市田 実孝 議員

6番 勝山 浩平 議員

午後（3名）

7番 中井 文忠 議員

5番 藏 正 議員

2番 前田 清和 議員

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 市田 実孝 君

6番 勝山 浩平 君

2番 前田 清和 君

7番 中井 文忠 君

3番 重信 安男 君

9番 奥田 忠廣 君

5番 藏 正 君

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森 永 学 君 主 査 後 藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君 教 育 長 晨 原 弘 久 君

副 村 長 仲新城 長 政 君 教委事務局長 前 田 逸 人 君

総務課長 政 村 勇 二 君 企画観光課長 大 瀬 幸 一 君

建設課長	早川勝志君	産業振興課長 兼農委事務局長	福本新平君
教委指導主事	里中卓麻君	保健福祉課長	早川理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	大和診療所事務長	松崎泰郎君
住民税務課長	池田浩二君	大和の園園長	勝健一郎君

開会 午前10時15分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許可します。

1番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○1番（市田実孝君）

皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

昨日、3月12日、大和中学校の創立13回目の卒業式があり、出席させていただきました。今年は大和村の卒業者が6名、新たな人生の門出に立ったということで、村長、教育長、PTA代表の福本産業課長が祝辞を述べていらっしゃる中で、村が今後とも光り輝けるためにも、一人でも村に貢献できるような人格豊かな人材になって、この島に帰って来ていただきたいと祝辞を述べていらっしゃいました。人口が少なく、減少が続く大和村の1人として、そうしてほしいと切に願います。まずは卒業なさった保護者の皆様にお祝いを申し上げます。

それでは、質問の中身に入らせていただきます。

1番、高齢者の福祉について。

1、大和村は福祉計画において、今後、住み慣れた地域での介護の在り方で、集落長屋構想も含んだ地域や利用者から信頼される施設を目指していくとあるが、現在、構想はどのような状況か。

2、各集落に在宅で車いす利用者は何人おられるか。

3、在宅の車いす利用者の病院や買い物への移動手段は、どのような支援があるのか。

4、在宅介護者、家族の購入する福祉車両の支援は検討していただけないか。

5、村民の介護予防で民間企業ハナハナビーチの温泉施設を利用するとあるが、具体的にどのような活用を検討なさっているのか。

2番、集落訪問者のための駐車場の整備について。

1、村内集落は各集落道路が狭い状況にあり、路上駐車されると対向車は接触等で通行に不安な状況が多々あるが、集落道路の拡張計画や集落訪問者用の駐車場の整備は検討できないか。

以上、壇上より述べまして、自席にて質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの市田議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の高齢者の福祉計画についての、1 番目の集落長屋構想も含んだ構想がどのような状況かとの御質問でございますが、今年度高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画が策定をされ、2月26日に答申が出されたところでもございます。本村の高齢者人口推移につきましては、村全体の人口そのものは減少するものの、若年層の減少幅が大きいことから、高齢化率は上昇を続け、2030年には約50%となる見込みであります。また、特に75歳以上の後期高齢者の人口につきましては、しばらく横這いが続くことから、第9期計画期間におきましても、特に高齢者福祉への対策の必要性が強く認められているところでもございます。本村では現在、高齢者福祉につきましても、様々な施策を行っておりますが、その中において、将来的な人口推移や介護サービス需要を見込みながら、最期まで安心して生活していけるための将来構想としての中核となる計画が集落長屋構想であり、その検討案を基に村で設置しております総合福祉検討委員会において計画承認を受け、進めているものでございます。この構想につきましては、住民ニーズはもちろんのこと、財源や人材状況等を踏まえ、視察実施や外部助言者の継続的な協力も得ながら、あらゆる角度から時間をかけて検討を重ねているところでございます。現在の進捗状況といたしましては、大棚集落内への集落長屋整備基本計画の立案までがなされており、大棚集落の住民代表から構成されます大棚住民協議会とも共有を図りながら、ハード整備のためのより適した場所の選定も進めているところでございます。また、大学や事業所等と連携した関係職員への人材育成研修や、移住フェアへの参加及び地域おこし協力隊募集等による人材確保への取組等も継続して取り組んでいるところでございます。

次に、2 番目及び3 番目の各集落に在宅で車いす利用者は何人おられるのか、車いす利用者の病院や買い物への移動手段はどのような支援があるのかということでございますが、障害福祉サービス給付における車いす需給者は3名でございまして、介護サービス給付における受給者は14名となっており、日常的な利用者や外出時に主に利用される方を含め、村内全体で合計24名の方が車いすを利用している状況でございます。集落別では少ない集落では0名でございすけれども、多い集落におきましては6名となっているところでございます。車いす利用者の病院や買い物への移動手段でございますが、公的サービスといたしまして、障害福祉サービス給付における移動支援事業及び大和村社会福祉協議会が行っております福祉有償運送事業がございまして、年間約20名が定期的または随時で利用されているところでもございまして、その中で車いす利用のある方は5名程度となっております。また、全体といたしましては、御家族の車を利用した移動が日常の主な移動手段となっている方が多い状況でございます。

4 番目の在宅介護者家族の購入する福祉車両の支援は検討いただけないかとの御質問でございますが、今年度第7期障害者福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定が行われたところでもございますが、その策定委員会において福祉車両支援助成の要望についても意見が出されたところでもございます。車いす利用者につきましては、通常の公共手段の利用が困難であることから、外出における制約が生じている状況でございますが、福祉車両を利用することで車いす利用者が外出機会をより多く得ることができ、交流機会や生活の質の向上など、自立支援につながると考えられますこ

とから、支援についても現在検討を行っているところでございます。

5番目の村民の予防介護で、民間企業ハナハナビーチの温泉施設を利用するとあるが、具体的にどのような活用を検討しているかとの御質問でございますが、今年、奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートがオープン予定でございまして、観光資源の目玉の一つとして期待されるところでもございますが、温泉を日常的に気軽に楽しむことは、温泉成分の効能そのものが心身に良い影響をもたらすことはもちろんのこと、外出の機会が増えることで身体を動かしたり、人との交流や会話も増加していくことなど、健康増進及び介護予防の観点からも、その効果が大きく期待されるところでもあることから、積極的な活用を進めてまいりたいと考えております。現在は、オープン前であることから、詳細はこれからとなりますけれども、継続的に利用していただけるよう年間にわたり利用料の助成及び集落から施設間への移動支援を行えるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の集落訪問者のための駐車場整備についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、他の市町村同様、集落内の道路は幅員が狭く、車輛の離合が困難な箇所がほとんどでございます。また、集落に駐車場が少ないことから、残念なことに違法な路上駐車が多く発生をしている現状でございます。道路の拡幅を伴う改良工事は、道路に隣接する用地が取得することができれば、補助事業を活用し、計画的に実施することは可能だと考えております。駐車場の整備についても、小規模な工事であれば村の単独事業で実施することは可能であるというふうに考えております。ただし、道路改良工事や駐車場整備を行う土地につきましては、必ず村へ登記が必要となります。土地の登記がなされないまま事業を実施することは、後々問題が発生をし、問題解決に多額の費用や時間を要することが考えられます。また、多額の費用が発生する改良工事等は、村の負担をできるだけ軽減するため、補助事業を導入することが必要となりますけれども、集落内にある道路、近隣の土地につきましては、地籍調査において境界が確定困難な筆界未定や登記困難な土地が多くございまして、補助事業の導入が大変難しい場合がございます。今後は集落のほうから改良等の要望と併せまして、道路の拡幅を行う路線及び駐車場整備の場所等の情報提供をいただきながら、集落において地権者への協力依頼をいただきながら、事業の導入の検討を行ってまいりたいと考えております。また、警察等と協力をしながら、違法な路上駐車がなくなるよう、啓発活動等も行っていきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（市田実孝君）

村長がおっしゃっていらっしゃるのとおりですね、大和村は人口が向こう10年、20年に何人になるという検証がされております。それとは別にですね、高齢化比率も49、50%になると推移されております。先ほども冒頭に申しましたとおり、大和村は人口が減る割には高齢化率は鈍い、減少率がですね。それで、人材の育成が介護に関わるですね、急務だということですが、それに対していろ

いろ人材不足を確保するために、育成を行っていきたいということですが、具体的にどのようなお考えであるのか、保健福祉課長にお伺いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

議員がおっしゃいましたように、その人材、特に介護に関わる人材確保というのは、非常に喫緊の課題ということで重要なことであるというふうに考えております。これまで確保につきましては、できるだけ資格を取っていただくような支援といたしまして、介護初任者研修ということを村で独自で開催をさせていただいたりという経緯もございますけれども、あるいは近隣の市町村から声をかけて来ていただくとかいうことも、一つ一つやってはいるんですけれども、なかなかそれが根本的な可決にはつながらないという現状が本村にもあり、またよその市町村にも同じような状況ではないかと思っています。そのため引き続きこれまで行ってきた確保についても努めていくことはあるのですけれども、例えば、島外のほうへ移住フェアであるとか、あるいは地域おこし協力隊の積極的な確保に自ら獲得に努めていくということも一つはございます。あるいは介護を専門職だけが行うということではなくて、一般的でも少し介護に手を出していただけるような介護教室であるとか、そういった意味での人材育成というのも含めまして、人材の確保ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

再度課長にお伺いしますが、現状ですね、現段階におきまして介護スタッフ並びに医療関係者は十分にあるのかなのか、どちらですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

十分とは言えない状況であるかと思います。1人確保すれば、また1人退職をされてということが繰り返されておりまして、実際、近隣市町村においても行き来を、本村に来ていただいて、また本村から出て行くというようなことの繰り返しが起こっている状況でありますことから、常に十分な状況にあるとは言えないというふうに思っております。

○1番（市田実孝君）

先ほどですね、介護保険事業計画策定委員会におきまして、介護保険料大和村ですね、月額基準額を作成いたしましたよね、課長、おいくらでしたっけ。

○保健福祉課長（早川理恵君）

この議案につきましては、また最終本会議のときに議案として額のほうは計上させていただく予定でございますけれども、第3回目の答申にあたって、答申を行った額としては月額基準料といたしまして5,900円ということで報告をさせていただいております。

○1番（市田実孝君）

その会でも私が質問なされたんですけれども、お1人当たり5,900円、これ大和村のほうが大分補助をなさってですね、他の近隣市町村よりも安くなっていると、私は見ます、見ています。もちろん安い状況ですので、そういったことを踏まえて、村民に対してですね、課長、周知とかが決ま

りましたらですね、確定しましたら大和村が大幅に補助をなさってこの金額ができたものだという
ことを周知していただけないですか。しないとですね、年金者にとっては5,900円というのは高い
わけですよ。収入がない中で、ですから、大和村はこういった努力をなさっていますよということ
をですね、改めて周知をお願いしたいんですが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

本村の保険料の設定につきましても、近隣市町村と比較をしまして、比較的安い額で設定をさせ
ていただいているところがございますけれども、この周知につきましても、議決をいただいた後に
ですね、3月の末を予定しておりますけれども、集落を周りまして保険料の説明と、あるいは保険
料の仕組みですね、一人ひとりがより健康でいていただくことで、保険料に影響していくというよ
うな内容含めまして説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○1番（市田実孝君）

この福祉政策におきましては、他の市町村に負けないぐらいですね、大和村は福祉課長を先頭に
なさっている状況が見えますが、今後とも人口が特に少ない、この本村につきましては、人材育成
確保が重大な問題であるということは認識なさっておりますので、予算等も積極的にですね、そう
いったところに今後ともかけていただきたいと思いますと思いますが、課長、どうぞ。

○保健福祉課長（早川理恵君）

そのように後押しをしていただいて、大変ありがたいというふうに思っております。また、本村
におきましても村民の方々の暮らしが、望む暮らしをできるだけ近づけていくためにどうしてい
かというのを常々考えておりますけれども、今後ともそのような視点で住民の方と話し合いなが
ら、村に合った計画というのを進めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

2番目に移らせていただきます。私のほうからですね、車いすは在宅のほうで何名おられるかと
聞きましたのは、先ほどの村長の施政方針でも個別避難計画を作成しましたということがありまし
たので、個別計画については、この車いす利用者が特にですね、必要とする計画でありますので、
質問させていただきました。今後ですね、高齢化率が高まると同時に、この車いす利用者は増えて
いくものと思います。総務課長にちょっと振りたいんですけど、よろしいですか。高齢者は何歳か
らなのか、答弁をお願いできますか。

○総務課長（政村勇二君）

よく言われている高齢化率の算定で65歳以上の方が高齢者という認識でございます。

○1番（市田実孝君）

課長のおっしゃるとおりですね、65歳から74歳までを前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と定義
なさっております。それに伴いましてですね、運転免許証の交付に関してですけれども、70歳から
74歳までの免許更新は高齢者講習を受講しないと、運転免許証は更新できないとなっております。
70歳からはいいよいよですね、あなたは感覚が大丈夫ですかという問われる年代になるわけですね。

そうしますと、もうお父さん、もうそろそろあなた80なんだから、免許証を返還してくださいと家族が心配しておっしゃって、免許証を返納される方が、今国内でも増えつつあります。そうしますと、車いす、電動車いすがですね、便利なものですから、今後はこの車いす利用者は増えていくと思われますよね、企画課長、どうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり電動車いすというのは、最近利用されている方々も増えてきていると思います。そういった意味で、やはり労力をかけず電動で移動ができるということで、そういった車いすの電動車いすの利用というのは、今後増えて行くものだというふうに認識をしております。

○1番（市田実孝君）

・・・すみませんね。電動車いすはですね、要介護2以上が補助対象となされておりますが、そういったことでまだ少のうございますので、保健福祉課長、こういった補助は大和村はどのようになっていच्छやいますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

議員のおっしゃる電動車いすというのは、シニアカーのことではないかというふうに思いますけれども、高齢の方が自走で運転をされるタイプというのがございます。それにつきましても、本村で今数名、5名以下と認識していますけれども、その方がシニアカーですね、を利用されているという状況がございます。介護保険の給付とサービスというのがございますけれども、それにも月々のレンタルということで、基本で利用ができるようにはなっているところでございます。もう一つ、その電動車いすという部分につきましては、主に障害者の方がですね、利用なさっているというところで、その2種類があるということを御説明させていただきました。

○1番（市田実孝君）

村内の高齢者がですね、今後は安心して免許証の納付なりができるような支援体制を、また周知をですね、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番に移りたいと思います。在宅の車いす利用者の病院や買い物、移動手段などどのような支援があるかということですが、家族で行くとか、社協の有償タクシーで行かれるとか、いろいろ村長、答弁をいただきましたが、利用者はですね、やっぱり金額を気にしてとか、特に買い物となると、健常者の方々も胸をわくわくしながら、お金や時間を気にせず行きたいものだと、私は思うんですが、この車いす利用者とか、そういった方々は家族で行かれるにしても体が不自由ですので、車にですね、一人では乗れないわけですね。そういった面からも、家族にできるだけ負担はかけたくない、それが多々あると思うんですが、いつでも買い物に行けるよというような状況を、村として楽しく買い物ができる、生きがいですね、買い物が生きがい、生きがいという方もいच्छやいますので、そういった支援、金額を無料にするとか、そこまで生活の支援を、私はなさっていいんではないのかと思うんですが、課長、いかがですかね。

○保健福祉課長（早川理恵君）

特に車いすの生活に健常な状態から車いすの生活になった方なども、特になんですけれども、普段できていたことが、本当にできなくなるということで、生活の中に大きなハンディを背負うということがございます。その中で、ちょっとした議員がおっしゃったような外出ですね、気軽に行けることが本当に生きがいになったりということも、状況として十分あるかと思っております。そこで、村といたしましてもそういった方々の、先ほど村長の答弁にもございましたけれども、策定委員会の中で、当事者の方からそのような意見も賜っておりますので、当事者目線で、いったいどのような支援が適しているのだろうかということも、当事者の方々も含めて話し合いながら、ぜひ検討していきたいというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

4番と兼ねますけれども、在宅介護者、家族に迷惑をかけたくない、身体的難儀と言いましょうか、苦勞・・・日頃からかけていらっしゃいますので、経済的な困った状況にあることを、本人は予測しながら、できるだけ家族に負担をかけたくない。施設ではなくて在宅で介護するということは、口で言うよりも大変なことです。村として高齢者の中でも、なりたくてそのような状況にはなりませんので、今後、研修も特にですね、少のうございますので、何とか、村長も答弁で、今後考えていきたいという答弁をいただきましたので、ぜひですね、私のほうから在宅介護者、家族の購入する福祉車両の支援をですね、考えていってもらいたいと思いますが、課長、もう一度、再度答弁をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

どのような支援がいいのかということにつきましては、先ほども申しあげましたけれども、当事者の方々しか分らない部分というのがあるかと思っておりますので、その意見をよく踏まえながら、経済支援も含めて、またそれについても検討していきたいというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

5番に移らせていただきます。村民の介護予防で民間企業ハナハナビーチの温泉施設を利用するということですが、利用する方にポイントということですね、ポイント、企画課長でよろしいですか。そのほかに、何か考えていらっしゃることはありますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

ハナハナビーチリゾートの村民の利用につきましては、温泉施設利用助成金制度というものを創設させていただきたいというふうに考えております。これにつきまして、制度の内容といたしましては、村民1人当たり年間24回利用可能、1回につき温泉の施設利用料金、入浴料金ですね、こちらがワンコインの500円で入浴が可能となる、そういった制度を今準備をしているところでございます。

○1番（市田実孝君）

（聴取不能）

課長、昼間から温泉に入る奄美の方は習慣がないものですから、できればハナハナに時たま奥様

と家族連れで食事に行きたいんだという方も、多分これから出て来るんじゃないかと思うんですよ。観光名勝地ですのでですね。温泉だけじゃなくて、多分何か、話に聞きますと、ハナハナビーチの従業員の方には、シェフとかもですね、大東京のシェフの方々も、もう既に大和浜のほうにいられております。そういった高級な料理とかですね、ただ温泉だけ入るんじゃないくて、村民がここを利用できるような、食事券を配るとか、それで今、ブームになりつつあるのが、サウナですね。仕事帰りに汗を流したいとか。だから、話を聞きますと、山羊島のサウナとか、住用まで仕事帰りに通っていらっしゃる方がいらっしゃいます。いよいよハナハナ温泉ビーチができれば、ハナハナビーチのほうに俺は行くんだと、頑張って期待していらっしゃる方もいますので、その需要をですね、幅を広げてもらって、そういったことも今後検討していただけないですか、どうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、我々といましては、村民の健康づくりに一環として、この温泉施設の利用を促進していきたいというふうに考えております。当然ながら、この温泉施設の中にはサウナ施設も利用できますので、サウナを御希望される方々、そういった方々のニーズも満たしているものというふうには考えております。先ほど議員のほうがおっしゃられました食事面のものにつきましては、今、ハナハナビーチリゾートのほうでも各種料金設定のほうなどを決めて検討しているところでございますので、そういった料金面などが出そろい、例えば、温泉プラスお食事のセット料金だとか、そういったものがあるものなのかどうなのか、そういった面も含め、今後検討していかなければならないものではないかというふうには考えております。我々といましては、まずこの温泉施設の最大限村民の健康づくりに利用していただきたいということで、温泉施設利用助成のほうをまずスタートをさせていきたいというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

せっかくのですね、企業ですので、私の考えとは、全てにおいて食事をしに行くことに行動、動きですね、在宅にとどまらず、食事に行くんだという楽しみもですね、そういったことを行動をしやすくするため、介護予防だと私は考えておりますので、ぜひそういったほうも検討していただきたいと思いますが、それと連携しましてですね、産業課長に一言お聞きしたいんですが、やっぱりタンカンのその場ですね、タンカンをPRするためにですね、大都会からもいらっしゃるでしょう、お客さんが。最大の宣伝効果になりますので、そういったタンカン、スモモなりですね、PRするようなブースとかも設けていただいて、そういった検討をしていただけないか、どうですかね、産業課長。

○産業振興課長（福本新平君）

今、大和村の農林生産物、一次産業についても、今ハナハナビーチリゾートのほうとも協議しております。それは果樹だけでなく、野菜類も向こうがこういったものを作ってほしいとか、そういったのがあれば、こちら農家さんも含めて、こういった推進をしていくというような取組も、まだ現在に動いてないですけど、まだ協議の段階で動いてますので、それとまたスモモであっ

たり、タンカンであつたりを一時提供して、どういった料理ができるのかということも協議していこうかなというふうに思っているところです。以上です。

○1番（市田実孝君）

ぜひよろしく、各課各課だけの専門で動くんじゃなくて、各課連携を持って振興にあたっていただければ幸いかなと私は思います。

続きまして、最後の2番、集落内の道路が狭い、集落内に訪れる訪問者のために、集落に駐車場を整備できないかという質問ですけれども、まずこれは、住民課長でいいんじゃないかと思うんですが、集落に訪問される方の突き当たりの津名久と言ったら津名久ですよ、思勝と言ったら思勝、そこに訪問される人数が、現在、どのような状況か、何名ぐらいあるのか、アンケートとか取ったことはございますか、村としまして。

○住民税務課長（池田浩二君）

ただいまの議員の質問ですが、アンケートなどは取ったことはございません。

○1番（市田実孝君）

私も記憶がありませんので、あえて住民税務課長にですね、住民の直接の課長に聞かせていただきました。集落内の道路、やっぱり旧態依然の側溝があつたりですね、何十年も変わらぬ道があつたり、それが現実ですよ、課長、どうですか、建設課長。

○建設課長（早川勝志君）

議員のおっしゃったとおり、集落内の道路につきましては、大分前に整備した道路が残っている現状でございます、今現在道路の改良をやっている、例えば名音集落ですとか、大和浜集落とか以外の道路に関しましては、集落排水が終わった段階で、若干の改良を含めて工事はしているんですけれども、原則的には通常の以前整備した形の道路となっております。以上です。

○1番（市田実孝君）

昨年から始まりましたきびきび号ですね、集落を周遊して周っておられます。個人が持っている車も大型化していますよね、今、昔、軽トラックじゃなくて。そうしますと、道路上で対面すると狭い状況になります。そしてきびきび号の運転手にしたら、もう難儀してバックしたりですね、気を使ってですね、特に大型車両は女性の方が乗っていらっしゃいますので、私のほうが下がったほうがいいんじゃないかという状況を多々目にする。それとですね、村内の高齢者の方には、車の側面がですね、壁に、道路の壁にこすったというような状況を多々目にするわけですが、村長の診療所に向かう大畑商店の前の道路もですね、何十年もそのまま置かれた状態、今、村長もほかの集落から先にせえと気を使っていらっしゃるのかも分かりませんが、せめてですね、村内を周遊するその道ぐらいはですね、拡張をなさって、整備なさったほうがいいと思うのですが、そういった予算をまずは住民のために予算を増やしていくことが先決だろうと私は思うんですが、村長、答弁よろしくをお願いします。

○村長（伊集院 幼君）

確かに集落内の道路の整備は遅れている状況でございます。我々も事業の導入としましては、ほかの事業と一緒にやる時に、一緒に、集落排水事業が計画されている中では、集落排水事業を進めながら、道路を改修と一緒にやればどうかということで、今現在、進めさせていただいておりますので、先ほど私が答弁をしましたこの集落の中での、広めるところがあれば、それは用地交渉が地元からの了解がいただければ、我々としては広めたりしたいというふうに、今考えておりますので、そこら辺はまた地元の意見を伺いながら、しっかり効果のあるような事業として進めていきたいというふうに思っておりますので、そのように御理解をいただければというふうに思います。

○1番（市田実孝君）

ぜひですね、これは喫緊の課題であろうかと、私は思いますので、公民館にですね、大型バスが停められるような状況にもありませんので、建設課長、そういったことを村長等を含めてですね、予算配分のほうを増額してでもね、そういったことで検討をしていただきたいと思います。

次に、駐車場の件ですけれども、集落、先ほど住民課長にお聞きしましたが、集落に訪問なさる方、この役場に訪問される方は、もちろん駐車場完備なさっています。公共の施設の前にはですね、全て駐車場を完備なさっています。私は今後はですね、集落の前に駐車場を整備することが住民の福祉、生活環境の整備、これは大切なことだと申し上げたいと思います。また、祖先のですね、墓参り、介護の必要があった両親、子供たちは仕事を求めてですね、名瀬市近郊のまちに大和村内で働いている方よりも2倍も3倍もいらっしゃいます。その方々が年とって、もう既にそういった時期に来ておりますが、孫を連れて帰ってくるときに、駐車場がない、公民館の前に止めたら迷惑になる。そういった状況で、人の空き地に乗り入れたり、道路に止めたり、親の介護で、10分20分で帰るわけにいかないわけですね。お父さん、お母さん、それは10日なり20日なり、家でちょっと都会から帰って来て、一緒におりたい。大型車両でどこに車を止めるんですか。役場はどうぞと、この広い空地がありますよ、駐車場。そうすると、公共施設のある近郊の方は役場に止めておけばいいやとなるわけです。離れた集落はどこにもそういった施設がないわけです。それは私は大切な、今後高齢化がますます進む大和村においては、大切な事業だと思います。そういったことを踏まえてですね、駐車場の整備は、先ほどの道路拡張とも同じで、大切な事業だと私は思いますが、課長のほうで県なりに要望なさいまして、そういった事業はないか、今後、いろんな建設課がですね、事業を探してあるならば活用していただきたいと私は思いますが、いかがですか、課長。

○建設課長（早川勝志君）

まず、道路の整備につきましては、道路の事業のメニューがたくさんありまして、その中から使える事業を使ってですね、できるだけ財政負担の少ない形で事業を実施させていただいておりますので、その事業を活用していきたいというふうに考えているところです。なかなか駐車場の整備といたしますのは、なかなか今のメニューの中で、あまりそういった補助事業がないものですから、その辺は村の単独予算とかですね、その辺を活用してしてまいりたいと思います。以上です。

○1番（市田実孝君）

先ほどの議会でも、各集落に公園化をということで、私は提案したと思うんですけども、それを含めてですね、私はこういったことを考えの上でできれば公園化でもしたらということで、公園にでもちゃんと今から整備なさったら、駐車場を完備なさいますよね。それが事業だと思いますので、いろんな方策を取ってもらって、これはやっていいいただきたい事業だと思います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

これで1番、市田君の一般質問を終わります。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可します。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。傍聴にお越しくださり、誠にありがとうございます。質問の前に、2月に本村で南部町村議会議員大会が開催をされましたが、役場職員の皆様に多大な御支援、御協力をいただきましたことを、改めてお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

では、質問に移ります。

まず、幼児教育の導入を求めて。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に質の高い幼児教育が提供されることは、極めて重要であります。また、質の高い教育を提供することは、移住定住を促し、人口減少対策にもつながるものと考えますが、幼児期からの教育の充実を図るべきではないでしょうか。

次に、経済情勢を踏まえた奨学金の拡充を求めて。奨学資金制度の条例が制定をされた昭和61年当時の国立大学の授業料と現在を比較すると、2倍以上も高騰をしております。授業料や入学金の値上げと物価高騰など、経済情勢の変化を考慮し、奨学資金の引上げを図るべきではないでしょうか。

次に、不足する住宅問題の対策強化を求めて。子供の誕生や成長に伴い、家が手狭になり、住み替えを望む子育て世帯や、本村に魅了された移住希望者が増えておりますが、残念ながら入居できる住宅が不足している状態が続いております。新年度には大金久に1棟2戸と空き家改修3戸が計画をされており、先般NPO法人との連携協定締結や改正後の奄振による交付金を活用した空き家改修事業などの展開により、需要に供給が追いついていない現状奪回につながることを期待されますが、今後の各集落の住宅建設計画はどのようになっているのでしょうか。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、勝山議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の幼児教育の導入についての御質問と3点目の住宅問題の対策強化につきましては、私のほうから答弁をさせていただきまして、2番目の奨学金の拡充につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の幼児教育についての御質問でございますが、幼児教育につきましては、教育基本法においても生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると規定をされており、国及び地

方公共団体はその振興に努めるとすることが記載されております。また、その機会を実質的に保障する意義も有する施策として、幼児教育、保育の無償化が実施されているところであり、本村におきましても質の高い幼児教育や保育環境は大変重要性が高く、移住者の促進につながりうる魅力の一つであることも認識をしているところでございます。また、家庭や地域における幼児期の生活体験という成長に重要とされている要素が、少子化や地域社会の状況の変化により、現代においてはかなり不足しているという課題が、新たに生じてきていることもありまして、保育所等の集団活動の場を通じた中で、自然や文化にふれることを重要視した資質や能力の育成がさらに求められるようになってきております。しかし一方で、特別な配慮を要する幼児が増えてきていることから、一人ひとりの発達をよく理解するスキルや発達に応じた環境整備等も必要になってきており、集団の場における幼児教育には特有の難しさが存在するとともに、その課題も多様化している状況にございます。本村におきましては、幼児の集団活動を行う日常的な場といたしまして、まほろば保育園、大和へき地保育所、大棚へき地保育所がございしますが、それぞれの場所において、例えば、子供たちが自分で野菜を栽培して食べることで食育や、みんなの前で発表する表現力育成、歌詞カードを用いた歌の時間による文字学習、散歩や泥遊びの中での感性磨きなど、それぞれ工夫を凝らしながら幼児教育に資する時間をできるだけ取り入れ、保育の中で一帯的に実施しているところでございます。また、園同士の交流を深めた運動教室や、子供たちの発達にあわせた支援を学ぶペアレントプログラムも毎年継続して実施しておりまして、子供への教育支援にもつながっているものと考えております。特に本村は、幼児教育において重要とされる五感を使った生活体験を行うにふさわしい大自然及び人との触れ合いに適した環境下にあることから、このことを生かした環境づくりを大事にし、今後、認定こども園の整備を検討する中においても、幼児教育の要素も今以上に工夫した形で取り入れ、理念、環境、人的資源、保護者の参画なども含めた魅力ある幼児教育の場を作っていけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、不足する住宅問題の対策強化についての御質問でございますが、村の現状にあります村が管理する村営住宅が144戸数、定住促進住宅が単身住宅を含め51戸数の合計195戸数でございますが、令和6年2月現在で村営住宅4戸数が空いている状態となっております。また、令和6年1月末現在の村の世帯数は842世帯で、うち世帯換算される大和の園入所者が34名でございますので、実際の村内居住世帯は808世帯となっており約24%の世帯が村が管理する村営定住促進住宅に入居する住宅入居世帯となっている現状にあります。最近では世界自然遺産登録によって、これまで以上に奄美大島全体が注目される中、島外から奄美大島への居住を希望する方々や、近年の宮古崎トンネル開通における利便性などもございまして、大和村へ居住を希望する方々が増えていることは、認識をしているところでもございます。そういった中、令和6年度から奄振交付金を活用しました空き家改修計画を3件計画し、起債事業を活用した新築1件の計4件を進め、空き家対策にも取り組み、さらにサブリース方式による住居の確保と空き家対策を進め、行政のみならず、民間を活用した住居の確保を連携して、村内居住を推進していきたいと思っているところでございます。令和6

年度以降の計画につきましては、現段階における集落から要望のございます津名久、戸円、名音、今里集落を候補に村有地の確保状況の協議を進めながら、第二弾の政策住宅についても検討を行う上で、財政状況と事業申請時期を考慮し、住居の確保に努めていくことと併せまして、現在、空き状態となっております村営住宅の入居に関しましても、村外への情報発信を村ホームページ等で行うほか、SNSも利用しながら周知宣伝に努め、世帯入居の確保を進めていきたいと思っております。そのほか、事務嘱託委員会におきましても協議をされております新たな入居者に対しまして、地域コミュニティの在り方を示す集落の催事等や集落ルール等を事前に知ってもらい、公募申請していただく取組も進めることで、Iターン世帯や村外からの入居者の方々へ地域へのかかわり方を理解していただいて、集落が活性化する事前周知にも努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

勝山議員の御質問にお答えいたします。

経済情勢を踏まえ奨学金の拡充をの御質問でございますが、本村の奨学資金貸付制度は、昭和61年6月に大和村振興基金の設置及び管理に関する条例を制定し、奨学資金の運用につきましては、平成4年11月に施行規則を制定して、現在運用を行っているところであります。奨学資金の貸付対象者は、高等学校奨学生、高等専門学校奨学生、短期大学奨学生、大学奨学生となっており、それぞれ月額1万円、1万5,000円、2万円、3万円の貸付けを行っているところであります。併せまして、入学準備金の貸付けも同時に行っており、専門学校生及び短期大学生並びに大学生につきましては、入学前の準備金として50万円以内の貸付けも行っているところでございます。入学準備資金につきましては、近隣市町村でも運用されているところもございますが、金額を比較しますと、高額な貸付けとなっております。そうしたことから、奨学資金の貸付けと入学準備金の貸付けを併用して利用することによって、大変優遇されており、利用者からも評価をいただいているところでございます。また、奨学資金貸付の増額は、その後の返済の負担増になることがないようにもしたいとも考えておりますので、現在のところ今の制度で十分だと思っております。それ以上の負担が必要な方は、ほかの奨学資金貸付制度も併せて利用していただければと考えておりますので、現時点での奨学金の引上げにつきましては、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

幼児教育から伺いますね。これ、私の本当に今、一番取り組んでいるテーマなんですけれども、これ、何度か一般質問や委員会でも質疑させてもらっていますが、やり始めたきっかけはですね、毎年夏に兵庫県の子供たちを迎えて、地元の子供たちと交流とかを図っているんですね。以前も説

明させてもらいましたけれども、そのときに地元の子供たちととても仲良くなって、学校に行って夏休みの宿題を解いているんですよ。そのとき、1年生の女の子でしたけれども、5年生の宿題を解いて教える、5年生の宿題を教えていて、その当時の学校の先生が驚いて聞きに来た、尋ねに来たんですよ。たまたまその兵庫の保育所では、幼児教育とまでいなくても、自分たちのできる範囲で幼児にも英語を教えたり、足し算、掛け算、算数、割り算、算数を教えたりしていたんですよ。そういったのがあって、その子供が5年生に宿題を教えていたということがあり、とても感動しました。それから調べていったら、幼児教育、ゴールデンエイジという期間があって、一番いいのは未就学児までですね、最近では胎教といって、お腹にいるときからお母さんが音楽を聞かせたり、英語を聞かせたり、こういったのも始まっているそうです。小学校6年生ぐらいまででも効果があるんじゃないかなといわれていますけれども、そのゴールデンエイジの期間は、学力でも運動面でも幼児教育をやることによって、後々の伸びしろがたくさん増えるんですよ。しかもいいことに、勉強というのは大概皆さんいやいややりますけれども、その期間は吸収するみたいに楽しみながら覚えていく。それで基礎ができていく。そこで学校に上がって、進学して、勉強を学んで、もっと伸びていくというパターンが生まれやすいと聞いております。本村も五感を使った教育ね、自然、文化、農業、とてもすばらしい、ここでしかできない幼児教育だと思いますが、それに加えて運動面や勉強知識を得るための幼児教育の導入について、これから認定こども園構想等もありますが、どのようにお考えでしょうか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

特に乳幼児、幼児期ですね、早期からの教育というのは大切であるというのは、以前からの答弁でもまた再三、こちらもそのように理解をさせていただいているところでございます。その上で、本村においてどのような形が必要なのかということで、特に五感を使ったということでも、先ほどの答弁にもございましたけれども、この環境を生かした教育というのも重要な一つではないかと思っております。ただ、その中で、幼児教育といいましても、いろいろ文献等も見ますと、非常にいろんな形、教材を使ってみたり、あるいは運動に特化してみたりとか、いろんなパターンがあることも承知しておりますので、それについては重要ということは認識しておりますので、どのような形になるかはこれから今後ということでございますけれども、新しい認定こども園をこれから検討をしていくというような中においても、そのことも踏まえて協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

保護者、本村の保護者は幼児教育に、今の保護者は高い関心を持っている方が多いと感じておりますが、そういった保護者を巻き込んだ幼児教育についての、何らかの形で学びの機会を作っていきたいと、以前、委員会の質疑に対して答弁がありました、今後の具体的な予定はありますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

幼児教育、教育そのものにつきましては、誰でも、ゴールデンエイジという言葉もございましたけれども、早い内からのできるだけいろいろないい教育をしていきたいという思いは、保護者どなたにもあるものかというふうに思っております。じゃ、何をしていくかという中身につきましては、先ほど申し上げましたように、いろんな形、教材というのもございますので、どれをしていくかということも、話し合いというのが必要ではないかと思っておりますけれども、今後、第3期子ども・子育て計画策定の期間にあたっております令和6年度で策定を進めてまいりますけれども、そういった中においても幼児教育という視点も踏まえて併せて協議をしていきたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

第3期に向けてのアンケートですね、第2期のときにはアンケートの項目が15ほどだったんですけど、今回43に増えておりまして、その中で認定こども園、幼児教育のことや、習い事の助成の項目も加えていただいて、以前提案させていただいたもので、大変ありがたく感じておりますが、これはその若い保護者が結構な冊子なんですけど、わざわざ多分コンビニとかでコピーして、議会の参考資料として使ってほしいと届けてくれたんですね。こういった動きを見ても、保護者は幼児教育に対する思いというのが伝わってくると思いますけれども、大綱質疑の大綱答弁にあった子ども家庭センターの設置と先ほどから答弁にあります認定こども園としての整備、保育所を再編してのですね、具体的にどのような構想なのか、どのような進め方をしていくのか、お伺いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

子ども家庭センター、あるいは認定こども園につきましても、必要性という観点から今後検討していくというふうにお答えしているかと思っておりますので、主に第3期子ども子育て支援計画を中心に、それ以外の協議の場ももちろん行ってまいりますけれども、その中で具体的にこれから検討を進めていくというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

再編をして保育士の先生方、保育士の確保も大事になってくると思いますけれども、全国的にはいろんな教材があるとおっしゃいましたが、民間が取り組んでいるところも結構あるんですよね。そういった民間の力を活用することも一考に値すると思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

具体的な中身というものにつきましても、その委員会などを通じて、これから協議を図っていくものというふうに考えておりますが、例えば委員の中にそういった民間の状況に詳しい方であったりという方を参入していただくというようなのも一つの方法かなと思いますので、そういったいろんな情報を取り入れながら、協議のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

子供の1年成長というのは早いので、1年間はとても重みが、大人と違ってですね、あると思いますが、協議を進めていくとおっしゃっておりますけれども、この協議の期間というのはどれぐら

いを考えているんですか。6年度に協議を終わらせて、次年度からまた動いていくつもりなのか、お伺いをいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

近隣の市町村の整備状況というのを見ましても、計画から開設まで、少なくとも5年程度を有するというふうに考えております。土地の確保等も含めましても、これからということですので、6年度の策定委員会においては、できるだけその骨格を立てていければと思っておりますし、それに付随して必要なことについては、年間にわたって今後計画を進めていくというふうに考えております。計画期間等につきましても、その策定委員会等の中でしっかりスケジュールができあがってくるのではないかと考えております。

○6番（勝山浩平君）

ゴールデンエイジという言葉が出ていますけれども、子供の1年、重いんですよ。今の保護者、例えば0歳児だったら、もう5年後だったら小学校上がっているかもしれない。ですから5年というスパン、ほかがそうだから、私たちもそうじゃなくてですね、今の未就学児でも、この幼児教育というのを導入して、自分たちの子どもに学ばせることができるように、なるべく短い期間、スピードアップして協議を進めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

少なくとも5年程度はというふうに申し上げたかと思いますが、できるだけ早くにできることは越したことはないというふうに考えておりますが、ただ、しっかり計画を立てて行くということも必要でございますので、その辺は十分皆さんで理解をいただけるような計画にしていきたいと思いますというふうに考えていますことと、あと幼児教育ということは、集団の中でのみ行うものではなくて、それぞれの家庭や、あるいは地域でというふうに行うことで、連動が必要というふうにもなっておりますので、そういった場で各御家庭でもいろいろ工夫をなさることも一つ重要なことではないかというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

先ほどのアンケート、習いごと助成加えてもらいましたけれども、今課長がおっしゃったそれなんですよね。本村としては幼児教育をやっていないけれども、自分たちの家庭で習いごと、結局幼児教育のことを差しているんですよ。幼児教育のそういった教材があって、自分たちの家庭でも子供たちに習わせたいという思いがあって、そういった相談を受けたこともあって、議会でも提案させてもらっていますが、ぜひアンケートの結果によって、習いごと助成を押してもらいたいという声が多かったらですね、5、6年後の幼児教育の導入を待つのではなくて、そういった家庭の習いごと助成というのを、ぜひ導入をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

今回のアンケートについても、前回になかった部分ということもありまして、その状況、習いごとについてはどのような意向があるかということも盛り込ませていただきました。また、その結果を

踏まえて、またその辺は検討してまいりたいというふうに考えておりますが、習いごと助成につきましても、一番視点といたしましては、やはり経済的な部分がベースになるかと思います。いろいろな習いごとをさせて、子供に学ばせたいというのは、もうどの親も思っておられることだと思いますけれども、その中で特に厳しい経済事情、あるいはひとり親の御家庭であったりとか、病気や障害があったりとか、そういった方々で、どうしてもやりたいけどできないと、あるいは学校の学用品さえ購入することが難しいといった御家庭などの配慮は必要かなというふうに思っておりますが、そこも併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

認定こども園構想、ぜひ実現させていただいて、幼児教育、早く導入してもらいたいと願っておりますが、併せて、やはり先生、保育士の確保が大事ですので、構想と併せてですね、保育士の処遇改善というのを図っていただきたいと考えますが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

保育士の確保についても非常に重要で、なかなかどこも確保に苦労しているという状況が生じてきているということは、本村についても同様でございます。本村につきましては、年次的に保育士として確保に努めておりますとともに、処遇改善につきましても令和3年度以降、特に会計年度任用職員にあたりますけれども、については処遇改善をさせていただいているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

奨学金に移ります。今のところ入学金が準備金があるので、奨学資金の拡充は考えてないということでありましたが、今回の質問にあたって、現在の大学の授業料がいくらぐらいか調査をしておりますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

御質問にありましてとおり、今大学の授業料が国立で大体25万円ぐらいということで、すみません、申し訳ないです。平成6年で26万円ほどで、今現在で2倍程度になっているというのは承知しているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

昭和61年に作られた条例で、月額大学は3万円となっていますけれども、この3万円とした金額の算定根拠はわかりますか。以前もちょっと質問させてもらったんですけどね。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

大変申し訳ございません、3万円の根拠というのはちょっと調べておりません。

○6番（勝山浩平君）

昭和61年当時ですね、国立大学の授業料が25万2,000円、ですから3万円×12で26万、多分そういった、単純に割って、それぐらいの数字じゃないかなという判断をされたと思うんですね。これ、国交省の資料で一番新しい数字ですけど、令和3年、国立大学の授業料は53万6,363円、入学料39万1,305円、私立大学授業料93万943円、私立の入学料は24万5,951円、入学準備金がほかの市

町村と比べて多いということでありましたが、これも議会で提案させてもらって作ってもらったので、私も良く分かるんですけど、今、入学料39万円、ほぼ入学準備金使ってしまう。当然、親元離れますから、大学の場所に行って部屋を借りて、家具を揃えたり、多分50万じゃ足りないですね。今、私たちの村の奨学資金、大学月額3万円、年間36万円ですよ。授業料は今53万になっているんですよ。ですから、せめて毎月5万円か6万円の額がないと授業料さえ払えない。本村の子供たちが勉強を頑張って大学に行くとして、国立に行ったとして、私立はもっと高いですけどね。アルバイト、物価も上がっているから、当然アルバイトもしないといけない。勉強のために学校に行ったのに、アルバイトで勉強がおろそかになる可能性も高い。実際、そんな新聞記事等もあります。そういった情勢を踏まえて、今一度見直す必要があるのではないかという提案です。いかがですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

授業料の高騰は、調べてなっておりますけれども、一時的にそういった増額となりますと、教育長の答弁にもありまして、そのあとの返済がですね、大変今苦慮しているということが、現状が起きておりまして、そういった形でいけば、ほかの結局は第1種奨学資金、第2種奨学資金とか、ほかの奨学資金も併用して、ちょっと使っていただいてですよ、第1種が6万円とか、第2種は12万円までとかあるんですけど、そこを併用していただいて、ただ単純に上げればいいということじゃなくて、そこを何とかうまくやっていただいて、今後、社会に出て、返済がこれ以上貸付けを増額しますと、生活的にも返済が困ったりしますので、そこは今の現時点では増額というのは慎重に考えたいと思っておりますので、ほかの奨学資金も併用して利用していただきたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

以前、個人村民から相談を受けたことがありまして、そういったとき、ほかの奨学金とか、学資ローンを受けたらいいんじゃないのということを教えてもらったんですけど、なかなか一般の方は学資ローンとか、融資、受けられないんですよ。ほかの奨学金とおっしゃっていますが、じゃ、その奨学金は申請をしたら、必ず受けれますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

奨学資金を借りるのにも、審査が当然必要でして、利子がない奨学金とか、利子がある奨学金とか、そういったのがありまして、通ったりしない部分もありますけれども、なるべくそういった形でほかの奨学金を使っていただいてやっていただきたいと思います。以上です。

○6番（勝山浩平君）

繰り返しますけど、本当にローンを組めない、奨学資金をほかを受けられないという方がいるんです、実際。大和村ではないかもしれない、最近やっぱり物価高とかで、一番教育費が削られていて、子供が進学したいんだけど、進学をあきらめてもらうとか、そういった新聞記事も報道等もあつたりしますが、まず社会情勢というのは、やっぱりそれだけ困っている方が増えてきているんで

すよね。そこに手を差し伸べるのがやっぱり政治、村の政治の力だと思うんですけども、昨日、卒業式のお話がありましたけれども、おっしゃってましたよね、祝辞の中で。先々頑張ってきて、大和村に戻って来て、できれば頑張ってもらえたら。今、本村は給付型の奨学金もあるじゃないですか。返済確かに大変でしょうけど、職につかないと返済もできないし、学歴が全てじゃないですけど、大卒と高卒では給与も違ってきますよね。親の気持ちとしては大学に行かしたいと思いがあって、子供も頑張っていて優秀という場合もあるけど、経済的に行けないという場合が出て来る。私も個人的に相談を受けましたし、どうしようもできませんでしたけど、これから出て来る可能性もある。ですから、そういった困っている方々に手を差し伸べるべきではないですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

確かに議員のおっしゃるとおりでして、最近はそのような形で授業料の増額とか、物価高騰もございますけれども、そういった経済情勢を踏まえながらですね、今後はそういった形で、答弁にもありましたとおり、今後状況を、周りの状況を見ながら、奨学金を増額するかというのも検討させていただきたいと思っております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

去年の1年前の予算委員会の議会の意見書にですね、議会の意見書ですよ、同じ内容、倍以上高騰しており、現在の社会情勢に適した対応額となるように見直していただきたいと、これ、重く受け止めていただきたいんですけども、私だけじゃない、議会の意見書として提出をしておりますので、こういったことを踏まえてですね、情勢に見合った内容を検討してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○教育長（農原弘久君）

議員のおっしゃる主旨はよく分かります。参考までに、私の大学卒業の40数年前なんですけど、今、その制度があるかどうか、ちょっと認識が不足しているんですけど、私の場合ですね、日本育英会という奨学金があったと記憶しております。それは、将来教職員になるための学生のための奨学金だったと思っています。これは、私の場合で言いますと、8年間教員をやったら、その奨学金はもうなしになると、そういう制度でございました。ですので、私も教員について8年経って、自分はここに今、この学校に勤めていますと送ったら、はい、あなたはもう返済金はありませんと、そういう便利な制度もありました。ただ、これにはですね、条件がありまして、親の収入が低いこと、そして大学での成績がある程度優秀じゃないとだめだったとか、それで私も必死に勉強して、親が幸か不幸か貧しかったから借りれたんですけど、ですので、私の場合は無事8年間勤めて、返済は義務はなくなったんですけど、私の友人の例でいきますと、途中で教員を辞めたもんですから、その分また、どんと返す義務が生じたわけですね。ですので、先ほど局長が答えましたように、実際、返済に困っているというか、そういう事例もありますので、ですので、私どももどんと貸して、あとあとその負担になっている、あるいは奨学金といえども、基本的には貸付けですので、プレゼントじゃありませんので、やはりそれが返済が滞ってしまうと、村の財政負担にも、結局なっ

てしまいますので、そこら辺を議員のおっしゃることなども十分踏まえながら、慎重に、ではどうすればいいのかという、そういうことを今検討課題にしているところでございます。はい、以上です。

○6番（勝山浩平君）

教育長、ありがとうございました。また、そういった奨学金が、いろいろ調べていただいてですね、最新の現代に広くその世代の保護者の方々にも周知を再度していただきたいと思います。繰り返します。議会として意見書を上げております。このことに対して重く受け止めていただきた。情勢にあわせて検討していただきたいと思います。いかがですか、

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

先ほど私の答弁の中に、ちょっと訂正させていただきたいんですけれども、平成6年に国立授業料が25万2,000円と申し上げましたけれども、昭和61年の議員がお調べになったとおりでございます。そういった意見書も見ております。令和5年の意見書の中にありまして、そういった形で、そのときには今のところ増額は、奨学金の増額は考えてないと、そのときは申しておりますけれども、今後、今そういった社会情勢も考えながらですね、授業料の高騰とか、物価の上昇とか、高騰とかありますので、そういったのも考慮しながら今後は奨学金の増額については、慎重に周りの状況を見ながら、検討していきたいと考えております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

最近、龍郷町が月額6万円に上げるように引上げましたよね、条例改正をしておりますので、ぜひ参考にさせていただいて、本当に子供が頑張れるような環境を作っていただきたいと思います。

住宅に移りますね。人口問題研究所が昨年の12月に人口推計、2050年の示しておりますが、本村730名という数字で多くの方は衝撃を受けた方は多いんじゃないかなと思いますけれども、残念ながら減少率46.5、奄美では一番大きい数字となってしまいましたが、これはどのように受け止めておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

国全体が人口減少が避けられない情勢の中、本村もそれに伴って人口が減少している状況であります。やはり国立社会保障人権問題研究所の出している人口減少率想定推計でございまして、人口減少率は国に比べて大幅に大きなものとなっているものと認識しております。その中で、我々としてどのような取組ができるかということでございまして、今、様々な子育て支援制度でございましてとか、移住定住に資する施策を実施してまいっております。そういった中で、我々といたしましても、なるべく人口減少率のほうを緩和していき、かつ人口構成比率、人口の中で占める年齢の構成比率の若返り化をいかに図っていくかというのが肝要な点ではないかというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

これ、言いたいのは、ソフト、なかなか本村すばらしいものがある。ハードですね、家ですよ。

家がどうしても足りないというのが、やっぱり当然皆さん共有していると思いますけれども、本村、もったいないですよ。個人的にも移住したいという相談を受けるんですけど、年2、3件あります。村としても年20何件でしたっけ、あるとかおっしゃっていましたが、移住の相談とかが。ですが、家がないんですよ。これ、家を造っていくスピードは、スピードアップを図っていけば、移住者が増える可能性もあるし、若い方が出て行かない可能性もある。引き止めることができるかもしれない。新年度、大金久と空き家改修3戸で計5戸ですよ、今のところ予定しているのは。今後、毎年毎年どれぐらい、何戸造るぐらいの予定で考えていますか。

○総務課長（政村勇二君）

6年度以降の新築における建設の計画でございますが、先ほど村長の答弁でもございました、まず村の確保ができていく村有地、そして集落から要望のある場所等を考えますと、津名久、戸円、名音、今里地域における場所を考えているところでございますが、その戸数に関しまして、やはり民間住宅、民間を利用したサブリース方式の住居の確保と併せまして、どうしても村が新築または借り、そしてまた買上げするとなりますと、どうしても財産、その名義人等の兼ね合いがあつて、やはりそこの用地交渉、そして名義人の登記変更等もあつて時間がかかっている現状がございます。そういったところを苦慮する中で、起債事業でございますので、新築になりますと、そういった申請時期、そして奄振法の申請時期も併せた上での計画を、令和6年度にですね、令和6年度の当初予算が通過したあと、そのサブリース方式をやっている企画観光課、そして新築住宅における建設部門の建設課、そしてまた新たにですね、教職員住宅における解体も進める上で、解体も進めた上でですね、その教員住宅における用地、教員の教育財産をですね、普通財産、行政財産に払下げも検討していただく上で、用地を確保した上での検討を進めながら、また7年度以降のどこどこ集落に何戸建設したいというところの計画策定に向けての検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

奄振交付金を活用して6年度は3件整備とありましたが、サブリース方式では何件ぐらい予定しているんですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

サブリース方式のほうに、方式につきましては、我々のほうで計画的にうんぬんということでは、まずございません。空き家の所有者の方々から空き家の処分、活用、そういったものに関して我々行政のほうに御相談があった物件に対して、我々のほうからサブリース方式というものを今取り組んでおりますという御紹介をさせていただいて、所有者の了承が得られましたら、NPO法人奄美空き家ラボのほうにつなぎまして、サブリースでの活用という部分を進めていくというものでございます。

○6番（勝山浩平君）

これまでサブリース方式での相談というのは、何件かしておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

本村におきますサブリース方式につきましては、我々行政とNPO法人のほうが連携協定を締結いたしましたのが先月2月でございますが、それ以前からNPO法人奄美空き家ラボのほうは群島全域、本村も含めまして活動をしておりまして、本村での実績といたしましては、連携協定締結前までで3件の活用の実績がございます。連携協定締結以降ですね、今、相談を受けております件数につきましては、1件でございます。

○6番（勝山浩平君）

空き家の所有者への周知というのは、どのように図っておりますか。サブリース方式に関しての。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

所有者への周知広報につきましては、先月2月に正式に連携協定のほうを奄美空き家ラボさんと締結いたしましたので、来年度の固定資産税の通知が、その通知と一緒に周知広報を図るチラシ、そういった資料のほうを同封をさせていただいて、空き家の所有者へ広く周知を図りたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

村の住宅建設計画令和6年度、大棚に先ほど村長の答弁にありました民間住宅有地、第二のということになるんでしょうけれども、1棟ありますが、令和6年度にそこに整備する予定とかがありますか。

○総務課長（政村勇二君）

この住宅建設計画におきましては、令和3年度に作りまして、内議で作りまして、令和4年度のを勝山議員はお持ちだと思えます。その令和4年度に作ったときにはですね、大和浜の政策住宅の検討も進めているところでございましたので、その流れで令和6年度以降について、政策住宅をという記載を令和4年度にしておりますので、また、先ほども申し上げましたが、令和6年度にまたこの住宅建設計画更新を考え、5月以降にですね、更新を考えている状況でございますので、これに関しましては、政策住宅に関しましては、やはり大棚地区の埋立てをメインとした考えのもとでですね、7年度以降にまた計画策定の中で記載できていければというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

最近閣議決定をした2地域居住を促進する公益的地域活性化基盤整備法、関係人口の増加につながって、先々は移住定住にもつながることが期待をされますが、こういった支援策の活用等も今後は考えていきますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

2地域居住という面についてでございますが、関係人口を作っていく、作り上げていく中では、非常に効果のある取組ではないかというふうに考えております。しかしながら、その関係人口とい

うものを、我々地域で、村内の地域でどのように活かしていくことができるのか、そういった部分から、まず基礎的な部分から検討を始めていかないといけないというふうには考えております。その上で、この2地域居住というものが、本当に我々大和村にとって効果のあるものなのか、そういったものを見極めながら検討をしてみたいというふうには考えております。

○6番（勝山浩平君）

本当にもうもったいないかと、本当に感じているんですね。大和村もそれぞれ皆さん、頑張っていて、移住したいという方がたくさん来ていて、でも家がないという現状があって、また最近では、子供が生まれて、増えて、成長して、今、村の住宅にいるんだけど手狭になって、引っ越しを考えているんだけど、その集落には家がないとうような状況もあったりしますので、この住宅整備、集落と連携を図りながら、さらに推進して、なるべく早くですね、1戸ぐらいは常に余りがあるような状況を作っていただきたいと思います。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで勝山浩平君の質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

-----○-----

再開 午後 1時30分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、7番、中井文忠君に発言を許可いたします。

○7番（中井文忠君）

皆さん、こんにちは。通告をしてあります順に一般質問を行います。

まず初めに、令和6年度1月1日に起きました能登半島地震で被災を受けました皆様方に御冥福をお祈りいたしますとともに、一日も早い復旧を願っております。では、通告をしています2点についての質問を行います。

まず初めに、子ども医療について。村では、平成22年4月1日より乳児医療が始まり、若い世代の子供のいる親たちから大変喜ばれています。村長もいろいろと模索をしながら頑張っていることは、承知しています。医療費の支払いについて、現在は非課税家庭の子供たちは窓口での支払いはないようです。課税の子供たちは窓口で支払いを済ませ、あとで還付ということでやられております。少ない金額ならいいが、子育て中の若い世代の夫婦には大きな金額となると大変苦勞すると思います。鹿児島県でも令和6年度設計を立て、現物支給をすることに方向が向いているようです。小さな子供の声が聞かれる大和村にしてほしいと思います。県が行うのであれば、事業主体は村にあると思うのですが、村長、いかがでしょうか。お尋ねしたいことは、県が窓口での支払いゼロが決定されたら、村でも行ってもらえるのかをお尋ねをいたします。

次に、集落長屋構想について。令和5年度12月議会にて前田議員から質問がありました。長屋構想はお年寄りが住み慣れた集落で、顔見知りや兄弟、親戚が集まり、運動したり楽しくできることは心の癒しになるのでいいと思っています。さて、2025年には全国で32万人の介護人材不足になることが予想されると聞いております。お尋ねしたいことは、福祉センターはどうなるのか。介護スタッフの確保が大変と思われるが、どのようにしてスタッフの確保をするのか。急傾斜地に指定していないのか。急傾斜地での事業を行うのはいかなるものかと思うのですが、この点について伺いをいたしたいと思います。

壇上からは終りにして、自席のほうからまた質問をしたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは中井議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の子ども医療についての御質問でございますが、鹿児島県における子ども医療費関連制度につきましては、主に2種類の制度がございます。一つは、課税世代に対する子ども医療費助成制度で、これは未就学児を対象としており、自己負担が3,000円を超える金額に対し、県が2分の1の補助を行っており、一旦窓口で自己負担分の支払いが必要となる自動償還方式となっております。二つ目は、非課税世帯に対する子ども医療費給付制度で、これは18歳以下を対象としており、自己負担額の2分の1を県が補助し、窓口での支払いを必要としない現物給付方式となっております。本村に置いては、独自の制度といたしまして、課税世帯の対象年齢を18歳に引き上げておりますので、実質的には18歳以下の医療費は全て無料となっております。今回、鹿児島県におきまして、子ども医療費助成制度対象者について、これまでの自動償還方式から現物給付方式へ制度改正していく意向が示されたところであります。現段階においては、その実施時期は示されておられません。次年度以降改正がなされていく見込みとなっておりますので、県の方針が固まり次第、本村におきましてもシステム改修等の準備を進め、現物給付化に対応していく予定としているところでございます。また、県内他市町村につきましても、本村同様に準備を進めていくこととなりますが、仮に現物給付対象年齢が市町村間で異なった場合、医療機関窓口にも混乱が生じてしまうことから、現物給付となる対象年齢につきましては、統一した取り扱いができるよう、近隣市町村との調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の集落長屋構想についての御質問でございますが、少子高齢化により2025年には全国で32万人の介護人材不足が生じると予想されており、国においても介護報酬改定による処遇改善やICT化による介護現場の効率化等、様々な施策を講じているところでございます。本村のみならず大島本島内におきましては、少子高齢化が国よりも進んでいることから、介護人材不足は現実のものとして既に起こっている状況であり、高齢化率43%であります本村におきましても、今後、介護需要を支えていくための取組は喫緊の課題であると考えております。こういった状況に対応していくために、これまで大和診療所、大和の園、社会福祉協議会、保健福祉課、地域包括支援センター及び外部専門家で構成されました在り方検討会におきまして、約5年間にわたり検討を重ね、

集落長屋構想としての基本計画案作成までに至ったところでございます。この計画につきましては、現在、大和の園及び社会福祉協議会が行っております介護サービスに新たなサービスを追加していくという構想ではなく、現在の場所の移転を含めた新たなサービス体系へと変化させつつ、介護人材不足や災害等にも対応しながら、より良い介護サービスの向上を図り、顔見知りの人々の中で最期まで自分らしく過ごしていけることを目指しているものでございます。そのため、事業実施にあたり新たなスタッフを大勢募集するということではなく、現在、村内で勤務している職員等が主なスタッフとなっていくことを想定しているところでございます。少子化による担い手不足につきましては、外部からの移住者の確保や人材育成、給与体系の見直しによる処遇改善等も必要であることから、現在も確保に努めておりますが、それだけでは人材の奪い合いとなりますので、結果的に長期的な介護サービスの維持は困難となると考えられます。そのため、この構想におきましては、地域住民一人ひとりが介護は我が事として捉え、ちょっとした話し相手など、できることに少しずつ参画する機会を増やしていくことや介護サービス事業所で行っている一連の仕事内容を専門性を必要とするものと、誰でも気軽にできるものへと細分化し、介護負担を減らしながら、長く勤務できるための仕組みづくりといった、新たな介護の形を構築していくことが不可欠であると考えられることから、集落長屋構想につきましては、そういった視点を踏まえ取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の福祉センターでの事業がどうなるのかということでございますが、先ほど答弁をいたしましたこの構想は、新たなサービスを追加していくという構想ではなく、現在の場所の移転を含めた新たなサービス体系へと変化させていくというものでございます。そのため現在社会福祉協議会が行っております介護サービス事業について、掛け持ちで行うということは生じず、新たなサービス形態へ変更となる中で、泊り、訪問、通いといった在宅介護に必要な基本的な介護サービスは、これまで以上に柔軟な形で利用していただけるよう計画をしているところでございます。

次に、3番目の急傾斜地での事業計画についての御質問でございますが、本村におきましては総面積の89%が山林となっていることから、村内の多くの場所が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、その区域を完全に避けた一定面積以上の平地の土地獲得そのものが難しい状況でございます。そのため、現在の大棚の候補地におきましても、同様の状況にあるところでございますが、福祉関係施設建築につきましては、特に厳しい条件が付されることから、建築基準法及び土砂災害防止法に基づき、建築整備条件をクリアしながら進めているところでございます。しかしながら、この土地につきましては、あくまでも候補地の一つであり、現在行っている県関連事業の進捗状況により、実施時期にも影響を受けることから、別の場所の選定についても進めているところでございます。場所選定につきましては、安全配慮はもちろんのこと、地域住民の交流拠点としても利用しやすい場所として、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○7番（中井文忠君）

子ども医療について、村長から答弁をいただきましたが、村長が子ども医療、小さな子供の声の聞ける大和村にしていただげるものと思っております、村長。そしてですね、この非課税家庭はもともと支払いはなくて済んでいるということでもありますので、この課税の子供たちがですね、小さい乳幼児といいますか、そういう子供たちは病気にもなりやすい、そしてもし病院に行ったら、注射が1本、カレーライスみたいに800円とか、500円とか、値段が分かれば、何日入院しても、今日は1本注射してれば500円じゃやとかいう気持ちで分かるけれども、やっぱり入院したら多額のお金がかかる。そういうときに、若い親たちにしたら、本当に支払いが難儀すると思うんですよ。そのためにですね、ずっと私は村長にも言い続けた、この乳幼児医療費もさながら、子供の医療の手助けをお願いしつつきたんですけれども、そしてこの簡単にではあるけれども、この一般質問を書き続けていて、そしたら書き続けたあくる日かな、新聞に鹿児島県がそういうことをするというところで、ああ、これこれという思いでしたんですけれども、やっぱり村長が言われるように、この18歳未満まではということでもありますので、何も私のほうからそれは言うことはないと思いますけれども、やっぱり鹿児島県がしてなかったから、村長はできないということ、私の答弁にも言ったと思うんですよ。それはもう百も承知で私も知っておるけれども、やっぱり県がしなければ、県を越して自分なんかがするということはどうかなという思いで受けておりましたので、村長、またですね、この子ども医療、できるだけ県の方針が固まったらですね、できるだけ早く、またしてほしいという思いでありますので、どうかよろしく願いいたします。子ども医療費については、これで終わります。

そして、長屋構想について、前田議員からの質問ですね、もうこれも何年も前から、長屋構想、長屋構想という言葉聞いてきたんですが、いつになったらその話があるかなという思いでおります。そして2025年には、全国で32万人の介護人員不足が生じるということになっておりますが、この長屋構想、村長から今話は聞いたんですけれども、長屋構想ということで、村長、物入りになりはしないかなという思いがあるんですよ、物入り。言葉が分からないのかな、物入り。島で言えば、いろんな施設の中で、着替えを買ったり、何かしか1カ所でしていればそれほどのことは要らないけれども、物入りになりはしないかなという心配もあります。そしてもし、これが、この長屋構想が成功したら、成功した場合は、順次各集落にそういう体制をもっていくような感じかなという思いも、福祉センターのあれがなくなるような感じですから、そういうふうになっていくのかなという思いでおりますけれども、とにかく物入りがなければいいかなということと、そしてやっぱり年寄りの方なんか、シマに、自分の生まれジマで、そういうことができれば愛着はありますよ。それはいいことだとは思いますが。そして、村長が言われるような、この介護人をどうして確保するかですね、村長。今までさえも福祉センター、特老、人員を募集をしても一つも来ないような気がするんですが、そういう中で、今の福祉センターの方々が、ほら毎日じゃないが交替交替でやっていくんだろうけれども、人員不足はどのようにしてやろうと思っているのか、人員不足だけ

が一番あれじゃないかなと思いますが、いかがですか、人員不足。

○村長（伊集院 幼君）

確かにこの集落長屋構想がもう議論されてから5年が経つ中で、私はもう3年前に、その検討委員会の中で、ちょっと提言をさせていただきました。これは地域だけで取り組むのはなかなか難しいだろうと。そこにはやっぱり人材を確保しないといけないんじゃないかということで申し上げて、この人材確保についてがなかなか進まずに、こうして今、延び延びになっている現状がございます。そういう中では、昨年、やっぱりいろんな形で人材を確保しようということで、地域おこし協力隊の募集をしたりとか、移住相談の中で福祉に関わる業務につける方はいないのかとか、いろんな形で我々もやっと何か、外に出てよそからの人材を取り入れてはどうかということが、今現在進めているところでもございます。そういう中で、昨年度、我々も建てる場所は確保しましたけれども、その場所が福祉の施設では、土砂災害のその危険箇所にあたるということで、建築上、許可が下りないということが昨年判明しまして、そういう中では、我々としても場所を、できるところを確保していこうということで、今、検討を進めているところでもございます。議員のおっしゃるように、各集落に、全集落にその長屋構想を持って行くんじゃないくて、村内の中で、要所の場所にまとめた箇所を、今、施設に入っている人たちをこの集落長屋に移行させようというのが、もともとのこの構想でありますので、我々もそこでやっぱり働く人材を先にやっぱり確保しながら、構想を進めていこうという流れでございます。

○7番（中井文忠君）

・・・・場所をてつきりですね、検討委員会の中ではこの場所とかいうのには、危険区域とかいうそういう話は出なかったですか。これ、集落の役員なんかで決めているような感じがするんですがね、集落の役員なんか主になって検討委員会を作ってやっていると思うんですよ。先輩などもあるし、また若い人もあるし、そういう人達の中で、ここは危険区域だからだめじゃないかとかいう話が出てなかったんですか、最初に。

○村長（伊集院 幼君）

これは集落の方は、ここに関わる人たちの協議会というのを集落で作ってもらっただけで、我々としては、今大和村は背後は山々に面している場所でございますので、言ってみますと、レッドゾーン、イエローゾーンがどこかに関わっているということで、黄色い区域がですね、関わっているところは、別に建築は支障ないでしょうという区域も、実際あってですね、我々が当初計画した場所はイエローゾーンというところで、建築には問題ないだろうということで、専門家を交えて検討を進めてきました。しかしながら、そこに立つ建物の用途によっては許可が出ないということが、ちょっと昨年分かったもんですから、その話を先日、集落の皆さんにもお伝えをして、これまでの構想が無駄にならないように、我々としては別な場所を確保して進めていきたいということでございます。

○7番（中井文忠君）

今、村長が言われたように、大和村は山、谷と谷の間に集落がありますので、土地の確保は難しいと思うんですね。いくらだをこね、誰がしてもその問題はあると思ってしまうのでね。村長、それと一つだけね、私、人から聞いたことがあるんだけど、大和のキリスト教会がありますよね、大和の。あっちも売地になったということを聞いているんですが、あちら辺はいかがなもんですか、このあれに対しての、施設を造るには必要な場所じゃないですか、あっち。

○建設課長（早川勝志君）

大和地区のキリスト教会がある場所はですね、土砂災害警戒法、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンという場所になりまして、何らかのですね、崖、もしくはその背後地にある山のですね、対策をしないと、その警戒がまず外れないと。外れないうちには、やはりレッドゾーンですので、建物に何らかの規制が発生するとともにですね、建築できないということになっております。

○7番（中井文忠君）

分かりました。もうどんなにこんなに言っても、もうこの土地の問題はどうしようも、谷と谷の間におるもんですからね、もうよくよく検討してですね、していただきたい。そしてですね、この事業を行うにあたって、あとあととはもう特老も疲弊をしていく気がするが、あとはこんなにして分散をして、あとはもう最終的に特老は、もう年数が経っているから、なくなす段取りかなという自分の思いはありますが、村長、そういう段取りも込めての長屋構想だと思うんです私は、いかがですか、その点。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

ただいまの中井議員の御質問に答弁いたします。大和の園につきましては、施設の老朽化、あと津波に対する防災面の観点から、このままあの場所で事業を行っていくことは難しいかと考えております。長屋構想につきましては、今現在のその施設の定員50名とかいう、そういった規模を縮小して、地域で介護を支えるというふうな構想となっております。以上です。

○7番（中井文忠君）

防災面、防災面というけれども、どうしても防災面には逃げ道がないですよ。今からは南海トラフ地震が来るとか、津波が来るとかいううわさが立っているけれども、特老にしても、あのままおったら、それはもうどこに行ってもですよ、大和の今計画されている場所に行っても、低いですよ。津波が来たら流されますよ。それを言われたら、何もおしまいかもしれないけれども、防災面で言われたら、もうそんな感じですね。今までずっとやっていたところもですね、なくなっていくような感じがするんですが、それだったら、本当の、本当の高台、福元の盆地ぐらいに持って行ってですね、あの高台であれば何も心配することないと思うんですよ。そしてあの特老から戸円の避難所まで行くときでも、やっぱり心配はしますよ、はっきり言ってですね。とにかく向こうに避難所を造ったけれども、年寄りなど連れて行くのに、もう心配はしておりましたよ、私・・・造ったのはいいけれども、あとは使い道がなくなったような気がするんですね。年寄りなんかを運搬す

るにしてもね。だからですね、やっぱり考えてやればやるほど、難問題がのしかかってくる。結局、いくらいいことであっても、津波とか、災害を考えたら、もう逃げようがないと思うんですよ、大和村なんかは。高台に逃げるといっても、福元小屋しか高台ってないもんね。だからそういうことがあるもんですから、どうにかして、この施設を造るのに、山の高さとか何とかで、擁壁を建てたらできるとかいうような基準があると思うんですが、そしてある程度山の高さがあっても、ここで堰き止められるようなところがいいと思います。そして集落の人なんかもし行きやすく、歩きやすく、車で行きやすくとかいうような、利便性を考えながらですね、やっぱりこれは村長、反対で言っているわけじゃないですよ。そうして分散していけば、集落の人たちも喜ぶし、みんながいいことだと思います。それと私が心配することは、とにかく、何と言うか、介護士とかそういう人の人数の足りないこと、そして地域おこし隊を使ったら、村長、地域おこし隊というのは何年間という基準があるんじゃないですか。それがずっとできるという保証はないですよ。その点はどのように考えて、地域おこし隊でそういう運営を回されるのかなという思いがありますが、いかがですか、村長。

○保健福祉課長（早川理恵君）

地域おこし協力隊の活用というところでございますけれども、その方たち、基本的に3年間という区切りが多いのではないかなと思うのですが、この集落長屋構想に関しましては、そういった経験のある方などを優先して、その企画、あるいはオープニングのときの運営にぜひあたっていただきたいというような計画であります。ですので、ずっとそのまま協力隊の方々が何年おられるか分かりませんが、当初、そんな予定で考えておりますし、もしその方々が引き続いて村に移住して住まわれるようなことがあれば、なおさら歓迎をしたいと思っておりますけれども、そういった面で活用させていただきたいというふうに考えております。

○7番（中井文忠君）

地域おこし隊ね、島に住んでやってみたいということがあれば、ありがたいことですが、もう3年間となるというと、もう目をつぶったらもう2年が過ぎるようなもんですから、早いんですよね。だから、その介護の確保が難しいかと思いますが。まあ村長、やってみて、ダメならダメでいいですよ。やってみて挑戦をしてください。私はもうそのほうが、ダメだからと、最初であきらめることなく、やってみて、ダメだったらもう議会にやってみただけダメだったよというよな、……すみませんでしたとしたらいいじゃないですか、やってみてくださいよ。私は、このことをですね、一番皆さんがどう心配しているか分からないけれども、そのことだけがね、気になって、確保、介護士の確保、そしてただでさえもマイク放送して人員募集をするけれども、なかなか集まらないというのがね、目に見えて分かっているのですよね、やっぱり村長、その点はどうかこうにかでも、村長なんかの頭に浮かんでいる構想をですね、頑張っていってほしいと思います。これで終わります。

○議長（奥田忠廣君）

次に、5番、藏 正君に発言を許可いたします。

皆さん、こんにちは。一般質問の前に、一言申し上げます。昨晚、ある生産者から議会開催中であることで電話がありました。話の中身は行政に対する感謝の気持ちでした。大和村が行っている生産者支援策についてです。堆肥や肥料、苗木、生産資材に対する直接的な購入助成金はもちろんありがたく受け入れています、それ以上に生産者に寄り添った支援、生産者それぞれの悩みごとに対応した支援がなされていることに感謝していますとの内容です。金銭の支援よりも心の支援がすごくありがたいとの話でした。私自身、役場職員のおかげですよといわれるような村づくりをしていきたいと思います。私自身、役場職員のおかげですよといわれるような村づくりをしていきたいと思います。いつも足りないところにばかり視点を置き、苦言をはき、職員の努力とその成果を軽視していたことに気づかされました。職員の皆様の取組に対して村民から感謝の思いが表現されてきたことに、光り輝き続ける村の拠点としてふさわしい成果だと感じています。改めまして、皆様方の村民に対する真摯な対応と努力に対し、この場をお借りして敬意を表したいと思います。今後とも村民からおかげさまと言われる行政を目指して、邁進していただきたいと思います。

果樹の村ってどんな村と題し、誰もがイメージできるような具体的な果樹の村構想を練るべきではないかと通告しました。以前から、本村は耕作地に適した平地が少なく、山間部を利用した果樹をメインにしていこうということで、果樹の村を唱えてきました。確かにスモモの産地だとか、福元地区のタンカンがおいしいとか、知名度がないとは言いません。がしかし、誰もが「大和村は果樹の村だね」とイメージするほどの生産量があったり、公園があったり、加工品が揃っていたりしていないのが現状です。5年後、10年後の大和村をイメージした果樹の村構想計画を立て、段階的に具体的な取組を始めて行くべきではないでしょうか。誰もがイメージする果樹の村には、果物がたくさんあることや、見て、食べて、遊んで、感動することが大事な要素として上げられます。これまでも取り組んでいないのではなく、体験農園やタンカン園が整備されつつあるのは承知しておりますが、それぞれの課題を総合的に年次計画に沿って進めていく必要があるように思えてなりません。以前には、国直根瀬部間の峠にスモモの苗を植栽し、スモモ通りがあったりしました。見てイメージできる並木道や栽培や収穫が体験できる体験農園の整備が必要ではないでしょうか。生産量の確保については、施政方針の中でも果樹の村再生には安定した生産量の確保が必須とうたっていますが、具体的にどのような計画を立てているのですか。再生可能な園地の調査とか、行っていませんか。再生したいけど人手がないとか、耕作が放棄されたままの園地が存在しないか。そんな園地の再生に対する支援策を講じるのも一つの手段ではないでしょうか。スモモを作りたいと名乗り出る人を待つだけでなく、攻撃的な手法も考えるべきではありませんか。答弁を求めます。

一昨年あたりから12月のお歳暮時期に、J Aや名瀬中央青果で高値取り引きが行われている柑橘津之輝を御存じでしょうか。奄美では山間部よりも平場のほうで収穫時期が適しており、島内各地で栽培が進められています。本村も果樹の村として他市町村に先んじて奨励し、栽培面積拡大策を取るべきではないでしょうか。以上、果樹の村イメージ拡大構想計画策定について、村長の答弁を求めます。

次に、温泉施設オープン、村民との関わりと還元策はと題し、村民との関連性と企業とタイアップした商品開発の計画などないのか伺います。

村内に群島初の温泉施設が間もなくオープンします。期待と不安が入り混じる中で、今後、末永い付き合いにならなければいけない村民と企業との関係性は、大変重要な課題といえます。村民は何を手伝い、企業は何を還元してくれるのか。例えば、温泉施設で提供する料理の食材のうち、野菜や果物は地元で作ってもらい、生産者の意欲向上と経済の循環が少しでも図れるような対策は講じられているのですか。さらには、企業のデザイナーの方々のアイデアを生かした商品開発の計画などないのか、答弁を求めます。

関連して、J Aや一流シェフと共同で取り組んでいるディスカバー奄美の手応えについても御紹介ください。

最後に、雨の日も親子で遊べる公園の整備について伺います。奄美大島は国内でも特に雨の多い地域です。気象予報士も奄美の天気は難しいと言われるように、天気予報も外れることが多々あります。子供と外で遊びたい保護者からの要望ですが、今後の子ども子育て定住促進の観点からも、他の地域にない雨天でも遊べる公園の整備は図れないか伺います。夫婦共働きが当たり前の現在において、0歳児保育など、保護者の働く環境が整備される反面、親子の触れ合う時間が制限される状況にあります。親子の触れ合いが子供の発育に大きく影響するのはもちろんのことでありながら、せつかくの週末に雨で出かけられない場面が、この島の特徴です。村内に雨天公園ができることで、親子の触れ合いが増大し、子育て世代の交流も生まれ、ゆとりができ、目に見えない効果も期待できます。その先に大和村で子育てをしたいとの連鎖が生まれ、定住促進につながる要因となります。奄美大島管内に現在雨天公園は存在するのでしょうか。あまり耳にしたことがありません。本村に雨天公園ができれば、村内の親子はもちろん、他地域からも多くの親子連れの利用が見込まれますし、子育ての村を大きくアピールすることもできると思います。光り輝き続ける大和村に必要な施設であり、総合振興計画の中に急ぎ盛り込むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。村長の答弁を求めます。

以上、壇上から申し上げ、答弁ののち自席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの藏議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の果樹の村ってどんな村の1番目の果樹の村構想を練るべきではないかとの御質問でありますが、村におきましては、スモモ、タンカン、パッション、マンゴー、津之輝の5品目を重点

品目と位置づけ、栽培を推奨しているところでございます。スモモロードを整備する計画はございませんが、実証農園を活用した観光体験農園の整備や、特産品の加工販売等により、果樹の村大和の村の情報発信をしているところでございます。スモモだけではなく、他の4品目についても安定した生産量がなければ、果樹の村再生どころか、果樹の村だと胸を張って言えないということは承知しております。他の果樹についても同じように取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでもございます。

2番目の果樹の村再生のための安定した生産量確保の具体的な構想についての御質問でございますが、施政方針に掲げました果樹の村再生については、主にスモモのことについて述べさせていただいております。スモモの生産量が以前に比べ減少一方で、令和2年におきましては、ついに総生産量3tまで落ち込み、JA共販もできなかったことから、スモモ生産量を増加安定させることが、果樹の村再生には欠かせないとのことで、施政方針にも掲げたところでもございます。令和2年度以降は各種助成制度の充実や販売単価のアップ、関係機関と連携した栽培指導、受託作業の増などによりまして、生産量は少しずつではありますが、伸びてきている状況でございます。また、スモモ生産者の把握につきましては、大和村果樹振興会103名のうち76名の農家がK-GAP認証を取らせていただきまして、湯湾釜選果場にて共同出荷に取り組んでいるところでございます。農地の把握と再生支援につきましては、地域での話し合いにより地域農業の在り方や目指すべき将来の農地の効率化かつ総合的な目標を定めた地域計画を、令和7年3月末までに策定することが義務付けられております。地域計画の策定に併せて、地域の合意形成を図りながら、守るべき園地を明確化し、管理手法や利用再編について検討を進めるとともに、推奨地区の設定にも取り組んでいければというふうに思っているところでございます。

3番目の本村平場地区における津之輝の栽培推奨についての御質問でございますが、議員の御質問のとおり、津之輝はタンカンと違い、お歳暮時期に収穫ができるため、需要価格ともに高く本村でも栽培を奨励をしているところでございます。本村においては、平成25年度から津之輝の苗木助成を開始いたしまして、令和5年度までの11年間で、合計3,000本余りが植栽をされ、数年前から徐々にではありますが、生産量も増えてきている状況でございます。また、重点5品目に津之輝も加えて、栽培を推奨しているところでございます。平場地区の果樹栽培はスモモが主となっているため、津之輝だけを植えている農家は少なく、ほとんどがスモモ栽培との混合で行っております。また、津之輝は風と病気に弱いなど、栽培が難しいことから、高齢農家が多い平場地区で大々的に津之輝栽培を奨励することに躊躇しているところでもあり、実証農園におきましても現在30本ほど植栽をしておりますが、栽培の難しさを実感しているところでございます。津之輝の生産者は自家消費や交際用程度の小規模な農家が多い現状にありますが、販売単価が高いため、本村でも次第に栽培面積も増えてきているところでもあります。平場地区で津之輝を奨励するためには、行政、農家、合同会社ひとみ等が連携して取り組んでいく必要があると考えております。このことは、津之輝だけでなく、他の果樹についても同様に取り組んでいければ、果樹の村再生にもつながらない

というふうに考えているところでもございます。今後、高齢化が進む農家の中でも、合同会社ひらとみが中心となって、農家支援をしながら果樹の村再生に向けた取組を進めていきたいというふうに思うところでございます。

次に、2点目の温泉施設オープンにおける村民との関わりや還元策について、村民への具体的なかかわりと還元策についての御質問でございますが、温泉につきましては、疲労回復やストレス解消など、様々な効能がありまして、人間の本来持っている自然治癒力を高める効果があると言われております。このことから、奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートの利用を促進することで、入浴という普段の日常生活から健康意識を醸成し、予防医療の観点から健康づくりを推進することを目的に、温泉施設利用助成金を施設オープンに併せまして、村民への還元策として実施することを計画しているところでもございます。助成の内容といたしましては、村民を対象に1人当たり年間最大24回、1回の利用者負担が500円となる額を助成するものでございます。

2番目の企業と地元生産者がタイアップした商品化計画はないのかとの御質問でございますが、施設内に本村事業者の商品を販売する物販ブースを設置する計画となっております。これまでに五つの事業者から約20品目の商品の販売が決まっているところでございます。その他の事業者につきましても、現在協議中でありまして、協議が整い次第、随時納品をしてもらい、取扱品目を増やしていくとのこととあります。事業者とのタイアップによるハナハナビーチリゾート独自の商品開発につきましては、まず、既存商品の物販を行い、その販売動向、状況を鑑み、事業者と協議しながらお客様の嗜好に合った商品開発を行っていききたいとのこととあります。その中でも、我々村において事業者とタイアップしながら地産地消を進めることも、今、関係課の中で企業とも協議をしているところでございまして、大和村の農林水産物がここの温泉施設でも利用活用できるように、我々もしっかり連携を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

3番目のディスカバー奄美の手応えについての御質問でございますが、ディスカバー奄美大島大和村は、奄美大島の食材及びタンカンの魅力を発信し、認知度向上及び販路拡大を目的として、奄美農業協同組合と大和村が今回連携を図り、実施をさせていただきました。今回、5市町村の中で大和村だけが参画をいたしましたけれども、2月の18日におきまして、企業や出身者を招いての商談会を開催をいたしまして、一流シェフによる奄美の食材の良さを活かしたイタリア料理の提供や、生産者の思い、そして大和村の魅力を発信をさせていただいたところでもございます。参加した企業の皆さんからは、タンカンに対しまして良い評価をいただくとともに、シェフからも無限の可能性があると、うれしい御意見をいただいたところでもございます。まだ具体的な効果が見えてくる段階ではございませんが、本事業が本村の特産品、スモモの情報発信など、販路の拡大、高付加価値化につながっていかないか、大きな期待もしているところでもございます。今後は、村独自でも果樹を直接提供しながら、販路に模索したいと考えているところでもございます。

次に、3点目の雨の日も子供と遊べる公園をとの御質問でございますが、公園は子供たちがのびのびと遊べる貴重な場所であり、体力向上や想像力の発達などが期待でき、心身の成長を助ける上

で欠かせないものであります。雨天でも遊べる公園は、個性的で魅力があると思われますが、晴れた日には太陽のもとで外で遊び、雨の日には室内で読書などをして過ごす晴耕雨読の生活が、心豊かな青少年の健全育成に寄与するものではないかというふうに考えているところでもございます。雨の日には図書館等を活用して読書習慣を身に着けることで、教養や知識を貯めることにつながるものと考えております。まずは、既存の公園や室内施設での有効活用を推進していきたいというふうに思っているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○5番（藏 正君）

ただいま答弁をいただきました。果樹の村ってどんな村ということで、この通告の仕方もしろいろ考えたんですけども、みんなが大和村って果樹の村って言っているけど、みんなのイメージの中に果樹の村というイメージがわいているのかなと思って、自分も自分の中でどんなかなと思ってみても、何か、みんなを果樹で感動させているというのが、そんなにない、皆さんも同感だと思うんですけど、やっぱり果樹の村というのをうたっていくためには、ただ、今、答弁の中で、生産量の話も出ましたけれども、生産量がナンバーワンだというだけじゃなくてですね、やっぱり大和村のイメージアップを図る中でも、大和村に行ったら、ちらっと書きましてけれども、スモモの時期に花見ができる通りがあって、その実が成るときに収穫体験ができて、そのころには獲りたてのフルーツのジェラートが食べるとか、アイスクリームのお土産が持って帰れるとか、何かそういった、例えばタンカンだったらタンカンの時期にですね、同じようなそういったことができて、やっぱり冒頭に言いましたけれども、まず量があって、見て、遊んで、食べて、楽しんで、その中に感動して帰ってもらえるというふうになってくると、ああ、大和村は果樹の村だねという、その季節ごとの大和村のイメージというものが出来あがっていくのかなと思って、やっぱりそういう村になってほしいなという気持ちがあってですね、もともと果樹の村と言っていますから、だから、今回一番申し上げたいのは、そういった村づくりを目指して、果樹の村、最後にちょっと大きな声で言いましたけど、果樹の村イメージアップ構想計画というのをです、5年計画、10年計画になっていくような計画だと思いますけど、そういった計画を立てて、やっぱり果樹の村というのが、言葉だけではなくて、みんながイメージできるような、そんな村を作っていくんだというのを、その構想づけしていかないといけないんじゃないかなと思って提案しているんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

果樹の村構想については、やはり私なんかも胸を張って実際に今の生産量だけでは胸を張って言えないのかな、そしてまた村長の答弁にもあったディスカバーでも、いい意見を企業からいただいているんですけども、やっぱり生産量、その確保等がちょっと今落ちている、胸を張って言えない状況の生産量なのかなというのも思っています。やはり今まで地域と、こういった果樹の村という形でスモモを今後どうしていくかという話し合いもなかなか行えなかったところでもあります。Kー

GAPの指導とか、栽培指導とか行っているんですけども、やはり向こう将来を考えた話し合いとか行っていなかったところではあるんですけども、そんな中で次年度、次年度ですね、令和7年3月末までに地域計画というのをやっぱり策定しないといけないということで、それには全て1筆ずつの農地の今後向こうの後継者、利用者を明確にしていくということも位置づけられています。ですので、やはり地域の方と一緒にあって、じゃ、この果樹、ここの地区には何を推奨していくかというのも決めながら、地域の意向を見ながら、そしてまた耕作されていない農地なんかも把握を情報共有を行いながら進めていって、構想というのを具体的に練っていければなというふうに、今考えているところです。以上です。

○5番（藏 正君）

この果樹の村という果樹というのは、じゃといってほんと作れるものじゃないんですよ。苗を植えて、やっぱり6、7年かかることだし、さっき言ったスモモロードの計画はないと言われたけど、ないと言うんじゃないくて、とりあえず、うまくいくのかいかないか分からないけども、この通りをとりあえずスモモ通りにしてみようかということで、とりあえず苗木の植栽をする。もちろん管理をしていかないとはいけませんよ。だけど計画がないということで終ってほしくないんですよ。果樹の村とうたってるんですよ。さっき言ったように、やっぱり見て楽しませる、食べて楽しませる、遊ばせる、体験をさせるとかいう、そういったものが今までばらばらに取り組んでいるじゃないですか。加工品のこともやってないわけじゃない。いろいろ試作はしていますよ。だけど、そういったものを見て、遊んで、食べてという、そういったものをどうしたら果樹の村というイメージを持たせるんだというのを、総合的に、具体的な課題に落とし込んで、その年次計画的なものを立てていって、取り組んでいくというような形をしないと、今までと変わらないまんまで進行してしまいそうな気がして申し上げています。一つの例として、私昨日、その体験農園、毛陣地区の体験農園と、堆肥置き場のパーク原料置き場になっていた福元に行く手前のあそこのタンカン園をちょっと視察をしてきました。そしたらやっぱりですね、ちょっとおもしろい話が、毛陣地区の観光農園に行く手前に、ちょっと微妙に久し振りに行ったもんですから、うわ、防風林できているじゃないかというのがあったんですよ。私、道を間違えてですね。そしたらそこに入口のドアがないんですよ。あれ、ここが入口だったはずだけどなと思ってみたら、一つ手前の畑でした。それをそのイヌマキはすごい、手前にセンネンボクがあって、イヌマキがすごいできあがっているんですよ。もう完全な防風林になっていました。ああ、ここじゃなかったわと、もう一つ先だったと行ったところのイヌマキは、その当時考えて植えているんですけど、もちろん同じようにセンネンボクあってイヌマキがあって、またその間にイジュか何かの防風林がありましたけど、やっぱり管理がされてないんですね。計画的な管理体制になっていないと思うんですよ。だからあまり大きくなってない。密植し過ぎているとか、その技術面的なところもあって、だからやっぱり計画的に、この時期にはこうなっているはずだというイメージを持って取り組んでいってないもんだから、やったけど、つる絡んでいますよ、イヌマキ、光りが当たっていません。あまり密植過ぎて中のススキ

と外のあれに押されてました。そういったものも、やっぱり計画的な管理がされてないんだなというのが見えました。だけど、その奥のほうに入って行くと、奥のほうの防風林ができているところのスモモ園は、これはもうこれからすごく成長するなというぐらい、二つ、2カ所ありましたけど、そこはスモモの有印がされていたり、すごくいきいきとしていましたので、あそこは楽しみだなと思います。だから、ああいう場所になるような、入口のその一番大事なところの防風林の作り方が、もう何年もかかっても、まだ2mになってないぐらいの高さで止まっているという、これは今、ちょっとながながと例を申し上げましたけども、大和村の果樹の村構想というの、やっぱりさっき言った、見て楽しませる、食べて楽しませる、遊んで体験させるというのを、総合的なところをですね、やっぱり構想計画という計画を立てて、その管理体制を作っていかないと、いつまでたっても今の毛陣の畑のまんまで、実現しないんじゃないかなと思います。その辺について、もう一度その構想計画を具体的な構想計画を、ちゃんとチームを作って作っていくんだというぐらいの気持ちで取り組んでいただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

毛陣地区の実証農園については、議員の御指摘のとおり、なかなか管理がこれまでできてない中で、今年度においては、少し職員を集中して配置して、計画的な管理に努めたところではございます。しかし、やはり農家の受託作業であったり、そういった緊急的な支援、そちらのほうも入ってくるものですから、なかなか計画のまた練り直しをしながら進めていけばいいんですけど、やはり実際には追いついていない状態でもあります。毛陣地区の実証農園については、6月にスモモフェスタ等をまほろば館周辺で開催して、見せる園地として、収穫体験なども考えていますので、やはりそこはまた力を入れて、計画を練り直して、議員がおっしゃるとおり、年次的な計画をまた練り直してですね、進めていければいいのかなというふうに思っていますので、今現在、私たちも反省すべき点は反省して、やはり次につなげているところでございますので、どうか御理解いただければというふうに思っております。

○5番（藏 正君）

すみませんね、今の話の中で、スタッフ不足という考え方が聞こえてきたんですけど、例えばほら、村道の管理とかは、年に何回か、車が通りづらくなったときにないだら、まだ間に合うじゃないですか。だけど、農園とか公園とかの管理は、月に何回かという感じで管理していかないと、荒れてしまったらもうイメージダウンなんですよ。畑も草が被ってしまったら、その成長がストップするわけですよ。だから、その管理体制の在り方、スタッフの配置の仕方も、もうこれは何回も言っている話ですけど、公園とか農園の管理の仕方と農道の管理の仕方では、そこにやっぱり責任者を配置するぐらいの、園長をつけてとか、前まで言っていましたけど、そういった形じゃなくて、園地をいつも管理、視察管理から視察も含めてですよ、そんな管理体制を取っていかないと、結局人材が足りないからと言っていると、また同じ形になると思いますので、注意していただきたいと思います。それは答弁は要りませんけども。

スモモの今度は生産量の確保についてなんですが、壇上からも言いましたけど、新植はもちろん、これから作りたいという人がいたら、苗木の助成とか、いろいろありますから、堆肥の助成とかありますからね。それは魅力的なところなんですけど、例えば耕作放棄されている、スモモ園なんだけども、耕作放棄されている園とかいうのは調査されていませんか。

○産業振興課長（福本新平君）

耕作されていない農地の利用状況については、毎年農業委員会のほうで農地利用状況調査を行って、耕作放棄地の把握、利用されている農地の把握というのは行っています。実際には、今大和村内で耕作放棄地が15haほど見られているのかなというのもありますので、その方なんかには、今後どうするかという利用意向調査というの、今年度については67筆ほどお送りさせていただいておりますので、今後、その畑の在り方とか、そういったのもやはり意向を聞いて、またこちらでもそれをどうするかという話も進めていければいいのかなというふうに思っております。

○5番（藏 正君）

その15haほどの中にスモモ園の、スモモがあるんだけど、栽培されてないという園は把握されてますか。

○産業振興課長（福本新平君）

全体的な、このあれがスモモというの、実際には内訳を見れば、把握はされております。実際には、ちょっと資料が、ここがスモモ園が何haかというのはないんですけども、その時点については把握はしております。

○5番（藏 正君）

今、動いてない耕作放棄地があると、農家さんの意向調査が済んでいる済んでいないかがちょっとよく分からないんですけど、そこに前から言っている中間管理機構、売るのは、人に譲るのは忍びない、だけど、畑を荒らしている畑を自分たちでする手段は持っていないという方にですね、長期的な形で譲るんじゃなくて貸し出す、それは中間管理機構が一回預かってやりますよという、その何て言うの、事業がありますよ。だから、そういったものをちゃんと説明して回るべきなんじゃないですか。

○産業振興課長（福本新平君）

中間管理機構の活用についても、なかなかやはり行政のほうでマッチングをさせていかないと、やはり機構のほうは鹿児島地域振興公社で、鹿児島県のほうにあるので、なかなか機構がここから一方的に貸して、借りるとなると、機構が管理することになるので、なかなか機構としてもそこはちょっと難しい、その間管理を行政とどうするかという検討もしないといけないので、やはりあくまでも借り手がいて、貸し手がいて、それをマッチングさせた上で、今まで上げてきたところであります。ただ、次年度、この地域計画という中で、バンク法という法でかわって、農地中間管理機構を推進して、必ずそこに上げていくという制度があります。それと農地法、二つ、貸し借りの制度に切り替わりましたので、その中でやはり、話し合いの中でも全面的に推進していかないとはいけ

ないのかなと、機構を活用するという形にね、半分は機構を活用するという形を役場としても取っていないといけないという形になっていますので、その辺はまた推進しながら進めていきたいと思っております。

○5番（藏 正君）

なかなか担い手がないのが、今、大島管内の後継ぎがないというのがすごい問題になっているところなんですけど、逆に言うと、Iターンの方々が逆に島で暮らしたい人たちの中には、農業がやってみたいと、農業に魅力を感じて来ている方も結構いらっしゃるんですね。湯湾釜集落にもそういったことをやりたいということで、ちょっと畑を探している方、すごく先にそういった紹介をもらって、福元地区でやりたいと思っているのが1人いまして、これから来られる方も、ちょっと農業ができる畑はありませんかと、問い合わせがきている状況です。ですから、後継ぎはいないけれども、担い手というか、Iターンの方々を利用した耕作放棄地の活用というのは、これから可能なんじゃないかなと思うので、さっき言ったその中間管理機構が分かれたかもしれませんが、そういったものにですね、やっぱりいつも募集するような、募集できるような、貸してもいいですよという園主さんの承諾をもらっておいて、やりたいという人にすぐ紹介できるような形を取るべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

ありがとうございます。今の意見もやはりちょっとやっぱり進めないといけないと思ってまして、これについてはやはり、今その農業委員さんのほうでも、空いている農地をいろいろ調べて、担い手、スモモをやりたい農家さんなんかも探しながら、今取り組んでいるところでありますので、その中で間に行政機関が入ることで、また貸したいという人も安心して借りるような取組もしていないといけないのかな、分からない方にただお互いでということも、多分なかなか難しいので、役場としてもそこの中に入ってマッチングしてもらおうというような取組をやっぱり積極的にね、行っていこうとは思っています。

○5番（藏 正君）

課長がおっしゃるとおりだと思います。やっぱり役場の介入があったら、両者が安心できた形で参入できるかと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいんですけども、その時に、その貸してもいいよ、やりたいよという、それがマッチしたときの、その耕作放棄地の再生に関わる費用についての、今のところの支援策というのはあるんですけど。

○産業振興課長（福本新平君）

耕作放棄地に対する支援策というのは、今のところ村では持ってなくて、やはり機械の貸出しであったりとか、受託作業であったりとか、そういった支援はあるんですけど、金銭面とか、そういった支援はなくて、労力面に対しての支援というのは行っております。

○5番（藏 正君）

以前に耕作放棄地解消支援事業みたいなのを、村単独で作っていたんじゃないんですか。あれは

もう終わったんですか。

○産業振興課長（福本新平君）

耕作放棄解消の村単独の支援事業は実際に行っておったんですけれども、なかなか活用されないということもありまして、今のところはちょっと実際に行っていないところでもあります。ただ、そういった今議員がおっしゃった、こういったところを解消してやりたいという農家さんなんかはどれだけ出てくるか、そういったのを見ながら、今後、その助成の在り方とか、そういった支援というの、やっぱり今すぐに作っても、いなければ何も起こらないので、まずは私なんかが、農地の在り方を流動を推進しながら、農地の再編も行うような仕組みを、もうちょっと積極的に農家さんに周知して行って、やりたいという農家が増えたときに、事業を改めて使えるような検討をしていければというふうに思っております。

○5番（藏 正君）

何と言うかな、耕作放棄地を解消させるために、やりたいという人を募集するためにも、こんな事業がありますよと言ったほうが、ああ、だったらそういった支援事業があるんだって、あったほうが入りやすいんじゃないかなと思って、ちょっと支援策のことを今聞いていますけど、もし、もともとあった支援策のあれが、そんな構想がなくなっているじゃなかったらですよ、ただ予算を組んでいないだけで、なくなっていないんだったら、そういった支援もできますよという形で募集したほうが募集しやすいんじゃないですか。併せて、そのIターンの方々にですね、そういった農業を希望される方に、こういったことを大和村は取り組んでいますよという、周知というか、広報というか、そういったのも必要なんじゃないかなと思うんですけど、今、そういった広報、対策とか取られてますか。

○産業振興課長（福本新平君）

いわゆる労力面の今その支援というのは、やっぱり取ってはいます。ただ新規で入ってくる農家さんが、なかなか地域と一緒にやってやれなくて、なかなかちょっと離農するとか、せっかくここで予算を使って解消しているのに、なかなか栽培ができなくて、離農してしまう、あきらめてしまうというケースも、やっぱりほかの市町村でも、やっぱり聞いているところでもありますので、やはりその農業に対する思いとか、地域との交流ができる体制なんかも、やっぱり見ていかないと、すぐこうやってねと言っても、実際には技術がなければどうしようもないとかいうので、やっぱりやめられる方も見てきているので、その辺も慎重になりながら、そういった助成のPRもしていこうかなとは思ってはいます。

○5番（藏 正君）

やっぱり大和村がこんなことをやっているんだというのが、まず分からないとですね、口コミでしか、誰かがそういう情報を言ったときにしか出て来ないというふうになりますから、そういったのが分かるような広報体制は取っていただきたいと思います。

あと、さっき今度は食べるほうで加工品とか、最近よくジェラートのあれがテレビに出てきて、

アイスクリームと一緒になのかと思ったら、ちょっと何か違うらしいですね。そういったものがね、これはその2番目の企業とタイアップした加工品の開発って、商品化計画というのと一緒にになるから同時にお聞きしますが、そういったやっぱりソフトクリームは大ヒットしましたよ、アイスクリームも。あれと同じように、今、冷凍技術とか、すごく進化していて、そのまんまの、ソフトクリームはどうか分かんけど、アイスクリームとかは、そのままの状態でも冷凍で輸送して、解凍したらその作り立ての味がそのまま再現できるぐらいの冷凍技術が進化しているといわれていますので、例えば、多分企業、温泉施設がですよ、そういったものを、多分宿泊施設あたりで、食事コーナーあたりで、そういったすごいやつを出してくれると思うんですよね。そういったものを作り出している人たちのアイデアをもらってですね、大和村でしかできないジェラート系の、そういったような加工品とかいうのも、販売したりできないのかなと、イメージ的に言ったら、温泉に入っているときに、まほろば館に寄って帰るんだけど、今の状態では何かこう、これといったお土産、ああ、これこれこれ、これ買って行ったら喜ぶんだよという、これといったメインになるのがないような気がしてしょうがないんですよね、今出している方には申し訳ないんですけど。だけど、やっぱりみんなが喜んで、大和村ではこれ、大和村のこれ、おいしいよねと言われるようなものを、やっぱり急いで、常時置いていかれるようなお土産コーナーというのを、これは前から言っていることなんだけど、やっぱり地元だけではどうしても発想力とか、そういったものがあるので、やっぱりデザイナーの方が結構関与していると思うんですよ、このハナハナさんには。だから、そこら辺の知恵も借りたりして、一緒になってそういった商品開発というのも手がけてもいいんじゃないかなと思うんですけど、村長はその辺は、ハナハナさんのスタッフとそういった話はされたことはありますか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに我々でやれる限度というか、民間商法を入れた形でやらないといけないんじゃないかというの思っております、ハナハナさんもあそこで特産品の販売もするというのが、あそこの施設の中にありますので、多分、そういうプロを交えたですね、商品開発をして、いろんな形で展開をしていくんじゃないかなというふうに思っております。それは、我々も一緒になって、これからはタイアップしながらやって行こうと思っておりますので、まずはもう、今温泉がオープンすることに、今ちょっと集中している関係で、今その商品化まではちょっと追いついていない部分がありますので、あそこが軌道に乗れば、自ずとして中の施設の物販の販売も充実していくんじゃないかなというふうに考えておりますので、我々もあせることなく、ちょっとお互いで協力し合いながら進めていきたいというふうに思うところでございます。

○5番（藏 正君）

その件につきましては、また後ほどもう一回伺いますけれども、津之輝ですね、非常に時期的な、お歳暮時期にもちょうどぴったり合ってきて、逆に福元で作ると1月の中旬ぐらいにしか収穫時期が来ないんですね。ですから、平場がちょうど合っていると、しかも味ののりもいい。作り

方もさっき栽培に苦慮していると言いましたけど、でもそうでもない農家さんも結構いるんですよ。だから、何と言うかな、そこら辺をもう一回、一緒になってですね、一緒にとというのは、農協の指導員とか、奄美地区の果樹部会とかあるじゃないですか、その先進農家さんなんかの、いろいろ前からやっていますから、津之輝にしても、向こうは失敗事例、いっぱい知っているんですよ、向こうの方々は。だから、そういった人たちを交えて、そういったものづくりというのを、試作にしても、やっていかないと、今、難しいと言っている、さっきの村長の答弁だけ聞いていると、津之輝の奨励は、苗木の奨励はしていますよ。農家任せじゃないですか。そうじゃなくて指導面も併せて、津之輝を推進してほしいと僕は言っているの、だから、ごめんなさいね、取り止めなくなっちゃっているけど、大和村のそのスモモにしても、何にしても、指導体制の在り方ですよ。これまで農協の指導員と、大和村の指導はほとんどマッチングしてないんですよ。どこかが決めた、摘果講習会と決めれば、そこに一緒になって行くというあれなんですけど、それだと技術員同士の交流というのはできないんですね。その日しか会わないから。そうじゃなくて、やっぱりね、大和村には営農指導員じゃなくて、その指導員を指導する〇〇君というタンカンのスペシャリストがいますよ。彼はスモモのことについても詳しいですし、やっぱり〇〇君を、〇〇会長を、〇〇部会長を主にした農協と奄美の果樹部会との連携した指導体制というのを組んでもらいたい。これはもうぜひこれからですね、どっちも連絡来ないよという感じなんですよ。僕は〇〇村会長とよく話すんで、日程をぱっと決めて、その日だからといってくれる、ちょっと相談してくれたらいいのになとかいう言葉も聞いたことがあります。だから、行政側の都合で日程をぼんと決めて、こうするからと言うんじゃないくて、その前に1回、いつ頃だったら一緒に出れますかみたいな、何かその連携の中にですね、その情報交換があると思うんですよ。元に戻りますけど、この津之輝の栽培はこうやると難しくなるよとかいう、成功事例を全部いっぱい持っていますんで、立地条件的なことも全部情報がありますから、ぜひですね、この津之輝の推進なんかも、栽培に苦慮しているということ、苗木の奨励だけで済ますんじゃないくて、やっぱり指導体制も含めた奨励の在り方に持っていつていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

栽培指導の件なんですけど、今おっしゃった大和村果樹振興会会長と奄美の果樹部会の会長さんは、指導農業士の資格を持っていて、今年度ですね、2回ほど主になって奄美農協さんにも連絡はしているはずですよ。大和村にも連絡は来ています。主になって、やはり栽培指導というのをやっている。ただ、それは昨年まではなかったのかなというふうに思っています。昨年度までは役場がするのか、奄美農協さんがするのかとかいう形だったけども、農家の指導農業士さんが動き出してきているのかなというふうに思っているところなんですけど、まだそれがタンカンだけです。津之輝については、今年度も奄美市の住用のほうで栽培の研修会を行って、そちらにも大和村の津之輝の生産農家は行っているところではあります。声をかけてですね。ただ、こっちでも津之輝の講習ができない、なかなか行けない農家もいるので、できないかという話は、今しているところ

ろです。ただこれをどういった形で持っていくのか、どういった形に栽培講習会をしたほうがいいのかというのも、やっぱり詰めていこうかなとは、ちょうど思っているところで、やはりなかなか津之輝の栽培は難しいだとか、病気にも弱いですので、その辺のどういった対処法があるのかというのも、やはり大和村でやるべきだというのは、もう分かっていますので、それをどういった形で取り組んでいくかというのも協議はしていきたいと思っております。

○5番（藏 正君）

すみませんね、情報不足で、前までやっていなかった話を、僕は先ほどしましたけど、今、課長がおっしゃるように、部会長、指導農業士を交えた指導体制に入っているということで伺って、安心しています。そこに農家さんを交えたあれで、津之輝は本当にお金に替えやすいんですよ、うまくできたらの話ですけど。だけどそのうまくできるのも、もう最初は・・・大丈夫かなとか、すごく心配事例があったんだけど、そうでもないよという話に変わってきて、生産量もどんどん延びてきていますので、ぜひ大和村でもですね、果樹の村として津之輝も1品目に加えた形にしていきたいと思います。

先ほどの温泉施設の話にちょっと戻りますが、その加工品だけじゃなくてですね、先ほど、村民との関わり合いの中で、温泉を使った健康増進的なねらいも入っていますよということは、先ほど伺いました。この中で、食材の加工品も一緒に、向こうで使う、お客さんに使う食材がありますよ、料理のとか、そういったものを大和村の農家さんにどんどん作ってもらって、いけば、ハナハナさんが、温泉施設さんが、こんな料理でこんな食材がほしいんだというやつですね、大和村でしか、大和村以外でしかとれないものは別として、大和村で作れるものは、だったら大和村で作って、大和村の農家から仕入れて使うという、その循環というのは、意欲の向上にもつながるし、ちょっとした経済的な循環も村内で回っていくという形が取れますので、そういった話は、まだ、村長は今、温泉のほうでいっぱいだというので、そういうことを聞きましたから、もう聞きませんが、そういった話でもですね、これから先、一緒になって話し込んで、加工品についても、加工品についても、こんな加工品を作るから、その材料は大和村のやつでという、そういった話は、もう当たり前にしていってもらいたいと思うんですけど、課長、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

ハナハナビーチリゾートさんのほうとは、そういった協議も既に昨年から進めております。向こうといたしましては、施設内で提供をする食事メニュー、それと我々のほうから村内の農家さんが、何月にはどういった作物を何キロ程度、何キロ、どれぐらいの量を生産されているのかというデータのほうもビーチリゾートさんのほうに、ハナハナさんのほうに、我々のほうから資料を提供しております。ハナハナさんのほうはできうる限り村内の産品、地産地消という考えで使っていきたいという意向もございますので、あちらが作りたいメニュー、そして我々が提供できる作物、これを合わせたようなメニュー開発、そしてまたハナハナさんのほうから、ぜひともこういうメニューを作りたいので、こういった作物を作っていただけないでしょうかという農家さんへお伝えをす

る、そういう流れを作っていくために、昨年からその点については協議を進めております。以上です。

○5番（藏 正君）

ちょっと安心しました。そういった村内の中で、せっかくそういったたくさん集客能力のあるところがあるので、そういったものができて、大和村の農家さんも活気がわいてくるという形を作ってほしくて申し上げましたけれども、ちょっと気になるのがですね、大和村でできる収量、これまでのデータを取っていると申し上げましたけど、大和村ではちょっと残念ながら園芸振興会が解散されているんですよ。だから、そういったものづくりの組織がなくなっている。だから、もしかしたらですよ、昔の形でやれというのじゃなくて、そういったハナハナさんに特化した、特化した人数を決め込めということじゃなくて、何かその連絡が取れる、年間の、例えば、計画的な栽培がしやすくなるようなために、組織化を図るべきじゃないんですかね。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、組織化の前に、施設がオープンをして、やはりどれぐらいの量がハナハナさんとして必要になるのかというのを、まずあちらとしては、そういった状況把握をさせていただきたいと、そういったところから、今後の生産のお願いであるとか、そういった形につなげていきたいということでございます。まず向こうとしては、ハナハナさんとしては、まずスタートをさせていただきて、どれぐらいのお客様が来て、どういったメニューがよく出て、我々としては、次、どういうメニューを開発していこうと、そういったものを把握させていただいた上で、生産者の方々へつないでいきたいと、お願いをしていきたいということでございます。

○5番（藏 正君）

ごめんなさいね、先、急いで将来的な話なんですけど、そのハナハナさんからの情報とか、農家情報、生産状況情報とかが連絡が取りやすいような形で、どこかの一部の農家に偏ったりしないための組織づくりというのも、後ほど検討していただきたいと思います。

ちょっとだけ、時間がありませんけれども、ディスカバー奄美について、先ほど手応えを伺いました。一つだけ確認したいのは、今後、これちょっと続けて行かないと、答が出にくい対策、取組なのかなと思うんですけど、今後の取組についてはどのように考えていますか。

○産業振興課長（福本新平君）

ディスカバー奄美大島大和村については、議員がおっしゃるとおり、今年度で終わってしまえば何もならないのかなというのがありまして、やはりそこは奄美農協さんとも話し合って、次につなげる、次につなげないと何も効果は生まれません。効果が見えないのかなというのがありますので、実際に、バイヤーが今度こっちに来てもらう取組であったりとか、そういった形で見てもらうような形も作っていかないといけないのかなという形で、今年度の実績も踏まえた上で、次の計画も持っておかないと、次には進めないんじゃないかということで、奄美農協さんとはもう協議に入っていますので、はい、以上です。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、やっぱりこれもそのハナハナリゾートさんと一緒に、相手が一緒になってやる相手がプロフェッショナルの方々なので、いろんなアイデアを取り込めるような取組をしていただきたいと思います。

あと公園については、晴耕雨読でいいんじゃないかという答弁をいただきまして、ただですね、やっぱりもちろん屋根があるから暗いんじゃないくて、もちろん透明の屋根の全天候型という意味で申し上げますけど、やっぱりですね、これはこれから進言すると思いますが、やっぱり公園がないんですよ。濡れないところへ連れていけ、図書館でもとかもおっしゃいますけど、今度クロウサギ館ができたらですね、それなりに雨天の楽しみ場所になるんだろうなと思うんですが、そうじゃなくて、フリーですよ、雨が降ったときに、よそからも子連れが来る、大和村の子育てメンバーも集まるとか、そこで交流がある、子供たちも友だちになっていくみたいな、そういった公園というのはちょっと夢のある構想かなと思って、今回提案しましたが、再度、またいろいろと調査して、全国の調査など行って、再度質問したいと思います。今日はこれで終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで5番、藏 正君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時57分

-----○-----

再開 午後 3時20分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、2番、前田清和君に発言を許可します。

○2番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります商工業振興の取組、買い物難民弱者への対策、村内における児童生徒の確保についての3点、お伺いいたします。

最後になりますが、しばらくの間お付き合いくださいますようお願いいたします。

まず1点目は、商工業振興の取組について。当局におかれましては、近年、元気度アップポイント事業を活用し、村内商店の利用を推進するほか、起業創業ステップアップ助成金による事業者の拡大、拡充を図るなどの支援を実施されてますことに対して感謝申し上げます。しかしながら、現状、村内の商店は非常に厳しい経営状況にあると思われます。経営者の高齢化、また後継者問題、コロナ禍以降、世界の紛争などによる物価高による仕入れの高騰、エネルギー高騰による光熱費の上昇など、今後、村内における商店の維持、確保の先行きが見えません。そこで、当局にお願い、検討していただきたいのは、村内の商店への光熱費助成など、していただけないか、答弁を求めま

す。

2点目は、買い物難民弱者への対策についてお伺いいたします。近年、テレビや新聞、マスコミ等でもよく耳にするようになりましたが、買い物難民とは地方の過疎化や高齢化、食料品店の減少、公共交通機関の廃止などにより、食料品や日用品など、買い物が困難な方々、特に高齢者などを中心に不便や苦勞を感じる方々といわれています。本村においても、集落に商店のない高齢者の方々から、買い物するのが大変だと、よく耳にします。高齢化率40%を超える本村においても、今後ますますこうした買い物難民弱者が増加することが予測されます。こうした現状を踏まえた上で、村民特に高齢者の方々が安心して生活が送れるよう、商店のない集落への移動販売、民間企業等の連携など、進めるべきではないか。民間企業との連携ができなければ、合同会社ひらとみによる移動販売は可能か、答弁を求めます。

3点目は、児童生徒の確保についてお伺いいたします。子育て支援策の一つに親子留学制度があるわけではありますが、現在、休止しております。今後、再開の見解は、また里親制度の活用をもっと利用すべきでは、制度の見直す余地が必要ではないか、答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の商工業振興の取組についての、村内の商店に対しまして、光熱費等の助成制度を検討していただけないかとの御質問でございますが、ウクライナ危機を発端とする原油価格や原材料価格の高騰に円安化の影響によります輸入コストの上昇も加わり、ガソリン価格や身近な食品等の価格上昇をもたらしております。これらの価格上昇に併せ、電気・ガス等の光熱費に関しましても、ウクライナ危機及びコロナ禍の影響を受ける前、令和元年度と令和5年度を比較した場合には、電気料金で100kw当たり109円、6.3%、ガス料金で10m³当たり876円、10.4%の価格上昇となっております。これらの価格上昇は、事業者の健全経営のみならず、一般村民の安心した生活環境に大きな影響をもたらしていることから、村内事業者の経営支援になるとともに、村民の生活支援の側面を合わせ持ち、その両面において非常に高い経済効果が見込めます大和村地域商品券を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、村民1人当たり1万円の大和村地域商品券を合計6回実施しており、現在6回目を実施中でございます。これまでの商品券の利用実績を見ましても、第1回から第5回までの総利用額6,785万6,000円のうち3,009万5,000円と総利用額の44.4%が集落商店を利用されており、このことから村内商店の経営支援策として大きな効果をもたらしているものと考えております。このような地域商品券で商店を村民が訪れていく仕掛けのほうが、連動的な効果もあると思いますので、本村といたしましては、国の動向を注視し、交付金等の積極的な活用を図るとともに、令和6年度には本村独自の5,000円で7,000円分の商品券を購入可能なプレミアム商品券の実施に取り組み、村民の生活支援も併せて、高い効果が得られる地域商品券事業の展開を図ってまいりたいと考えており

ます。

次に、2点目の買い物難民弱者への対策はとの質問でございますが、民間企業との提携等による移動販売の検討及び合同会社ひらとみによる移動販売の可能性につきましては、一括して答弁をさせていただきます。

高齢者を中心とした買い物弱者対策といたしまして、民間事業者による移動販売を検討すべきではないかとの御質問でございますが、現在、村内では6集落で8店舗の商店が営業を行っております。商店のない5集落の村民は、商店のある集落に移動し、買い物をしている状況にあると思います。このような状況から、移動販売の実施は既存商店のお客を奪うこととなり、売上げに影響を及ぼすことが考えられることから、移動販売に行政及び本村が出資者となっております合同会社ひらとみが主体的でなく、間接的にでも行うことは、民業圧迫につながる恐れがあると考えております。このことから、本村としましては、民業圧迫を回避しながら、買い物弱者対策及び集落商店の利用促進による地域経済の活性化を図ることを目的といたしまして、新たに昨年7月から移動支援車両きびきび号の運行を開始をしているところでございます。きびきび号は集落内を巡回し、各集落の商店前を立ち寄り場所として設定をしておりますので、御自宅から近い場所から乗車でき、買い物後の帰宅時も御自宅により近い場所で降車できることから、重い荷物を持つての徒歩移動による身体的負担も軽減されることによる買い物利便性の向上により、高齢者を中心とした買い物弱者対策及び集落商店の利用促進の両立を図っているところでもあります。今後は老人クラブなどの皆さんから御意見を伺いながら、支援の在り方を併せて、検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の児童生徒の確保についての、親子留学制度の再開の見解についての御質問でございますが、本村における親子留学は、今里小学校校区を対象に今里親子留学制度として、子供の減少から今里小学校の学校存続に危機感を持った集落からの要望を受けまして、平成25年度を初年度に受入れを開始し、平成28年度に当面の学校存続のめどが立ったとの御意見を受け、平成29年度からその受け入れを休止しているところでございます。親子留学制度を実施するにあたっては、受入れを希望する集落で実行委員会を設置していただくなど、集落が主体となって地域全体で盛り上がりを見せ、その受入体制を構築していただく必要がございます。このような熱意のある集落から親子留学を受入れたい旨の御要望を受けましたら、その実施に向け村当局としましても協力していきたいと考えているところでございます。

次に、2番目の里親制度の活用についての御質問でございますが、里親留学制度の受入れ対象児童生徒につきましては、里親の孫または親戚、知人等の子供となっており、平成20年度から留学生を受入れており、現在、受入れ中の児童生徒はいない状況でございます。里親留学の受入れ対象となる児童生徒は、受入れ家庭と何らかの関係性を有する子供であるため、比較的地域になじみやすく、受入れ家庭だけでなく、地域全体で留学生を温かく見守り、その成長に関わり、両者に良好な関係、絆が創出され、本村を第二のふるさとと感じてもらうことで、将来的に一種のUターン移住につながる事が期待される制度であると考えております。このような本留学制度の期待される効

果を有効に得るためには、十分な周知広報効果が得られる場所及び方法で、情報発信を行う必要があります。先ほども説明しましたが、受入れ対象が里親の孫または親戚・知人等の子供であることを踏まえ、本土各市で開催されます郷友会総会など、村出身者が多く集まることが見込まれる場で、積極的な周知広報を図ってまいりたいと考えております。繰り返しになりますが、これまでも親子留学に関しましては議会にて答弁しておりますように、地域からの声が大事であるとかんがえておりますので、議員の皆様方にも御理解と御協力をいただければ、幸いです。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（前田清和君）

村長、答弁ありがとうございます。この商工業振興、商店に対しての助成制度、前も質問させていただいたんですが、本当にコロナ交付金、そして物価高騰交付金で第6弾まで、本村は商品券を出させていただいていることに、村民の方々も大変喜んでおります。また、お店を経営する方々からも、大変このコロナ禍のこの期間、助けていただいたという声もよく聞いております。これはしかし、実際、コロナ禍が始まって、国のその助成金という、補助金、制度を使つての、今この商品券だと思うんですよ。今後、このコロナ禍の交付金、地方交付税、今後どう、毎年毎年変動しますので、これが毎年ずっと続くかという、それは当局の皆様方もそれは分からないと思うんですけど、これがもしその交付金がなくなった場合にですよ、この交付金自体が物価高もなくなり、コロナ交付金もなくなり、そうしたときに、じゃ、今度この今6集落あるこの8店舗のお店、今お店の方々は高齢者の方、後継者がまづいないんですよ。それでもうたぶんこのまま、あと10年、20年すると、多分もうその方々もお店を閉め、村内にはお店がもうほぼほぼ廃止、閉店になっていく可能性が先々見えているように思います。今のうちにしっかりとその6集落8店舗あるお店をですね、しっかりやっぱ見守っていかないといけないと思うんです。もう一度閉めたら、お店っていうのは、まずオープン、開店することは今の現状、難しいのかなと。私たちは車で運転できますから、名瀬に宮古崎トンネルができて、安い買い物ができます。高齢化率43%を越したこの大和村、65歳以上、この方々が免許返納して、いよいよ買い物が行けなくなったときに、じゃ、どこを利用するかといったら、もう村内のお店しかないんですよ。そのお店が閉まってしまうと、じゃ、そのお年寄りの方々は、特にやっぱ先々不安を感じての生活になっていかないかなというふうに、私は危惧をしております。ですから、もちろん村長が言われるこの商品券で、お店は6,760万ですか、商店に落ちたお金が44.4%、約5割は商店にお金が落ちていて、利用してくれているということで、本当に助かっていますが、今後のその展開も踏まえて、今、光熱費だけで大体100万前後ぐらい、年間、水道、水道はほとんど使いませんけど、電気代がほとんど主になってくるんですが、1個人商店でも年間やっぱ60万から70万ぐらいは維持費でかかっていると思うんです。ですから、これを全額出せとは言っていないんですよ。例えば、半額も言ってません、1割でも2割でも、少しでも経営されている方々に安心してお店が運営できるようにということで、僕はいつもさ

せてもらっているんですけど、先ほど村長の答弁にもありましたが、この商品券がある限り、光熱費の助成というのはできないということなんですけど、すぐすぐできなくても結構ですけど、この後、やっぱり5年後、10年後を見据えて、そういう検討する時期に、もう来ているのかなと思うんですけど、いかがですかね、課長。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

我々村当局におきましても、集落商店の存続維持というのは、非常に大切なことであるというふうに認識しております。そういった考えもございますことから、2点目の御質問にあります買い物弱者対策として、きびきび号の運行も昨年7月から開始をさせていただいているところでございます。議員のおっしゃるように、今後、光熱費の状況がどうなるかというところは、まだ、もしかしたら物価が高騰が落ち着く可能性もございます。しかしながら、そのあと、恒常的にランニングコストに対して助成を行うということになりますと、これは今、物価高騰、光熱費の高騰に苦しんでいるのは、全ての事業者でありますので、村内における全ての法人事業者、個人事業者を対象にしなければならないのではないかなというふうに我々は考えるところでございます。その辺りの整理をするところが困難であり、また、村単独経費で対応することになると、それに対して対応が可能なかどうかというところは、十分に精査をしていく必要があるかなというふうには考えております。

○2番（前田清和君）

課長の思いも分かります。確かにお店ばかりじゃないですから、村内には事業者が。やっぱり観光客が最近よく来られていますよね。よく村内でよく言うのが、大和村に来て食べてところがない、お店がないとよく耳にするんですよ。せっかく大和村にお金を落とそうとしてもお店がなくて、大和村の収入入って来ないんですよ。せっかく買い物とかしようとしても。そういう意味で、やっぱり集落のお店というのは、もちろん住んでいる方々、村民の方にとっても重要ですけど、観光客にとってもお店を利用されている方というのは、結構おられるんですよ。ですから、もちろん商店だけじゃないんですけど、やっぱりせっかく大和村に観光に来て、ついでにどこか寄って、何か買いたいなというときに、お店が閉まってたら、お店もなかったら、どうなのかなって、なので、今、6集落のうちにあるこの8店舗を何とか維持していただいて、もちろん地域のお店ですけど、または観光客に来てもらって、お金も外貨も落としてもらえ。そのためにも、やっぱりもう絶対というほど、お店の存続というのは一番じゃないかなと、特に高齢者の方々、買い物ができなくて困っている方々からよく耳にします。課長、先ほど言ったそのきびきび号が、去年7月から運行されて、そのきびきび号による商店の買い物客の利用状況とか、約半年が過ぎましたが、そういうのはアンケートなり、調査なり、そういうのは確認取れていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

きびきび号の運行の状況でございますが、月・水・金の週3日、午前午後、今里から国直までを1往復ずつ運行をしております。昨年7月から運行を開始いたしまして、今年2月23日現在までの

利用状況でございますが、月平均67名、述べ人数で536名の村民の方を中心に利用をしていただいております。人数につきましては、きっちりとした数字を運行ごとにカウントをしております。利用の状況につきましては、運転に従事している方々からも聞き取りをしておりますが、集落の商店の利用というのは、数は少ない部分でございます。まだ少ない部分でございますが、確かに集落のほうに商店がない方が、集落のある商店にきびきび号を利用されて買い物をしているという実績はございます。

○2番（前田清和君）

だから、数人ではありますが、きびきび号で各お店のない集落からお店に買い物に行かれているということですね。だから、これは本当にこの移動支援車両、やってよかったなど、最初は利用者も少なかったですけど、最近はよく満車になったりとか、結構利用されてよかったと思います。これはこれでいいことだと思います。ただ、やっぱり先ほどからもしつこいように言っていますけど、今後ですね、今ある既存のお店に何とか存続できるような対策も、また当局としても検討していただきたいというふうに思います。

関連してなんですが、買い物難民弱者です。商店のない集落への移動販売、村長が言ったように、集落があるお店にとっては、民間企業の提携というのは、絶対にあってはなりません。圧迫します。それはもちろん私も分かっています。これは、ですから、集落にお店がない、今6集落ですよ、ということは5集落は集落にお店がないんですよ。例えば、お店のない5集落に、この民間企業でもいいですよ、合同会社でもいいですよ、ひらとみでも。だからお店のある集落には行かないで、お店のない集落に週1回とか2回、移動販売で買い物していただけないかっていうことです。だから、お店のある集落には行ったら、いろんなあれも出ますし、危害も出ますから、そこはなく、お店のない集落に回ってくださいということなんですけど、これはほかの町村でも今やられていますよ。隣の村、隣の町でも。何でここは行政はそこはほかの事業所を圧迫するということで、これは前も質問したんですけど、なかなか検討していただけないのかなと。お年寄りにとっては喜んでもらえる事業だと、僕は思いますよ。困っているんですから、お年寄りが買い物できなくて。これはもう一度検討していただけないですかね。民間企業じゃなくてもいいですよ。だったら村が出資している合同会社ひらとみ、保冷車も買って新しいのも買ったけど、あれも今、使われてないみたいですよ。前の古いのを使っていますよね。250万の予算を組んで、新しいのを買われて、それから動かしてない。ああいうのを利用してですよ、集落のお店のないところ、回れないもんですかね、課長、検討してもらえないですか、これは。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

先ほども村長の答弁にもありましたように、現在、集落に商店のない5集落の村民の方々は、近隣の商店のある集落に移動をして買い物をしているという状況が多々あります。そういった場合に、我々が民間事業者と連携をして移動販売車を商店のない集落で販売を実施いたしますと、それまでお買い物にいられていたお客様が、商店からすると減るということになります。こういうこと

は民業の圧迫につながるというふうに我々は考えているところでございます。

あと2点目、隣の宇検村のほうでは、とくし丸という移動販売車両が運行しております。これにつきましては、とくし丸を運行している宇検村の住民の方が、自分の仕事として生業として販売を行っているということで、役場と行政としてはノータッチであるということであります。というところから、民業圧迫であるとか、そういった話というのは出ていないところでございます。

○2番（前田清和君）

個人事業者が、じゃ、宇検村はやられていると、それであればこの合同会社は大和村の出資会社ですよ。であれば合同会社ひらとみがああいう移動販売を携わることに對して、村民からはそういう不平不満の声は、もしかしたら出ないかもしれないですよ。大和村の会社なんですから。どうです、その点は。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

合同会社ひらとみにつきましては、民間の企業という位置付けではございますが、村が100%出資をしている企業でございます、事業者でございます。ですので、間接的に行政が関わる形になるという形になりますので、そういった面で民業圧迫の声が出る恐れというものはあるかというふうに考えております。

○2番（前田清和君）

じゃ課長、今度事務嘱託の集落の区長さんとか、月に一度定例会をされていると思うんですが、総務課長、一度集落にお店のない事務嘱託員の方々から、意見を聞いていただいてですよ、お店がなくてもきびきび号で買い物をするとか、別にお店なくてもいいよって、そういう返事をされるのか、いや、もし大和村、行政、合同会社ひらとみが、移動販売週に2回でも3回でもやってくれば助かるという、そういう事務嘱託の方もおられるかもしれませんので、今後、すぐすぐでもいいですけど、令和6年度でも入ってからですね、一応そういうアンケートみたいなものを取っていただけませんか。

○総務課長（政村勇二君）

この事務嘱託員は、先ほど議員からもありましたように、毎月定例会という形で会議を開いております。そういった中で、基本的には大和村の連絡事項が主になったあとにですね、各事務嘱託員同士の情報共有の場として協議事項、でまた事務嘱託員の中で話し合いがなされてなかった別件では、また区長会という組織の中でもですね、協議がなされておりますので、今、御質問のございました案件につきましては、もちろん事務嘱託員のほうで協議していただけますかという話の内容の中ではですね、やはりその民業圧迫の考え方も併せまして周知をして協議していただく場を設けたいというふうに思います。また、その時期に関しましてもですね、この事務嘱託員は2年に1度更新時期を迎える年でございまして、この令和6年の3月で一旦更新の時期を迎え、令和6年4月から、新たなまた事務嘱託員の方たちもいらっしゃるようでございますので、そういった中で、また4月以降にそういった話し合いの場を設けさせていただきたいというふうに思います。

○2番（前田清和君）

ぜひですね、そういう集落の事務嘱託員、区長さんを通してですね、そういうもし声、意見があるのであれば、それは行政としても前向きに今後検討していただきたいと思います。

次に、3番目、村内における児童生徒の確保についてですが、先日新聞に年齢別の人口のパーセントが載っておりました。大和村の総人口に対して0歳から15歳未満、中学生までですね、が11.4%で、龍郷町総人口に対して15.7%、0歳から15歳、大和村が12市町村で一番低かったんです。一番高かったのが、やっぱり龍郷町の15.7%、生産年齢人口も15歳、64歳、龍郷町が50.7、2人に1人は働き、生産人口という新聞が載っておりました。今年、中学生も6人卒業されて、今年度、大和中には10人の村内の小学生が今年度入学されるというふうに思っているんですが、今後の大和中、そして今後の各小学校の児童生徒の推移というのが、現時点で分かれば、教育委員会のほうからお願いいたします。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

推移につきましては、令和5年度、各小学校別に申し上げてよろしいでしょうか。はい、それでは、令和6年度が大和小が29名、大棚小が14名、名音小が13名、今里小が5名、小学校の合計が61名になります。大和中学校が25名、令和6年度になりますけれども、あと令和7年度、8年度、9年度、10年度、今こちらのほうに資料があるんですけれども、令和7年度につきましては、全体的に小学校が3名の増、中学校は変わらず、令和8年度につきましては、小学校がそれから6名の増、そして中学校が2名の増、令和9年度がそれに対しまして、ちょっと細かいんですけど、令和9年度が小学校の合計がマイナス5、中学校がプラス2で、マイナス3になっております。令和10年度につきましても、小学校の合計が68で、前年度に対しましてプラス3、中学校は29名で変わらずで、全体的にプラス3になっております。ちょっと分かりづらいんですけども、以上で一応推移的には。

○2番（前田清和君）

事務局長、ありがとうございます。今の説明を聞きますと、大体今後5年間というのは、そんな大きな変動はなく、今の人数でいけるのかなというふうに理解しております。ただですね、この先ほども申しましたように、大和村は12市町村で11.4と、10人に1人が中学生までの総人口なんですよ。今後、やっぱり学校の維持、確保していく上で、やっぱりこの子供たちの確保というのは、今後、やっぱり必要じゃないかなと、小規模校は小規模校でそれなりのいい環境生活ということも、よく耳にされるんですが、やっぱり子供たちが多いことにこしたことはないと思っております。それで、私はこの親子留学制度、休止をされてですね、平成29年からもうずっと休止をしているんですが、いつも村長の施政方針には親子留学制度と載ってて、やっぱり、今里がこれは最初立ち上げてやったんですが、平成25年から4年間で、この廃止いや休止になっております。ほかの集落には、先ほど説明聞きましたら、そういう集落からそういう要望、声が上がれば、当局としても親子留学制度の復活とかもあるのかなと、あるんですが、これはだから、集落がそういう意向じゃない

と、当局としては、こういう制度は作っても、こっちからは働きませんよというふうに理解しました。それはそれでいいと思うんですけど、やっぱりそれも、これもやっぱり行政としても、やっぱりその集落の意向ももちろん大事ですけど、大和村としてこの親子留学制度を今活用していますよと、午前中、同僚議員からもありましたように、親子で来たいんだけど家がないとか、そういう方々も数名おられると聞いていますので、大和村には親子留学制度がありますと、ですので、親子で来てもらって、子供たちをこの島で学ばしてくださいっていうのを、当局ももうちょっと受入体制、今後、作っていくべきじゃないかなと思うんですよ、課長、どうですかね。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり、この親子留学制度の実施につきましては、村長の答弁でもありましたように、地域の熱意、盛り上がりというのが、大変必要なポイントになってくるというふうに考えております。議員がおっしゃるように、我々のほうで周知広報をして、受入体制の構築というのは、確かにできることではあるかもしれませんが、しかし、集落の中でしっかりと来られた留学親子の方になじんでいただき、そして集落全体でその子供たちの成長を見守っていただく、そういった体制づくりをするためには、やはり集落の熱意というものは必要不可欠であるというふうに考えております。実際に我々が先進事例として参考にさせていただきました宇検村阿室地区の先進事例の調査なども行いましたが、あちらのほうは集落のほうが、村当局より役場より、行政より熱意のある対応、実施体制、受入体制をしいていたというところがございます。そういったところが阿室地区の成果につながっているんじゃないかというふうに感じたところでございます。

○2番（前田清和君）

課長の説明も分かります。であれば、集落にこの親子留学制度があるから、じゃ、やってみませんかって、その熱意というのは、それはもちろん事務嘱託員、区長さんを中心になると思うんですが、やっぱりでも、こういう留学制度をやりませんかというのを投げかけるのは行政だと思うんですよ、各区長さんに。特に、今後、児童生徒が減っていく校区もあります。であれば、その校区の事務嘱託区長さんに対して、こういう留学制度があるから、やっぱりこれ以上子供が減る、もっと子供に来てもらうように、こういう制度を利用して、地域で盛り上がってくださいよと、そういう働きは当局の方の仕事だと僕は思うんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

我々のほうから集落サイドのほうへの投げかけといいますか、こういった制度、やってみませんかというようなお話は、やはり我々のほうからしなければならないことであるというふうには考えております。そういった面につきましては、庁内のほうでも協議をいたしまして、事務嘱託員会のほうへ投げかけ、我々のほうからこういう制度の紹介をさせていただく流れなど、そういったのがどういうふうに行えるのかというのは、協議をさせていただきたいと思います。

○2番（前田清和君）

この里親制度も関連してです。先ほど言ったように、65歳以上、大和村、もう43%超えています

す。結構、高齢者の方々が農業したりとか、ゆっくりされている方もいるんですけど、その方々の子供さん、孫さん、親戚、たくさんおられると思うんですよ。時間もあって。その方々に、もしその、先ほど村長からもありましたように郷友会であったり、内地のいろんな大和会とか、そういうところに行ってもらって、声をかけるのも大事だし、村民に、今住んでおられる村民の方々に、こういう里親制度がありますよと、月いくらの助成も出しますので、自分の子供さん、孫さん、親戚さんを引き取って、一緒に学校出してみませんかというの、それも当局の村民に対しての働きかけで、この平成20年から全くゼロなんですよ。何年か前におられたのは知っていますよ。ただ現在は0名なんですよ。せっかくこういう里親制度とか、いい制度を作っているのに、利用してないのはもったいないで、これで利用する人がおられれば、児童生徒も確保にもつながるし、そこはやっぱり当局が村民にそういう周知もしていただきたいと思うんですけど、課長、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

議員のおっしゃるように、外で、島外のほうでだけ周知広報をはかるのではなく、村内のほうでもししっかりと周知広報を図っていきたいと思っております。我々もやはり近年、この里親留学制度の利用がなかったものですから、抜本的に周知広報をまた改めてしなければならないというふうに感じていたところでございますので、村内の村民に向けても周知広報を図ってまいりたいというふうに思います。

○村長（伊集院 幼君）

ちょっと私のほうから補足させていただければ、担当課は承知してないといってますけれども、我々村民には周知をさせて問い合わせもあります。こういう関係ですけど、里親になりませんかという問い合わせもありながら、対象にならない方も中にはいますので、再度、我々は事務嘱託委員会を通じて親子留学と里親制度についてはまた周知をしながら、我々もその対策に少なからずしっかり啓発活動をしていきたいというふうに思います。

○2番（前田清和君）

最後になりますけど、総務課長、その買い物難民弱者の手助けとして、移動販売、これはぜひ新しい事務嘱託員の改選後にでも、お店のない方々、区長さん、事務嘱託員、区長会でぜひ周知を図ってもらって、本当に困っているんですよ、お年寄り。だから、お店のない、お店、私たちでしたら、お客さんが来てくれるのは大変ありがたいんです。どんどん来てもらいたいんですよ。でも、その方々もきびきび号を利用して、100円出して買い物して、お店は潤います。ただ、それでも買い物に行けない方っていうのは、集落にたくさんおられるんですよ、お年寄り。その待っているお年寄りの方々のために、せめて商店のない集落への移動販売、民間企業がそれはだめというのであれば、合同会社ひらとみの保冷車、多分買ってそのまま使っていないのがあるのであれば、それも行政サービスの一環としてですよ、やっていただけるようにぜひ検討していただきたいというふうに思います。

○村長（伊集院 幼君）

先ほど私が答弁しましたように、やっぱり老人クラブの高齢者の皆さんが、どういうことで困っているのかということも、一応再度また御意見を賜りながら、我々もどういう形で支援ができるのかということを検討させていただきたいと思いますので、我々が独自で移動販売をするかどうかというのを含めてですね、議論をさせていただければというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで2番、前田清和君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時00分

第 1 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和 6 年 3 月 2 1 日（木）

大 和 村 議 会

令和6年第1回大和村議会定例会会議録

令和6年3月21日（木）

午後1時30分 開 会

1 議事日程

開議の宣告

- 日程第 1 議案第26号 大和村簡易水道事業財政調整基金設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 議案第27号 大和村重度心身障害者医療助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 諮問第28号 大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第29号 大和村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 8号 令和6年度大和村一般会計予算について
- 日程第 6 議案第 9号 令和6年度大和村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 7 議案第10号 令和6年度大和村大和診療所特別会計予算について
- 日程第 8 議案第11号 令和6年度大和村介護保険特別会計予算について
- 日程第 9 議案第12号 令和6年度大和村大和の園特別会計予算について
- 日程第10 議案第13号 令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第14号 令和6年度大和村簡易水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第15号 令和6年度大和村集落排水事業会計予算について
(予算審査特別委員長報告及び採決)
- 日程第13 同意第 1号 大和村監査委員の選任について
- 日程第14 議員派遣の件について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉議

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（7名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 市 田 実 孝 君 | 6 番 | 勝 山 浩 平 君 |
| 2 番 | 前 田 清 和 君 | 7 番 | 中 井 文 忠 君 |
| 3 番 | 重 信 安 男 君 | 9 番 | 奥 田 忠 廣 君 |
| 5 番 | 藏 正 君 | | |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	森 永 学 君	主 査	後 藤 美穂子 君
--------	---------	-----	-----------

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教委事務局長	前 田 逸 人 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	企画観光課長	大 瀬 幸 一 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	産業振興課長 兼農委事務局長	福 本 新 平 君
建 設 課 長	早 川 勝 志 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
教委指導主事	里 中 卓 麻 君	大和診療所事務長	松 崎 泰 郎 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	大和の園園長	勝 健一郎 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君		

開会 午後 1時30分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第26号 大和村簡易水道事業財政調整基金設置条例を廃止する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、議案第26号、大和村簡易水道事業財政調整基金設置金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村簡易水道事業財政調整基金設置条例を廃止する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和6年4月1日から簡易水道事業が公営企業法適用へ移行することに伴い、大和村簡易水道事業財政調整基金設置条例を廃止したく、御提案いたします。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村簡易水道事業財政調整基金設置条例を廃止する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

令和6年4月1日から簡易水道事業及び集落排水事業が公営企業法適用へ移行いたしますが、運営においては一般会計からの繰入金において運営している状況であることから、簡易水道事業の財政調整基金を廃止し、その金額約566万4,000円は簡易水道事業会計に繰り入れ、令和6年度の運営状況により、一般会計からの繰入金において調整してまいります。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第27号 大和村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議案第27号、大和村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

重度心身障害者医療費助成制度については、県の制度見直しに伴う条例改正がございまして、本村の条例においても改正する必要がございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

鹿児島県における重度心身障害者医療費助成制度改正に伴い、本村の条例においても改正が必要となることから、精神障害者保健福祉手帳の交付対象者の一部を新たに追加し、関連対象施設についても追加しようとするものでございます。また、所得制限を新たに設けるとともに、これまでは医療費自己負担分の還付について申請を必要とする償還方式であったものを、申請を不要とする自動償還方式へ改正しようとするものでございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第28号 大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、議案第28号、大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

現行の条例では複数の助成金等の詳細を定めておりますが、各種助成事業の運用を円滑化するため、大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正することを御提案いたします。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

現行の条例につきましては、複数の所管課によって各種定住促進に資する助成事業を実施し、適宜既存助成事業の内容を変更、新規助成事業の追加等を行ってきておりますことから、複数の助成条件が林立している状況にあります。このようなことから、事務処理、その運用の円滑化を図るた

め、大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正するものであります。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第29号 大和村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、議案第29号、大和村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

国の介護保険法施行令や介護保険法施行規則等の一部改正及び大和村第9期介護保険計画策定による介護保険料の改定に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

3年ごとに介護保険事業計画の見直しが義務付けられており、第9期介護保険事業計画において、令和6年度から令和8年度における介護保険事業計画及びそれに伴う65歳以上が対象となる介護保険第1号被保険者の保険料額を定めることとなっております。今回、国の介護保険法施行令及び介護保険法規則等の一部改正に伴い、所得段階の区分がこれまでの9段階から13段階へ見直しとなるために、これに準じて本村の条例の改正を行うとともに、介護保険法施行令第38条第1項第5号に掲げる保険料基準額について、年額6万6,000円から7万800円に改定しようとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 令和6年度大和村一般会計予算について

日程第6 議案第9号 令和6年度大和村国民健康保険特別会計予算について

日程第7 議案第10号 令和6年度大和村大和診療所特別会計予算について

日程第8 議案第11号 令和6年度大和村介護保険特別会計予算について

日程第9 議案第12号 令和6年度大和村大和の園特別会計予算について

日程第10 議案第13号 令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第11 議案第14号 令和6年度大和村簡易水道事業会計予算について

日程第12 議案第15号 令和6年度大和村集落排水事業会計予算について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議案第8号、令和6年度大和村一般会計予算についてから、日程第12、議案第15号、令和6年度大和村集落排水事業会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長に委員会の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、令和6年度予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る、3月5日の本会議において、本予算審査特別委員会に付託を受けました議案第8号、令和6年度大和村一般会計予算についてから議案第15号、令和6年度大和村集落排水事業会計予算について、以上8件の当初予算議案について、審査内容と結果について報告いたします。

本委員会は、3月6日午前中に主な事業の現地調査を行い思勝1号線ガードレール設置工事、大棚小学校排水対策工事及び遊具設置、戸円消防車庫更新、生活道路対策エリア（名音工区）、名音地区の定住促進住宅整備の説明を受けました。

また、3月14日、15日の二日間において、村長、副村長、教育長及び関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計・公営企業会計予算案の審査を行いました。審査内容について申し上げます。

まず一般会計について報告します。

農林水産業振興において、食肉処理施設の場所、ジビエ加工品の開発の状況についての質疑があり、場所は大棚加工所を考えているが全事業は確定していない。基準が厳しいため今後先進地視察や県等にも相談しながら進めていきたいとの答弁でした。

又、水産加工施設において、地域資源を使った商品開発はどのように進めていくのかとの質疑があり、加工専門家、大島支庁、担当課と協議を進めながら、地元で採れるものなどを活用して商品化していきたいとの答弁でした。

次に、子ども子育て支援計画委託について、どのような構成員なのかとの質疑があり、学識経験者、小学生・未就学児の保護者、担当職員で構成し、特に学識経験者も教育に重きを置く委員と考えているとの答弁でした。

又、土曜保育、延長保育の状況について、保護者の方々から利用しづらくなったとの質疑があり、へき地保育所は、元々土曜日は開園ではなく、子どもを預けるためには、その理由が必要となる。理由があれば対応しており、保育所は必要性に応じて開園するとの答弁でした。

次に、学校給食、地場産野菜、オーガニック野菜の活用についての質疑があり、地場産野菜は取り入れているが、オーガニック野菜は仕入れていない。今後、産業振興課と連携しながら、無農薬、有機栽培等取り入れていけるよう進めたいとの答弁でした。

群倉補修についてリュウキュウチク育成場の管理が出来ていないとの質疑があり、前担当者との引き継ぎがされていなかった。今後、計画的管理が出来るよう体制づくりを推進したいとの答弁で

した。

次に、災害時における今後の自主防災組織の取り組みについての質疑があり、令和5年に個別避難計画を策定することが出来たが、個別避難には家族の同意も必要になるため、行政主導では出来ない部分もある。今後は自主防災組織、保健福祉課、ヘルパーなどを交えた避難計画を作成していきたいとの答弁でした。

又併せて、津波避難訓練であっても、避難場所に簡易トイレ等の設置が出来ないかとの質疑があり、今後集落区長とも話し合いをしながら検討したいとの答弁がありました。

次に、特別会計・公営企業会計について報告いたします。

介護保険特別会計では、訪問介護の事業所、利用者の現状について質疑があり、事業所は大和村社会福祉協議会であるが、利用希望で奄美市の事業者を希望する方は利用者の希望どおりとしている。利用人数は25名との答弁がありました。

大和の園特別会計では、集落長屋構想の中で、大和の園の規模縮小など考えているのかとの質疑があり、現在定員割れをしている。実情に合った介護サービスに変えていくとの答弁がありました。

最後に、集落排水事業会計では、西部地区における施設の分散化についての質疑があり、施設の老朽化により修繕費、管理費の増額が見込まれる。現在の処理場1カ所より、各集落に大型浄化槽を設置することで経費削減にもつながるとの答弁でした。

以上、令和6年度各特別会計・公営企業会計予算の質疑終了後に、討論を行い、各会計ごとに採決を行いました。

その結果、どの会計においても討論はなく、採決の結果、全会計ともに、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、予算審査特別委員会に付託を受けました、令和6年度大和村一般会計予算を含む8件の予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

最後に、当委員会では、委員長の予算審査報告と併せまして、議会の意見書を取りまとめて提出いたしますので、速やかに対処していただきますよう申し上げ、令和6年度予算審査特別委員会における委員長報告を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで委員長の報告を終わります。

ただいま予算審査特別委員長から報告がありました。予算審査特別委員会は議長を除いてすべての議員が委員となっております。

したがって、議案第8号から議案第15号までの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、各議案の討論に入ります。

最初に、議案第8号、令和6年度大和村一般会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号、令和6年度大和村一般会計予算について、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第8号については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第8号、令和6年度大和村一般会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第9号、令和6年度大和村国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号、令和6年度大和村国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第9号については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第9号、令和6年度大和村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第10号、令和6年度大和村大和診療所特別会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号、令和6年度大和村大和診療所特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第10号については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第10号、令和6年度大和村大和診療所特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第11号、令和6年度大和村介護保険特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号、令和6年度大和村介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第11号については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第11号、令和6年度大和村介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第12号、令和6年度大和村大和の園特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号、令和6年度大和村大和の園特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第12号については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第12号、令和6年度大和村大和の園特別会計予算については、委員長の報告の

とおり原案可決されました。

次に、議案第13号、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第13号については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第13号、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号、令和6年度大和村簡易水道事業会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第14号、令和6年度大和村簡易水道事業会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第14号については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第14号、令和6年度大和村簡易水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第15号、令和6年度大和村集落排水事業会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第15号、令和6年度大和村集落排水事業会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第15号については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第15号、令和6年度大和村集落排水事業会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、予算審査特別委員会の意見についてお諮りいたします。

本意見を議会の意見として村長に提出いたしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の意見を議会の意見として村長に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 同意第1号 大和村監査委員の選任について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、同意第1号、大和村監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

議会議員の中から、専任されておりました監査委員の辞任に伴いまして、新たに議会議員の中から蔵 正議員を専任したため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村監査委員の選任について、内容の御説明を申し上げます。

専任の同意を求めています委員は、住所、鹿児島県大島郡大和村大字湯湾釜261番地、氏名、蔵 正、生年月日、昭和38年8月8日であります。履歴の主な内容につきましては、お配りしてあります資料のとおりであります。

御同意方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

ただいま議題となっております大和村監査委員の選任については、議会で推薦した案件のため、質疑討論は省略したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これから、同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、同意第1号、大和村監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は変更が生じた場合には議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（奥田忠廣君）

日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から議会規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本議会の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和6年度第1回大和村議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 藏 正

大和村議会議員 勝 山 浩 平